

令和8年第2回安平町議会定例会議案

令和8年3月5日

安 平 町

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和8年3月5日提出

安平町議会議長 多田 政拓

記

令和7年11月分

令和7年12月分

令和8年1月分

報告第2号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約（令和7年6月19日に議決を経た議案第5号に係るもの）の変更について

安平町専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月2日

安平町長 及 川 秀一郎



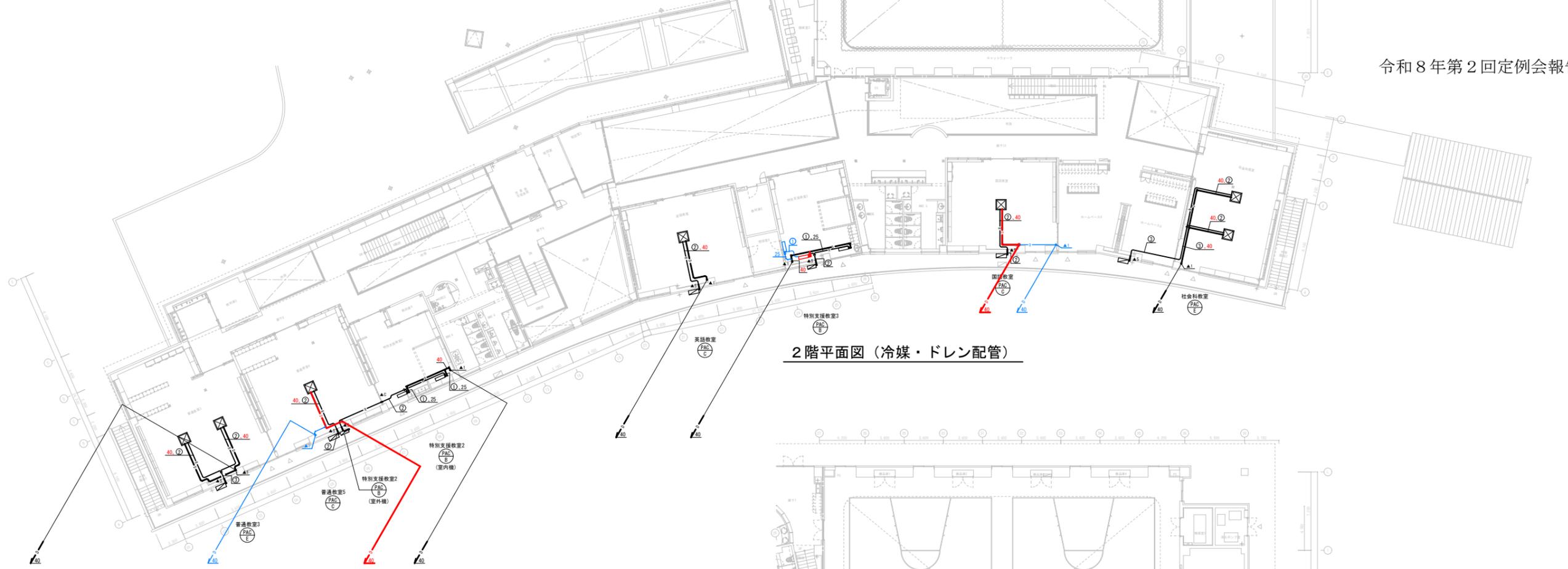
専決処分事項

早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約（令和7年6月19日に議決を経た議案第5号に係るもの）の変更について

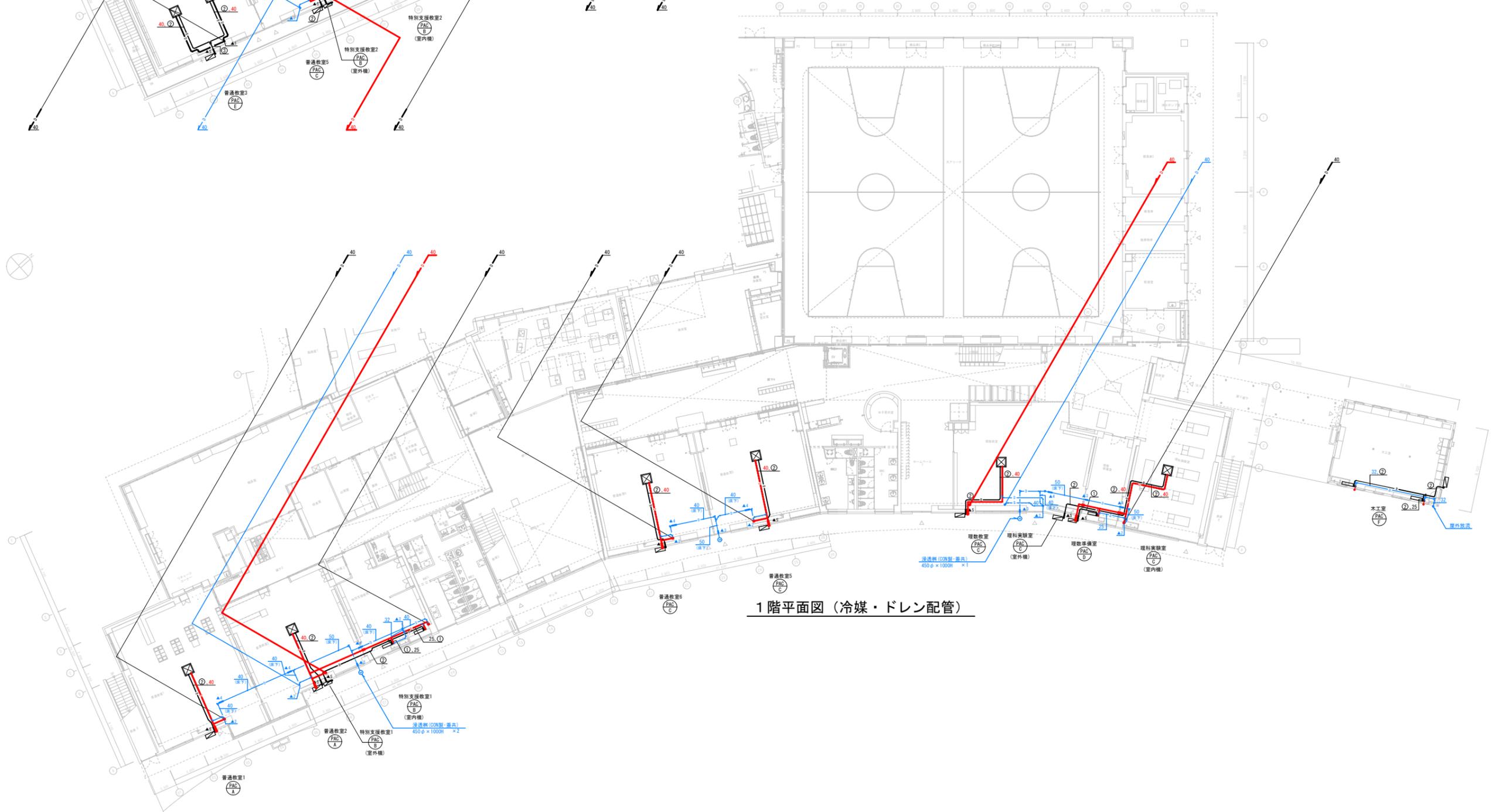
(別紙)

記

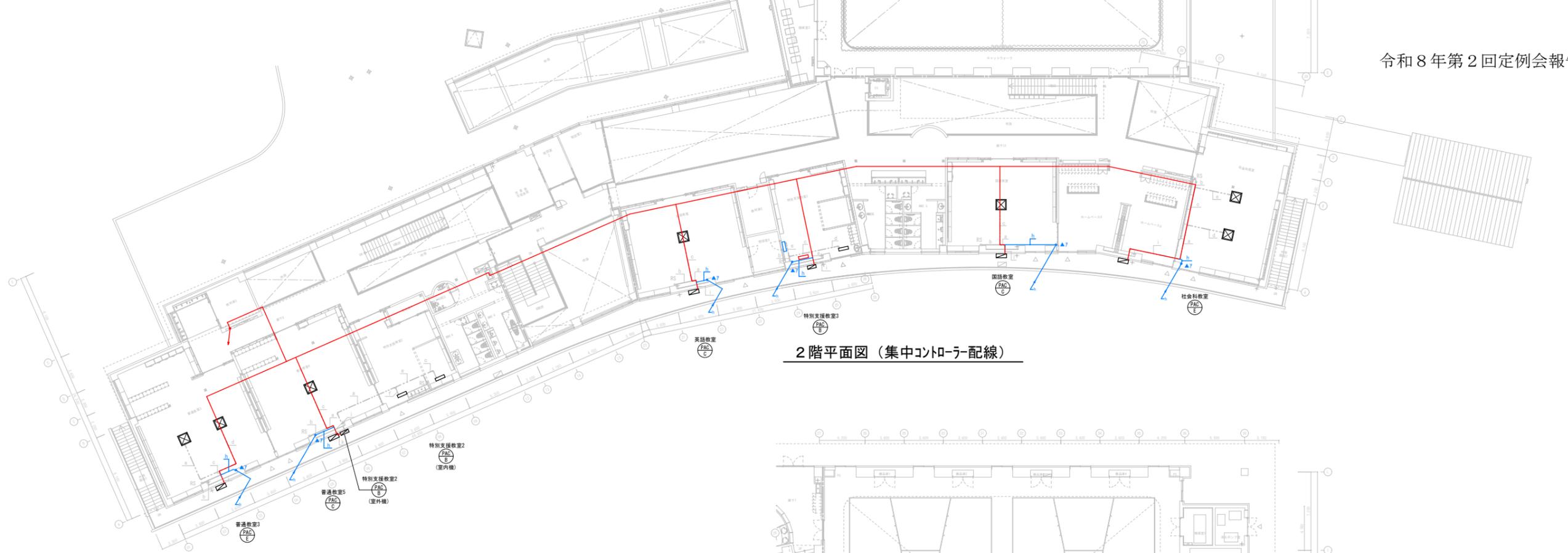
項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	早来学園冷房設備改修機械設備工事	変更前と同じ
2 契約の方法	一般競争入札	変更前と同じ
3 契約の金額	61,600,000円	59,950,000円
4 契約の相手方	池田・廣和経常建設共同企業体 代表者 苦小牧市川沿町6丁目19番16号 池田煖房工業 株式会社 苦小牧営業所 所長 加 藤 良 文 構成員 勇払郡安平町早来大町116番地 有限会社 廣和工業 代表取締役 鍋 谷 敏 幸	変更前と同じ



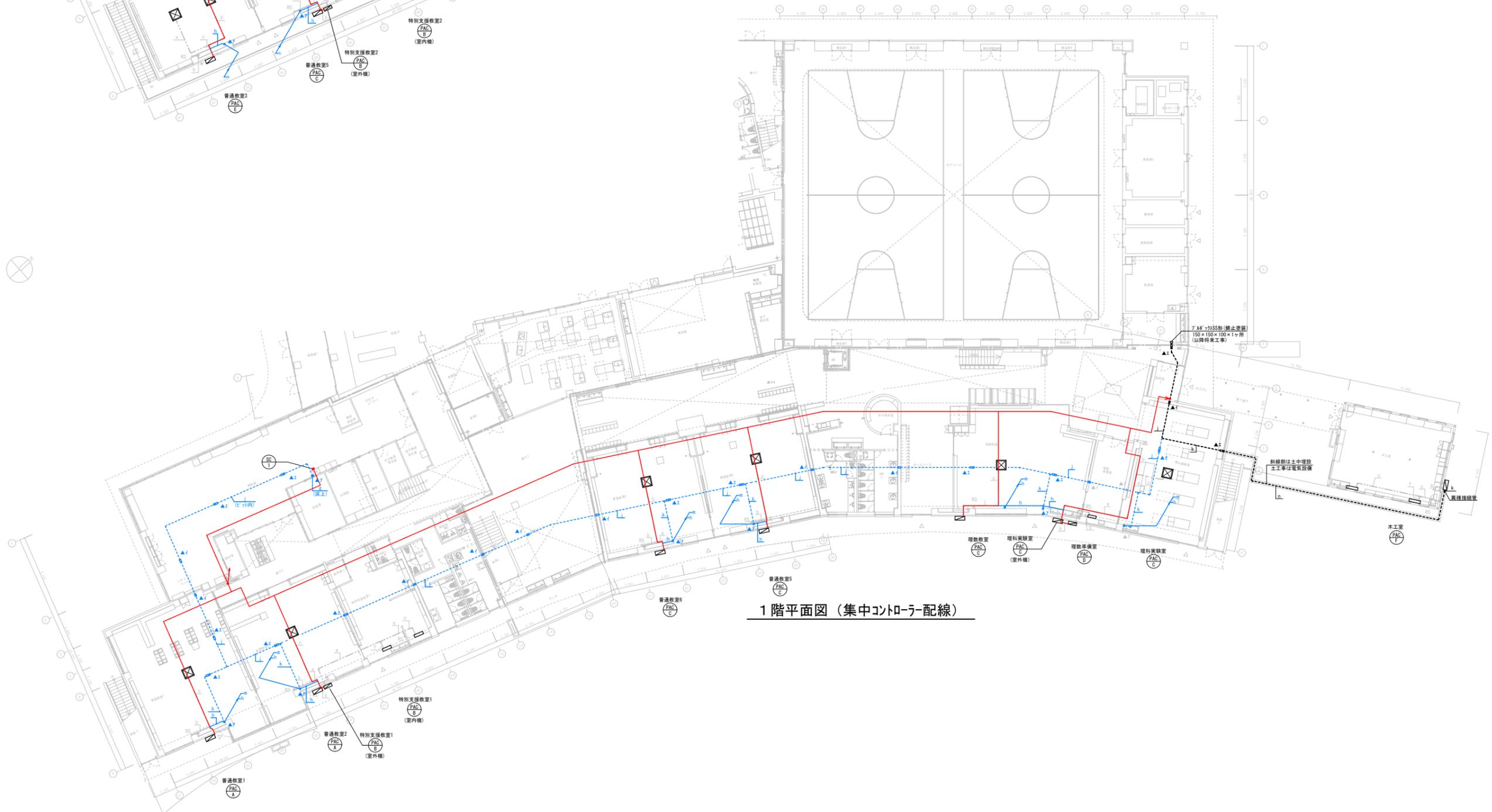
2階平面図 (冷媒・ドレン配管)



1階平面図 (冷媒・ドレン配管)



2階平面図 (集中コントローラ配線)



1階平面図 (集中コントローラ配線)

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について

安平町専決処分第1号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について（別紙）

専決第1号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,963,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		957,549	13,578	971,127
	3. 委託金	16,206	13,578	29,784
歳入合計		8,950,103	13,578	8,963,681

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,190,592	13,578	1,204,170
	4. 選挙費	20,755	13,578	34,333
歳出合計		8,950,103	13,578	8,963,681

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,085,982		2,085,982
2. 地方譲与税	114,037		114,037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5,005		5,005
5. 株式譲渡所得割交付金	5,344		5,344
6. 法人事業税交付金	17,832		17,832
7. 地方消費税交付金	205,524		205,524
8. ゴルフ場利用税交付金	41,367		41,367
9. 環境性能割交付金	8,696		8,696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,667		32,667
11. 地方特例交付金	4,448		4,448
12. 地方交付税	2,671,752		2,671,752
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	5,157		5,157
15. 使用料及び手数料	206,382		206,382
16. 国庫支出金	957,549	13,578	971,127
17. 道支出金	544,193		544,193
18. 財産収入	56,851		56,851
19. 寄付金	503,792		503,792
20. 繰入金	934,795		934,795
21. 繰越金	67,519		67,519
22. 諸収入	142,979		142,979
23. 町債	336,700		336,700
歳入合計	8,950,103	13,578	8,963,681

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,737		53,737				
2. 総務費	1,190,592	13,578	1,204,170	13,578			
3. 民生費	1,682,680		1,682,680				
4. 衛生費	575,332		575,332				
5. 労働費	11,898		11,898				
6. 農林水産業費	421,896		421,896				
7. 商工費	504,644		504,644				
8. 土木費	1,204,799		1,204,799				
9. 消防費	368,774		368,774				
10. 教育費	865,512		865,512				
11. 公債費	877,086		877,086				
12. 給与費	1,186,153		1,186,153				
13. 予備費	7,000		7,000				
歳 出 合 計	8,950,103	13,578	8,963,681	13,578			

議案第1号

安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について

安平町基金条例（平成23年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町基金条例の一部を改正する条例

安平町基金条例（平成23年安平町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表安平町認知症高齢者グループホーム維持運営基金の項の次に次のように加える。

安平町企業 版ふるさと 納税基金	地域再生法（平成17年法律 第24号）第5条第15項の規 定に基づく認定（第7条の 計画変更の規定を含む。） を受けた地域再生計画に記 載された事業の推進に資す る。	一般会計予算で定める額（認定を受け た地域再生計画に記載された事業に係 る寄附金を含む。）
------------------------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安平町基金条例の一部を改正する条例（安平町企業版 ふるさと納税基金）について

■企業版ふるさと納税制度は、市町村が策定した地域再生計画に掲げている事業に対して、企業（本社が町外に所在する法人）が寄附を行った場合、最大9割の税軽減効果があるものです。

■この制度では、原則、寄附をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることになっていますが、「安平町企業版ふるさと納税基金」を設置することで、翌年以降の事業にも充てることが可能となります。

■今般、企業版ふるさと納税の寄附をいただけることになりましたことから、令和8年度事業の財源に充てるため、新たに基金を設置することとしました。

なお、基金については、条例においてその目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められていることなど要件があるため、基金条例の一部を改正し新たな基金を設置するものです。

■今後は、同制度を活用したご支援を企業にお願いしていくとともに、いただいた寄附金を企業の意向に沿って最大限活用し、地方創生のプロジェクトに取り組んでまいります。

1 税制上の優遇措置イメージ



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

2 施行日

公布の日

3 企業版ふるさと納税とふるさと納税（個人版）の違い

	企業版ふるさと納税	ふるさと納税（個人版）
目的	安平町を応援、企業の地域貢献	安平町を応援、個人の気持ち
寄附者	企業（寄附先は本社所在地以外）	個人（寄附先に制限なし）
寄附用途	安平町が策定した地域再生計画に掲げている事業	寄附者の希望を尊重しつつ地方公共団体が自由に活用
返礼品	なし（経済的利益の供与は禁止）	あり
寄附額	1 回 10 万円以上	定めなし
税額控除	法人住民税、法人税、法人事業税	所得税、住民税
適用期限	令和 9 年度まで	定めなし

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

安平町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道勇払郡安平町

3 地域再生計画の区域

北海道勇払郡安平町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 6 年 11 月には 7,221 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年に行った推計では、令和 27 年には総人口が 4,656 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 18 年の 1,165 人をピークに減少し、令和 6 年には 687 人となる一方、高齢人口（65 歳以上）は平成 18 年の 2,533 人から令和 6 年には 2,694 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（14～64 歳）も平成 18 年の 5,615 人をピークに減少傾向にあり、令和 6 年には 3,833 人となっている。

自然動態をみると、平成5年以降の自然増減数を検証すると、出生数は平成7年の87人をピークに減少し、令和5年には23人となっている。その一方で、死亡数は令和5年には118人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は94人（自然減）となっている。

社会動態をみると、平成13年には転入者（527人）が転出者（499人）を上回る社会増（28人）であった。しかし、本町の基幹産業である農業や商工業の担い手不足や衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、平成30年には胆振東部地震の影響も加わり139人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生者の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会増減の均衡を図っていく。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 子どもを産み育てる環境整備のために
- ・基本目標2 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづくりのために
- ・基本目標3 強みを活かした産業と雇用の場づくりのために
- ・基本目標4 移住・定住を見据えた流動人口の確保のために

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和9年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率の向上	1.27人	1.74人	基本目標1
ア	小学校児童数・中学校生徒数の維持向上（小学校1年生、中学校1年生の合算値）	117人	±0人	基本目標1
イ	70歳以上の転出高齢者の抑制	▲17人	±0人	基本目標2
イ	介護予防事業（1次予防）への参加者数（参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数）	1,459人	1,050人	基本目標2
ウ	認定新規就農者数	1組	累計5組	基本目標3
ウ	新規起業・創業の件数	4件	累計6件	基本目標3
エ	交流人口数（道の駅来訪者数を含む観光入込客数）	946千人	1,025千人	基本目標4
エ	社会増減の均衡実現（転入者数－転出者数）	▲90人 (H30-R4平均)	±0人	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実
現をめざす事業

ア 子どもを産み育てる環境整備のための事業

イ 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづ
くりのための事業

ウ 強みを活かした産業と雇用の場づくりのための事業

エ 移住・定住を見据えた流動人口の確保のための事業

② 事業の内容

ア 子どもを産み育てる環境整備のための事業

・自然豊かな当町で、安心して子どもを産み育てることができるよう、
子育て教育環境の充実・魅力化を図るとともに、ユニセフ日本型「子
どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体として、子どもの意見や
権利を尊重したまちづくりを展開していくための事業

・移住・定住施策により必要な子どもの数を確保しながら、ふるさと教

育・学社融合事業をはじめ、安平町独自の教育手法「あびら教育プラン」など、当町が誇る特色ある教育活動を深化させる事業 等

イ 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづくりのための事業

・医療・福祉・商業などの生活サービス機能の充実による全ての世代の転出抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に向けた取組みなどを通じて高齢者が意欲を持ち、その能力を最大限に発揮できる持続可能な地域社会の形成を図る事業 等

ウ 強みを活かした産業と雇用の場づくりのための事業

・企業誘致の促進や立地企業の増設等への支援、新規就農・商工業後継者対策、創業・起業支援に力を入れるとともに、地域資源や地域特性を活かした新たな雇用創出に向けて、基幹産業である農林業と商工業の連携による6次産業化を推進する事業

・道内で初めてオーガニックビレッジ宣言を行ったことにより、環境保全型の有機農業や環境に配慮した農業を進め、外的環境の変化に強い経営に結び付けながら、将来にわたり安心して農業を続けていく環境を目指す事業 等

エ 移住・定住を見据えた流動人口の確保のための事業

・知名度を向上し、交流人口と移住・定住人口へ結びつけるシティプロモーションの考えに基づき、地域のイメージを高める情報発信の強化、「道の駅」を拠点として町内外の人々が観光資源を回遊・交流するための仕組みづくりなど、賑わい創出と交流人口の拡大に向けた取組みにより、最終的に移住・定住先として子育て世代に選ばれるまちづくりを推進する事業 等

※ なお、詳細は安平町地方版総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,440,000千円（令和7年度～令和9年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度開催する安平町未来創生委員会において効果検証を行い、翌年以降の取組み方針を決定する。検証後、安平町のホームページにおいて公表する。

⑥ 事業実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第9号）について

令和7年度安平町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の増額等により、令和7年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,742,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		2,671,752	132,766	2,804,518
	1. 地方交付税	2,671,752	132,766	2,804,518
14. 分担金及び負担金		5,157	△507	4,650
	1. 負担金	5,157	△507	4,650
15. 使用料及び手数料		206,382	△680	205,702
	1. 使用料	202,681	△706	201,975
	2. 手数料	3,701	26	3,727
16. 国庫支出金		971,127	△146,579	824,548
	1. 国庫負担金	425,382	4,489	429,871
	2. 国庫補助金	515,961	△151,068	364,893
17. 道支出金		544,193	△3,564	540,629
	1. 道負担金	229,170	△136	229,034
	2. 道補助金	295,745	△3,098	292,647
	3. 委託金	19,278	△330	18,948
18. 財産収入		56,851	4,375	61,226
	1. 財産運用収入	18,639	763	19,402
	2. 財産売払収入	38,212	3,612	41,824
19. 寄付金		503,792	49,154	552,946
	1. 寄付金	503,792	49,154	552,946
20. 繰入金		934,795	△274,203	660,592
	1. 基金繰入金	933,350	△274,146	659,204
	2. 特別会計繰入金	1,445	△57	1,388
22. 諸収入		142,979	3,178	146,157
	3. 受託事業収入	11,027	2,097	13,124
	4. 雑入	91,789	1,081	92,870
23. 町債		336,700	15,300	352,000
	1. 町債	336,700	15,300	352,000

歳入合計	8,963,681	△220,760	8,742,921
------	-----------	----------	-----------

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		53,737	△4,333	49,404
	1. 議会費	53,737	△4,333	49,404
2. 総務費		1,204,170	23,820	1,227,990
	1. 総務管理費	1,134,014	26,689	1,160,703
	5. 統計調査費	20,142	△2,821	17,321
	6. 監査委員費	1,218	△48	1,170
3. 民生費		1,682,680	4,740	1,687,420
	1. 社会福祉費	1,090,668	△12,242	1,078,426
	2. 児童福祉費	592,012	16,982	608,994
4. 衛生費		575,332	△35,308	540,024
	1. 保健衛生費	231,583	△32,932	198,651
	2. 清掃費	178,112	△7,228	170,884
	3. 上水道費	165,637	4,852	170,489
5. 労働費		11,898	25	11,923
	1. 労働諸費	11,898	25	11,923
6. 農林水産業費		421,896	△25,107	396,789
	1. 農業費	388,354	△23,955	364,399
	2. 林業費	33,542	△1,152	32,390
7. 商工費		504,644	△7,541	497,103
	1. 商工費	504,644	△7,541	497,103
8. 土木費		1,204,799	△138,984	1,065,815
	2. 道路橋りょう費	534,045	△136,987	397,058
	3. 河川費	44,046	△115	43,931
	4. 都市計画費	512,209	△2,700	509,509
	5. 住宅費	114,233	818	115,051
9. 消防費		368,774	△5,482	363,292
	1. 消防費	368,774	△5,482	363,292

10. 教育費		865,512	△16,534	848,978
	1. 教育総務費	392,878	△12,391	380,487
	2. 小学校費	8,953	△89	8,864
	3. 中学校費	4,499	△111	4,388
	4. 義務教育学校費	14,008	△165	13,843
	5. 社会教育費	190,702	△2,021	188,681
	6. 保健体育費	254,472	△1,757	252,715
12. 給与費		1,186,153	△16,056	1,170,097
	1. 給与費	1,186,153	△16,056	1,170,097
歳 出 合 計		8,963,681	△220,760	8,742,921

第2表 繰越明許費補正

追 加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	民間賃貸共同住宅等建設支援事業	10,500
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	622
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,500

第3表 地方債補正

追 加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
確定申告受付支援システム導入事業	2,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。）	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。
次世代オフィスソフト導入事業	10,500			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	2,000			
合 計	15,300			

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,085,982		2,085,982
2. 地方譲与税	114,037		114,037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5,005		5,005
5. 株式譲渡所得割交付金	5,344		5,344
6. 法人事業税交付金	17,832		17,832
7. 地方消費税交付金	205,524		205,524
8. ゴルフ場利用税交付金	41,367		41,367
9. 環境性能割交付金	8,696		8,696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,667		32,667
11. 地方特例交付金	4,448		4,448
12. 地方交付税	2,671,752	132,766	2,804,518
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	5,157	△507	4,650
15. 使用料及び手数料	206,382	△680	205,702
16. 国庫支出金	971,127	△146,579	824,548
17. 道支出金	544,193	△3,564	540,629
18. 財産収入	56,851	4,375	61,226
19. 寄付金	503,792	49,154	552,946
20. 繰入金	934,795	△274,203	660,592
21. 繰越金	67,519		67,519
22. 諸収入	142,979	3,178	146,157
23. 町債	336,700	15,300	352,000
歳入合計	8,963,681	△220,760	8,742,921

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,737	△4,333	49,404				△4,333
2. 総務費	1,204,170	23,820	1,227,990	△3,560	13,300	57,715	△43,635
3. 民生費	1,682,680	4,740	1,687,420	△10,645		△1,451	16,836
4. 衛生費	575,332	△35,308	540,024	△6,373		287	△29,222
5. 労働費	11,898	25	11,923				25
6. 農林水産業費	421,896	△25,107	396,789	△2,910	2,000	△27,449	3,252
7. 商工費	504,644	△7,541	497,103	△377		△8,056	892
8. 土木費	1,204,799	△138,984	1,065,815	△124,019		△17,782	2,817
9. 消防費	368,774	△5,482	363,292	600			△6,082
10. 教育費	865,512	△16,534	848,978	△2,859		△13,982	307
11. 公債費	877,086		877,086				
12. 給与費	1,186,153	△16,056	1,170,097			27	△16,083
13. 予備費	7,000		7,000				
歳 出 合 計	8,963,681	△220,760	8,742,921	△150,143	15,300	△10,691	△75,226

議案第3号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険税の増額等により、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第3号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		192,750	6,196	198,946
	1. 国民健康保険税	192,750	6,196	198,946
3. 繰入金		64,812	△346	64,466
	1. 一般会計繰入金	64,812	△346	64,466
5. 諸収入		5	137	142
	1. 延滞金・加算金及び過料	2	85	87
	2. 雑入	3	52	55
歳入合計		880,971	5,987	886,958

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		10,645	△1,763	8,882
	1. 総務管理費	9,800	△1,324	8,476
	2. 徴税費	659	△271	388
	3. 運営協議会費	186	△168	18
6. 保健事業費		11,765	△1,827	9,938
	1. 保健事業費	11,765	△1,827	9,938
9. 基金積立金		9,348	9,577	18,925
	1. 基金積立金	9,348	9,577	18,925
歳 出 合 計		880,971	5,987	886,958

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	192,750	6,196	198,946
2. 道支出金	610,245		610,245
3. 繰入金	64,812	△346	64,466
4. 繰越金	9,910		9,910
5. 諸収入	5	137	142
6. 国庫支出金	3,249		3,249
歳入合計	880,971	5,987	886,958

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	10,645	△1,763	8,882				△1,763
2. 保険給付費	597,396		597,396				
3. 国民健康保険事業費納付金	249,070		249,070				
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11,765	△1,827	9,938				△1,827
7. 諸支出金	1,745		1,745				
8. 予備費	1,000		1,000				
9. 基金積立金	9,348	9,577	18,925				9,577
歳 出 合 計	880,971	5,987	886,958				5,987

議案第4号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

繰入金の減額等により、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第4号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		122,513	6,278	128,791
	1. 後期高齢者医療保険料	122,513	6,278	128,791
2. 繰入金		40,548	△190	40,358
	1. 一般会計繰入金	40,548	△190	40,358
歳入合計		164,299	6,088	170,387

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		989	△136	853
	1. 総務管理費	989	△136	853
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		162,733	6,278	169,011
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	162,733	6,278	169,011
3. 保健事業費		367	△54	313
	1. 保健事業費	367	△54	313
歳出合計		164,299	6,088	170,387

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	122,513	6,278	128,791
2. 繰入金	40,548	△190	40,358
3. 諸収入	2		2
4. 繰越金	906		906
5. 国庫支出金	330		330
歳入合計	164,299	6,088	170,387

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	989	△136	853				△136
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	162,733	6,278	169,011				6,278
3. 保健事業費	367	△54	313				△54
4. 諸支出金	110		110				
5. 予備費	100		100				
歳 出 合 計	164,299	6,088	170,387				6,088

議案第5号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の減額等により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第 5 号

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 32,456 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,089,291 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第 2 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 518 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,219 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		163,960	3,649	167,609
	1. 介護保険料	163,960	3,649	167,609
2. 分担金及び負担金		7,236	△588	6,648
	1. 負担金	7,236	△588	6,648
4. 国庫支出金		241,242	9,888	251,130
	1. 国庫負担金	148,829	15,559	164,388
	2. 国庫補助金	92,413	△5,671	86,742
5. 支払基金交付金		233,513	△18,229	215,284
	1. 支払基金交付金	233,513	△18,229	215,284
6. 道支出金		130,876	△13,761	117,115
	1. 道負担金	121,514	△13,611	107,903
	2. 道補助金	9,362	△150	9,212
7. 繰入金		160,161	△13,415	146,746
	1. 一般会計繰入金	153,660	△13,415	140,245
歳入合計		1,121,747	△32,456	1,089,291

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		38,004	△1,316	36,688
	1. 総務管理費	25,785	△137	25,648
	2. 介護認定審査会費	12,219	△1,179	11,040
2. 保険給付費		831,833	△96,881	734,952
	1. 介護サービス等諸費	747,963	△91,930	656,033
	2. 介護予防サービス等諸費	43,564	△827	42,737
	3. その他諸費	592	15	607
	6. 特定入所者介護サービス等費	22,954	△4,139	18,815
3. 地域支援事業費		60,228	△2,691	57,537
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	30,337	△1,469	28,868
	2. 一般介護予防事業費	2,634	△285	2,349
	3. 包括的支援事業・任意事業費	27,193	△937	26,256
4. 諸支出金		25,205	△2,896	22,309
	1. 償還金及び還付加算金	24,680	△2,839	21,841
	2. 繰出金	525	△57	468
5. 予備費		166,477	71,328	237,805
	1. 予備費	166,477	71,328	237,805
歳 出 合 計		1,121,747	△32,456	1,089,291

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	163,960	3,649	167,609
2. 分担金及び負担金	7,236	△588	6,648
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	241,242	9,888	251,130
5. 支払基金交付金	233,513	△18,229	215,284
6. 道支出金	130,876	△13,761	117,115
7. 繰入金	160,161	△13,415	146,746
8. 繰越金	184,691		184,691
9. 諸収入	67		67
歳入合計	1,121,747	△32,456	1,089,291

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	38,004	△1,316	36,688			△1,316	
2. 保険給付費	831,833	△96,881	734,952	△24,668		△68,475	△3,738
3. 地域支援事業費	60,228	△2,691	57,537	△1,088		△1,742	139
4. 諸支出金	25,205	△2,896	22,309	△57			△2,839
5. 予備費	166,477	71,328	237,805				71,328
歳 出 合 計	1,121,747	△32,456	1,089,291	△25,813		△71,533	64,890

(介護サービス事業勘定)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入		7,075	△518	6,557
	1. 介護予防給付費収入	7,075	△518	6,557
歳入合計		10,737	△518	10,219

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. サービス事業費		574	△256	318
	1. 介護予防計画作成事業費	574	△256	318
2. 予備費		3,662	△262	3,400
	1. 予備費	3,662	△262	3,400
歳出合計		10,737	△518	10,219

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入	7,075	△518	6,557
2. 繰越金	3,662		3,662
歳入合計	10,737	△518	10,219

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. サービス事業費	574	△256	318			△518	262
2. 予備費	3,662	△262	3,400				△262
3. 諸支出金	6,501		6,501				
歳 出 合 計	10,737	△518	10,219			△518	

議案第6号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

事業費の確定等により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第6号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	385,106千円	5,388千円	390,494千円
第1項 営業収益	171,872千円	△1,596千円	170,276千円
第2項 営業外収益	213,234千円	6,984千円	220,218千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	389,848千円	△10,563千円	379,285千円
第1項 営業費用	376,773千円	△10,563千円	366,210千円
第2項 営業外費用	12,574千円	0千円	12,574千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「82,120千円」を「78,366千円」に、減債積立金「19,456千円」を「15,702千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	47,880千円	△864千円	47,016千円
第1項 企業債	8,800千円	△200千円	8,600千円
第2項 負担金	39,080千円	△664千円	38,416千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	130,000千円	△4,618千円	125,382千円
第1項 建 設 改 良 費	59,834千円	△4,618千円	55,216千円
第2項 企 業 債 償 還 金	70,166千円	0千円	70,166千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	38,548千円	△420千円	38,128千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条に定めた限度額「5,650千円」を「3,019千円」に改める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第5号

(収益的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業収益			385,106	5,388	390,494	
	1.営業収益		171,872	1,596	170,276	
		1.給水収益	166,917	365	167,282	
		2.その他営業収益	4,955	1,961	2,994	
	2.営業外収益		213,234	6,984	220,218	
		1.受取利息及び配当金	1	201	202	
		2.補助金	6,805	5,512	12,317	
		3.消費税及び地方消費税 還付金	2,177	619	2,796	
		4.雑収益	131,831	383	132,214	
		5.長期前受金戻入	72,420	269	72,689	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業費用			389,848	10,563	379,285	
	1.営業費用		376,773	10,563	366,210	
		1.原水及び浄水費	125,915	3,053	128,968	
		2.配水及び給水費	58,766	7,606	51,160	
		3.総係費	60,577	5,996	54,581	
		4.減価償却費	131,513	14	131,499	

(資本的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			47,880	864	47,016	
	1. 企業債		8,800	200	8,600	
		1. 企業債	8,800	200	8,600	
	2. 負担金		39,080	664	38,416	
		1. 他会計負担金	39,080	664	38,416	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			130,000	4,618	125,382	
	1. 建設改良費		59,834	4,618	55,216	
		1. 配水設備改良費	55,423	1,990	53,433	
		2. 営業設備費	4,411	2,628	1,783	

議案第7号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

管渠建設費の減額等により、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第7号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	653,831千円	△3,216千円	650,615千円
第1項 営業収益	111,800千円	1,544千円	113,344千円
第2項 営業外収益	542,031千円	△4,760千円	537,271千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	661,025千円	△24,410千円	636,615千円
第1項 営業費用	620,110千円	△24,410千円	597,700千円
第2項 営業外費用	40,411千円	0千円	40,411千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「21,062千円」を「17,448千円」に、減債積立金「8,712千円」を「5,098千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	468,224千円	△28,610千円	439,614千円
第1項 企業債	228,000千円	△34,400千円	193,600千円

第2項 補助金	42,100千円	4,516千円	46,616千円
第3項 負担金及び分担金	795千円	1,274千円	2,069千円
第4項 他会計負担金	197,329千円	0千円	197,329千円
支出			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	489,286千円	△32,224千円	457,062千円
第1項 建設改良費	135,800千円	△32,224千円	103,576千円
第2項 企業債償還金	352,870千円	0千円	352,870千円
第3項 固定資産購入費 (企業債)	616千円	0千円	616千円

第4条 予算第6条の表中に定めた下水道事業債の限度額「237,600千円」を「203,200千円」に改める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第6号

(収益的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			653,831	3,216	650,615	
	1. 営業収益		111,800	1,544	113,344	
		1. 下水道使用料	88,332	1,558	89,890	
		3. その他営業収益	215	14	201	
	2. 営業外収益		542,031	4,760	537,271	
		1. 国庫補助金	11,300	4,623	6,677	
		4. 雑収益	2	84	86	
		6. 長期前受金戻入	342,532	221	342,311	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			661,025	24,410	636,615	
	1. 営業費用		620,110	24,410	595,700	
		1. 管渠費	72,079	11,472	60,607	
		2. 下水道処理場費	152,896	11,794	141,102	
		3. 総係費	20,280	851	19,429	
		4. 減価償却費	374,855	293	374,562	

(収入の部)

(資本的収入及び支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			468,224	28,610	439,614	
	1. 企業債		228,000	34,400	193,600	
		1. 企業債	96,600	34,400	62,200	
	2. 補助金		42,100	4,516	46,616	
		1. 国庫補助金	37,400	4,516	41,916	
	3. 負担金及び分 担金		795	1,274	2,069	
		1. 受益者負担金	530	948	1,478	
		2. 受益者分担金	265	326	591	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			489,286	32,224	457,062	
	1. 建設改良費		135,800	32,224	103,576	
		1. 管渠建設費	121,800	31,724	90,076	
		2. 処理場建設費	14,000	500	13,500	

議案第 8 号

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

安平町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに安平町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、同法第 8 条第 1 項の規定により提案するものである。

安平町過疎地域持続的発展市町村計画

(案)

自 令和 8 年度
至 令和 12 年度

北海道勇払郡安平町

令和 8 年 3 月策定

目 次

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	18
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29

6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56

【参考資料】

・事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	57
・位置図、胆振管内図	64

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

安平町は、北海道の道央圏に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接し、総面積約 237km²を有する町で、道都札幌市からは約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約 20km、北海道の海の玄関口である苫小牧港からは約 25km の位置にあり、交通の便は良く、気候も温暖で積雪は比較的少ない地域といえます。

町の歴史は、明治 22 年にフモンケ（現在の早来富岡）に佐々木夫妻が入植・開墾したことから歴史がはじまり、明治 25 年に夕張線と室蘭線の分岐点として追分停車場線が開通すると、鉄道の拠点として関係者等の入地者が追分地区を中心に急増し、鉄道の開通に伴い開拓が進み、農業関係者の移住により早来地区では農林業、馬産業が発展しました。

その後、明治 33 年には苫小牧村から分村し安平村となり、昭和 27 年に安平村から追分村が分村し、後に安平村は早来町となり追分村は追分町として、それぞれが地域の特性を活かしながらまちづくりを進めてきましたが、53 年余りの歳月を経て、平成 18 年 3 月に再び一つの町となり、安平町として歩むこととなりました。

社会的・経済的な条件は、東西に J R 石勝線、南北に J R 室蘭本線が走り、これに並行して東西に北海道横断自動車道、南北に国道 234 号が走り、交点には追分町インターチェンジを有する等交通の要衝となっており北海道横断自動車道の開通により、十勝圏や道東圏等との物流や観光・交流人口の拡大が期待されています。

そうした中、平成 30 年 9 月 6 日に激甚災害に指定された北海道胆振東部地震が発生し、各種施設、道路、水道、住家等に甚大な被害を受けましたが、震災からの早期復旧と、「ピンチをチャンスに」を合言葉に、未来へつながる復興を進めてきました。

②過疎の状況

国勢調査による当町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人から減少を続け、平成 2 年には 1 万人を割り 9,519 人、令和 7 年 3 月末時点の住民基本台帳では 7,206 人となっています。このように過疎化が進行した要因は、全国的な人口減少や国鉄分割民営化、離農や商店街の疲弊に加え、平成 30 年北海道胆振東部地震を影響とした人口流出が要因と考えられます。

このような流れの中、当町では昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」や平成 2 年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき計画を策定し、交通網等の整備や教育文化施設、福祉施設等の整備拡充を図りながら、住宅団地の分譲や民間アパートの建設誘導等の移住定住施策を地道に進め、定住人口の維持・確保に努めてきましたが、人口減に歯止めをかけるまでには至っていません。

このため、人口減少・少子化対策として、「子育て・教育」分野を優先すべき政策分野として位置付けながら、各種移住定住対策を推進することで、少子化対策を組み合わせながら、新たな魅力ある人口増加施策を検討し推進することとしています。

③産業構造の変化

昭和 35 年の産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 43.5%、第 2 次産業が 12.5%、第 3 次産業が 44.0%で、農業と鉄道就業者が多く、安平町が基幹産業である農業と鉄道の要衝として発展してきたことが伺えます。

その後は、第 1 次産業である農業及び林業の就業人口が減少し、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年の間に、農業は半数以下、林業は 2 割以下に減少し、平成 27 年の第 1 次産業就業人口比率は 24.9%、令和 2 年度は 25.1%となっています。

第 2 次産業については、昭和 35 年に 12.5%ほどでしたが、平成 2 年には約 1,200 人と全体の 24.9%に増加しています。しかし、これをピークに以降は減少し、平成 27 年の第 2 次産業就業人口比率は 17.2%、令和 2 年度は 18.5%となっています。

第 3 次産業の就業人口比率は、昭和 35 年の 44.0%から増減を繰り返し、平成 27 年に 57.0%、令和 2 年度は 56.2%となっています。また、就業人口は、昭和 35 年の 2,717 人から 434 人が減少し平成 27 年は 2,283 人、令和 2 年度は平成 27 年から 156 人減少し 2,127 人となっています。

④地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向の概要

当町の立地特性としては、地理的な優位条件があり、東西に J R 石勝線、南北に J R 室蘭本線が交差する鉄道の拠点となっています。さらに、J R と並行し北海道横断自動車道と国道 234 号が走り、交点にある追分町インターチェンジからは、北海道の空の玄関口である新千歳空港や国際拠点港湾である苫小牧港、道内最大の都市札幌市にも近距離に位置しています。

このような立地特性から、町内には分譲済みの安平工業団地、臨空工業団地、北町工業団地において幅広い業種の企業が操業しており、近隣市町からの通勤者が多く昼夜間人口比率が高い状況となっています。また、追分工場適地、国家的プロジェクトとして進められた「苫小牧東部開発地域」には大小様々な企業の誘致が可能となっています。

近年では、再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという当町の気象特性を活かし、日本最大級の太陽光発電施設が建設されるなど、環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取り組みが進められています。

現在は、企業誘致や町有宅地の分譲販売促進のほか、昼夜間人口比率の高さを活かして町外から町内事業所へ通勤する若者を対象とした移住定住支援策を実施しているところであり、今後も引き続き工場適地と宅地の分譲販売を進めるとともに、職住近接に向けた取り組みを進めることで、過疎地域からの脱却を目指すこととしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

昭和35年に14,485人であった人口は、平成2年に1万人を割り込み、令和2年までの60年間に7,145人、約49%減少しました。

この間、積極的な定住施策の実施により人口増加を迎えた時期もありましたが、平成15年以降、自然減・社会減の人口減少局面に転じており、近年では特に平成30年北海道胆振東部地震後の転出超過が顕著となっています。そのような中でも、子育て・教育を基軸に移住・定住につなげる政策により、子育て世代を中心に転入者が増加し、令和4年から6年にかけて3年連続の社会増となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年公表）による推計では、令和27年（2045年）の人口は、4,657人で、令和2年比36.6%減少と見込まれています。

15歳から29歳までの若年層の比率は、昭和35年の27.4%から減り続け、令和2年には半分以下の11.5%にまで落ち込み、反面、高齢者比率は、昭和35年に4.6%と一桁でしたが、令和2年には36.9%と8倍以上に増加し、出生数の減少と若年者の流出、高齢者の増加が著しく進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境の整備とともに、若者・子育て世代の移住定住対策がこれまで以上に必要となっています。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,258	9,519	▲15.4	9,131	▲4.1	8,148	▲10.7	7,340	▲9.9
0歳～14歳	2,609	1,533	▲41.2	1,183	▲22.8	887	▲25.0	754	▲15.0
15歳～64歳	7,569	6,548	▲13.5	5,524	▲15.6	4,441	▲19.6	3,873	▲12.8
うち15歳～29歳(a)	2,110	1,625	▲23.0	1,208	▲25.7	939	▲22.3	842	▲10.3
65歳以上(b)	1,080	1,438	33.1	2,424	68.6	2,820	16.3	2,712	▲3.8
(a)／総数 若年者比率	18.7%	17.1%	-	13.2%	-	11.5%	-	11.5%	-
(b)／総数 高齢者比率	9.6%	15.1%	-	26.5%	-	34.6%	-	36.9%	-

表1-1 (2) 人口の見通し（資料：安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョン）

区分	将来展望人口推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	人 7,006	人 6,444	人 5,893	人 5,362	人 4,872
0歳～14歳	9.9%	9.9%	10.2%	10.3%	10.6%
15歳～64歳	51.4%	50.4%	48.7%	46.3%	45.0%
65歳以上	38.7%	39.7%	41.1%	43.4%	44.4%

区分	国立社会保障・人口問題研究所推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	人 6,747	人 6,175	人 5,638	人 5,130	人 4,657
0歳～14歳	9.1%	8.6%	8.3%	8.7%	8.9%
15歳～64歳	52.4%	51.9%	50.6%	47.9%	46.4%
65歳以上	38.5%	39.5%	41.1%	43.4%	44.7%

②産業の推移と動向

昭和35年当時、6,176人であった就業人口は、令和2年までの60年間で約38.7%減少し3,786人となっています。

全体の就業人口が減少した要因については、農家の離農と国鉄分割民営化、これらに加え社会全体における人口減少による商店等の減少が考えられ、食糧基地北海道の一端を担う地域として、また、森林等による低炭素社会を構築する一つの地域としては、第1次産業の就業人口が減少し続けていることを危惧しています。

そのため、地産地消の推進に加え、農業後継者や新規就農者等の確保に努めるなど、基幹産業を守っていく取り組みとしてのグリーン・ツーリズムや自然体験等当町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要であり、地域の企業・商店等を守るという意識を町民が持って生活し経済活動をする必要があります。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,176人	4,852人	▲9.2%	4,518人	▲6.8%	4,006人	▲11.3%	3,786人	▲5.5%
第一次産業 就業人口比率	43.5%	24.3%	—	26.7%	—	24.9%	—	25.1%	—
第二次産業 就業人口比率	12.5%	24.9%	—	17.2%	—	17.2%	—	18.5%	—
第三次産業 就業人口比率	44.0%	50.8%	—	55.5%	—	57.0%	—	56.2%	—

注) 分類不能の産業があるため、年によって100%にならない場合があります。

(3) 市町村行財政の状況

①行政の状況

当町の行政については、合併前からの行政改革と、合併後に策定した「安平町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」、平成 29 年策定の「第 3 次安平町行政改革プラン」、さらには令和 4 年度策定の「安平町行政改革プラン 2022」により、事務事業の見直しや職員定員の適正化、組織機構改革、民間委託の推進等に加え、デジタル化や脱炭素化等複雑・多様化する社会情勢や町民生活に対応するべく取り組んでいます。

これにより、合併時の平成 18 年 3 月末に 171 人であった職員数は、令和 7 年 4 月には 142 名へと 29 名の削減を進めるとともに、グループ制の導入や庁舎を含む既存公共施設の集約と再配置による機構改革、文書管理システム導入による働き方改革の推進等により、簡素で効率的な行政運営に努めています。

なお、現在の一部事務組合等の現状は次のとおりとなっています。

■一部事務組合の状況

《令和 7 年 3 月 31 日現在》

組合の名称	設立年月日	事務所の所在地	組合を組織する 地方公共団体	事務内容
安平・厚真行政事務組合	昭 44.4.1	安平町早来北進 218 番地 7	安平町、厚真町	農業・生活廃棄物の収集及び処理並びに廃棄物の再生利用に関すること
胆振東部消防組合	昭 46.7.1	厚真町字錦町 47 番地	安平町、厚真町、 むかわ町	消防に関する事務
胆振東部日高西部衛生組合	昭 47.4.1	むかわ町晴海町 94 番地	安平町、厚真町、 むかわ町、日高町、平取町	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること

■協議会の設立状況

《令和 7 年 3 月 31 日現在》

名称	設立年月日	事務局の所在地	構成団体	共同事務処理の内容
東胆振定住自立圏	平 27.3.24	苫小牧市役所内	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みに関すること
千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会	平 4.11.30	千歳市役所内	千歳市、苫小牧市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町	拠点都市地域の形成実現のための事業

②財政の状況

平成 22 年度、平成 27 年度、令和 2 年度までの歳出総額を比較すると、平成 22 年度の 6,831 百万円が平成 27 年度 7,417 百万円と約 8.6%の増となり、平成 27 年度の 7,417 百万円が令和 2 年度に 10,498 百万円と約 41.5%の増となっています。

平成 27 年度については、防災行政情報告知ネットワークの整備やスポーツセンターの改修等の投資的事業の増加、令和 2 年度については、平成 30 年北海道胆振東部地震を起因とした災害復旧事業の増加が要因と考えられます。

令和 2 年度の財政力指数は類似団体の平均を上回っていますが、全国平均と比べると下回っており、令和元年度と令和 2 年度の基準財政収入額を比較すると約 103 百万円増加し、財政力指数は改善傾向にあります。

また、経常収支比率は、平成 27 年度と令和 2 年度を比較すると、7.2 ポイントの増となっており、施設の老朽化に伴う修繕料等の増加が主な要因です。

今後も、引き続き、財政健全化法に基づく 4 指標の適正化による健全な財政運営に努めるとともに、町の主要施策に係る予算概要の公表等により情報の提供と共有化を図っていきます。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額 A	6,969,170	7,587,625	10,633,408
一般財源	4,704,598	4,905,289	5,278,025
国庫支出金	674,704	611,159	2,538,043
都道府県支出金	245,821	474,380	601,230
地方債	711,799	631,229	716,231
うち過疎対策事業債	79,900	114,000	197,300
その他	632,248	965,568	1,499,879
歳出総額 B	6,831,180	7,416,964	10,498,167
義務的経費	2,457,403	2,642,293	2,744,404
投資的経費	775,700	1,383,622	2,331,656
うち普通建設事業	775,700	1,383,622	778,250
その他	3,598,077	3,391,049	5,422,107
過疎対策事業費	824,229	820,267	947,120
歳入歳出差引額 C (A-B)	137,990	170,661	135,241
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,339	54,268	2,353
実質収支 C-D	80,651	116,393	132,888
財政力指数	0.44	0.39	0.46
公債費負担比率	13.5	16.0	17.4
実質公債費比率	14.8	10.7	10.5
起債制限比率	8.2	4.4	-
経常収支比率	80.2	83.1	90.3
将来負担比率	110.4	54.8	54.3
地方債現在高	9,734,323	9,378,748	8,291,720

③施設整備水準等の現況と動向

平成2年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」と、これに代わり平成12年に新たに施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく計画の推進等により、概ねどの項目も整備が進みつつありますが、生活環境の向上や移住定住施策を進めるうえでは、引き続き社会基盤の整備が必要となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	14.2	56.4	71.1	74.0	77.7
舗装率(%)	6.8	41.4	56.2	59.5	63.0
農道					
延長(km)	-	-	-	1.9	3.4
耕地1ha当たり農道延長(km)	-	-	-	0.3	0.65
林道					
延長(m)	-	-	-	-	-
林野1ha当たり林道延長(m)	-	-	-	-	-
水道普及率(%)	76.2	84.4	84.8	82.1	88.4
水洗化率(%)	4.6	8.4	19.5	84.6	88.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	6.2	6.1	6.1	4.5	3.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、恵まれた立地条件にありながら、少子高齢化を要因とした人口減少が進んでいます。

こうした社会情勢の変化や抱える課題を踏まえながら、将来に向けて成長していくためには、若者・子育て世代で賑わうまちの実現が必要であることから、まちの強みである「子育て・教育」を主軸に置き、様々な政策分野に波及させながら地域課題の解決を目指します。

ア) 目指すべきまちづくりの方向性と優先すべき政策分野

あらゆる世代の町民が希望する究極の目標を「全ての世代が安平町に住んで良かったと思えるまち」とし、これを実現するには、まちづくりの原動力となる子ども・若者・子育て世代が住み続けられる環境が必要であることから次のとおり方向性を定めています。

【目指すべきまちづくりの方向性】

将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち

また、目指すべきまちづくりの方向性の実現に向け、優先すべき「子育て・教育」分野の成長によって、その効果が発揮される政策分野を「移住定住対策、回遊交流促進」と位置づけています。

イ) 政策分野の基本方針

①子育て・教育

まちが1つの学校・家族となり、未来を担う子どもの可能性と希望をみんなで応援するという当町の最も優れた強みを活かし、早来地区・追分地区に整備された「児童福祉複合施設」を基盤に、安心して産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を目指します。また、教育の最大の目標を、将来のまちづくりを担う人材を育てることに置き、様々なことに夢を持って挑戦する創造性あふれる子どもの育成とともに、町民が一丸となった「ふるさと教育」の実践により、当町を一度巣立った若者が「いつかは再びふるさとに帰りたい」と思えるよう、地域への愛着と誇りを養う教育を目指します。

②人づくり・コミュニティ

多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かない分野のサービスが、町民の自主的な社会活動で提供され、高齢社会の更なる進行が予測される中、その必要性は今後も高まることが予想されます。

当町では、「まちづくりは人づくり」という視点に立ち、まちづくりの担い手育成につながる生涯学習社会の推進を安平町まちづくり基本条例に定めています。

自治の主役である町民がそれぞれの役割を認識し、多様な連携によって主体的に地域課題を解決していく持続可能なまちづくりを目指すため、活動団体への支援や学びの場等の提供を通じて、人と人とのつながりを育み、次世代の担い手育成に取り組みます。

③経済・産業

若い世代のニーズに対応したまちづくりには、雇用の確保とともに、熱意と意欲のある若者の挑戦を応援する支援体制が不可欠です。

基幹産業である農業における新規就農対策のほか、農商工が連携した地域産業の振興、立地企業への支援、新たな企業誘致、起業・創業支援等雇用の確保を推進します。また、当町の自然・景観・歴史・食など、魅力ある地域資源を磨き上げ、地域ブランドを確立し、令和元年春に開業した道の駅を拠点とした移住・定住につながる交流人口の拡大を図り、地域全体の活性化を目指します。

④健康・福祉

いつまでも健康で、周りの人と支え合いながら生涯いきいきと活躍できるよう、医療の確保や保健事業の取り組みに加え、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を地域全体で醸成し、健康寿命が長いまちを目指します。また、自治会・町内会等やボランティア団体を中心となって行われている支え合い、助け合いの活動を更に広げるため、地域の元気な高齢者がその担い手として参加できるまちづくりを目指します。

これらとともに、将来的なサービス維持が不安視されている医療・福祉・介護等の各種社会保障

制度については、国や北海道の動向をみながら、その充実に努めていきます。

⑤生活環境・生活基盤

札幌圏から近く、豊かな自然環境を持つ当町の恵まれた環境を未来に引き継ぐため、地球環境にやさしい行動を積極的に推進するとともに、この強みを活かし、住んでみたい、住み続けたいと思える快適な住環境の整備と移住定住対策を計画的に取り組みます。また、地域公共交通の充実や過去に整備した社会基盤の老朽化への対応など、課題の克服に向けた取り組みに加え、町民と行政の相互連携による防災・減災、防犯・交通安全対策など、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

⑥行財政運営

町民によるまちづくりの活動に期待するだけでなく、地域の一員として町民としっかり向き合って地域課題を解決していくことができる能力とまちづくりへの意欲を持つ町職員の育成に取り組むとともに、将来を見据えた行財政の適正な運営による町民に信頼される役場を目指します。

また、町民と行政の協働のまちづくりを実現するためには、町民がまちづくりに関心を持ち、参画しようという気持ちの醸成が必要であり、行政情報の町民との共有が不可欠です。伝えるべきものを伝えたい人に、楽しく、分かりやすく伝達するには、どのような媒体を使い、どのように提供すべきかを考え、町民への積極的な情報提供を行います。

さらに、若者・子育て世代を意識したまちづくりを進める当町として、行政情報やまちの魅力を町外の対象者に積極的にPRすることが極めて重要であることから、情報収集と発信の仕組みを見直し、対象と目的を明確化した戦略的なシティプロモーションに取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

当町の将来的な人口推計では、令和27年(2045年)には、4,657人まで人口減少が進むと予想されています。このような状況が続けば、公共サービスの質・量の低下、バランスの悪い人口構造による将来的な地域コミュニティの停滞、医療費・社会保障分野における生産年齢世代の負担増など、様々な問題が懸念されるところであり、こうした状況を避けるためには、積極的な人口確保対策を講じていく必要があります。

以上のことを踏まえ、まちの将来の姿を示す指標として、将来展望人口を目標値として設定します。

目標人口【令和12年(2030年)】	6,444人
※現状値【令和6(2024年)末時点】	7,214人

(目標人口：安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略、現状値：安平町住民基本台帳)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進捗状況や効果検証等については、毎年度実施する安平町総合計画や安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理にあわせて、安平町未来創生委員会や議会等からの意見を踏まえ、随時必要な見直しを講じるものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、公共施設等の老朽化に伴う改修・更新・長寿命化等が必要となってくることから、人口減少と少子高齢化等人口構造の変化による利用需要、将来的な財政状況を踏まえて、公共施設等の総合的、かつ、計画的な管理に取り組んでいかなければなりません。

このような状況の中、当町では長期的な視点を持った管理を推進することを目的とした「安平町公共施設等総合管理計画」において、①施設維持に係るコストの抑制と財源確保 ②安全確保の実施方針と計画的な管理 ③長寿命化の実施方針 ④住民ニーズの把握と変化に対する柔軟性 ⑤総合的、かつ、計画的な管理を実現するための方策という5つの基本方針を定めています。

本計画では、安平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本計画に関連する公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

当町では、これまで、町の魅力を伝えるための移住・定住イベントへの参加や効果的な各種支援策など、積極的に施策を推進してきました。

子育て世代の移住・定住先の選択要件として、子育て環境、そして、教育環境の魅力化が求められていることから、ハード・ソフト両面による環境整備を図りながら、若年層や子育て世代の人口流出抑止と近郊都市から通勤する子育て世代をターゲットとした移住・定住策を進めることが急務となっています。そのような中、令和7年度には早来学園に近い町有地において、戸建て住宅と民間賃貸住宅のいずれにも対応できるよう宅地造成を進めています。

また、社会減少の主要因である進学や就職を機とした若者の道外等への転出超過が顕著であることから、これに対して歯止めをかけるとともに、「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希望者に対して国の制度を活用した移住施策にも取り組んでいく必要があります。

町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、安平町だけの取り組みでは限界があることから、新たに「(仮称)北海道あびら会」の設立を検討するほか、平成30年度に設立した「東京あびら会」との連携による広域的な取り組みへの広がりが必要であり会の会員拡大に取り組みながら、移住やU I Jターンへつなげていく必要があります。

②地域間交流

地域内における交流については、町民の交流を目的に開催している地域交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動等を通じた住民相互の交流等により、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。

当町における他自治体との交流については、平成28年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトにより、東京都世田谷区との交流事業に取り組んでいます。

平成30年度には、首都圏における安平町出身者や立地企業等安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」が設立され、首都圏と安平町との交流機会が生まれています。

また、近年では、日本遺産の構成文化財に認定されたS L車両等の鉄道資料を通じた交流機会のほか、町内活動団体による台湾との交流機会が生まれています。

③人材育成

介護職を対象に始めた、専門資格取得のために進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度のほか、地域福祉を支えるボランティア人材の育成を図るなど、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

また、地域課題の解決に向けた外部人材の活用と人材育成により、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

①移住・定住

- 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に2つある公私連携幼保連携型認定こども園による子育て環境、さらには町内で小中一貫教育を先駆けて実施した追分小学校・中学校、義務教育学校による一貫教育を導入した早来学園における教育環境の充実という当町の強みを活かし、近郊都市に住む子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携による支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）、空き地の活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組みます。
- ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指している町立学校整備をはじめ、「あびら教育プラン」による子育て教育分野に関する先駆的な地方創生事業など、子育て教育環境に係るハード面・ソフト面のさらなる魅力化と環境整備を図りながら、子育て世代だけではなく、これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思ってもらえる移住・定住策を進めていきます。

②地域間交流

- 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動等町内における交流活動を支援していきます。
- 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取り組みを行っていきます。
- 東京あびら会の活動をSNSで発信していくほか、会の継続的な活動を視野に、首都圏在住者等全国から多くの寄付をいただいているふるさと納税寄付者等をサポーター会員として募るなど、町の魅力を知ってもらい安平町ファンを増やす活動や交流事業の取り組みを展開していきます。
- 鉄道資料・コンテンツを通じた交流や台湾との交流等の動きを町の活性化につなげるとともに、安平町の次世代を担う子どもたちの可能性を広げるための国際交流も視野に支援を行っていきます。

③人材育成

- 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用するなど、地域力の向上を図るとともに、地域課題の解決に必要な人材の確保・育成を推進します。

評価指標	基準値	目標値（R12）
子育て世帯の転入数	14世帯46人（R4）	累計30世帯80人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1)移住・定住	民間賃貸共同住宅建設等支援事業	町	
	(過疎地域持続的発展特 別事業分)	定住促進事業（結婚祝金、出生祝金） 若年層の増加を図るため、婚姻や出生時等新たな生活に要する経 費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。	町	
		定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、子育て助成 金、新規就農商工業奨励金、若者雇用助成金） 町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業 者等を対象とした奨励助成金、町外からの通勤者を対象とした移住 支援・雇用助成金制度により、定住人口の増加・確保を図る。	町	
	移住・定住	あびら移住暮らし推進協議会事業 移住定住の促進に向けたプロモーションや移住ツアー、移住相談 等の事業展開を行う。	町	
		定住雇用総合対策事業 （仮称）雇用創発協議会を設立し、事業者と求職者のニーズに応 じた実践的研修や就職マッチングを展開し、定住促進を目指す。	町	
	地域間交流	ふるさと会推進事業 安平町にゆかりのある首都圏在住の安平町出身者や関連企業との 交流等により、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
		国際交流会補助事業 台湾との交流を行う町内活動団体へ活動に対する補助を通じて、 交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
	人材育成	首都圏観光・物産PR事業 首都圏での物販をはじめ、ふるさと納税寄付者等との交流を通し て、町の魅力の発信や地域の活性化に繋げる。	町	
		介護職の人材育成及び確保に対する助成事業 介護福祉士養成校（専門学校等）で介護福祉士資格取得のために 修学し、かつ、卒業後に安平町内の介護事業所に就業する者を対象 として補助金を交付することで町内介護人材の確保を図る。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興等地 域コミュニティの活性化を図る。	町	
		あびら起業家カレッジ事業 町外からの地域課題解決に向けた起業創業を促すとともに、子育 て世代の移住定住を図ることで、定住人口の確保と地域活力の活 性化を目指す。	町	
		地域福祉を支える人材育成支援事業 福祉ボランティア人材の育成及び確保に向けて、ボランティア資 格取得の支援を行い、地域福祉の向上を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

ア) 農業

当町の農業については、安平町の自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、畜産、軽種馬を中心とした農業を展開するほか、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業の組み合わせ等複合的な生産構造による農業経営が展開され、さらには、北海道有機農業推進計画（第4期）に基づく施策として、北海道が作成する「有機農業の経営指標」の参考モデルとして協力することになったことを機に、町内の有機農業者6戸による安平町有機農業推進協議会が設立され、現在は有機農家数10戸へ増加しています。さらに安平町は、オーガニックビレッジ宣言を行い、環境保全型農業の一層の推進に取り組んでいます。

農業就業人口の減少や高齢化の進行、後継者不足により個人経営体は年々減少していますが、平成21年度の農地法改正以降、法人化して農業を営む経営体が増えてきていることから、今後も安平町の地域に根ざした地域農業を支える法人化の推進が重要であることに加え、経営感覚を持った農業経営者の育成と新たな担い手の育成が必要となります。

道の駅あびらD51ステーションに併設する農産物直売所には地元生産者が生産した農産品、畜産品、加工品等が販売されており、さらなるブランド化の推進と、地域の特色ある農産物を活かした、生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化等の動きを加速させていく必要があります。

TPP、EPAの発効により多くの関税障壁が縮小する一方で、とりわけアメリカとの貿易関係の目まぐるしい変化が、日本農業へ大きな影響をもたらします。今後は国際化と共存する日本農業を作り上げていかなければならず、厳しい状況下の中、消費者に安定的に食糧を届ける農業をどう維持していくかが課題であり、いかなる国際環境下においても持続的に発展していけるよう、体質の強化に向け関係機関と連携しながら、適確な情報収集に努めていく必要があります。

営農戦略に即した生産性の高い農業基盤を確立するためには、効率的、かつ、安定的な優良農地の確保が必要であり、そのためには道営農地整備事業による畑かん末端整備の早期完了が望まれています。

飛躍的な生産性向上を図るため、AIやIoTを活用したスマート農業の導入促進等の取り組みを進め、農業者の所得向上を実現していくことが求められています。

■農家戸数と農家就業人口の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

区分 年次	農家数					農家就業人口
	総数	専業農家	兼業農家			
			総数	第1種	第2種	
平成2年	392戸	202戸	190戸	121戸	69戸	1,000人
平成12年	306戸	181戸	125戸	93戸	32戸	750人
平成22年	227戸	152戸	75戸	50戸	25戸	579人
平成27年	198戸	141戸	57戸	41戸	16戸	486人
令和2年	175戸	126戸	49戸	-	-	453人

■経営耕地面積と1戸あたりの経営耕地面積の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

区分 年次	経営耕地面積 (ha)	戸あたりの経営耕地面積 (ha)
平成2年	5,258	13.4
平成12年	5,293	17.3
平成22年	5,857	25.8
平成27年	5,661	28.5
令和2年	5,185	25.5

イ) 林業

安平町の森林は、「北海道林業統計」によると令和2年では総面積 10,655ha で町土面積 (23,716ha) の約 45%を占め、そのうち道有林が約 3,096ha (森林面積に対し約 29%)、町有林が約 1,060ha (同約 10%)、その他民有林が約 5,381ha (同約 51%) となっています。

平成30年北海道胆振東部地震においては、町内 528ha もの森林面積が被害を受け、災害復旧事業を進めてきたところではありますが、引き続き森林再生に向けた取り組みが必要となっています。

さらに、国や北海道等の各種関連計画を踏まえ、安平町森林整備計画に基づき、森林を適切に管理・育成していくとともに、森林の水源かん養、治山・治水、生態系機能の重要性を理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹活動を継続し、多様な財源を活用した森林保全の啓発を進める必要があります。

■所有森林面積の推移 安平町

(単位：ha)

年次	総面積	国有林	道有林	町有林	その他民有林	備考
平成22年	9,934	199	3,090	1,025	5,620	
平成27年	10,440	805	3,090	1,023	5,522	
令和2年	10,655	1,118	3,096	1,060	5,381	

②地域産業・地場産業の振興

地域物産販売の拠点となる道の駅あびらD51ステーションの開業に伴い、多くの人が安平町を訪れ賑わいを見せています。こうしたチャンスを活かし、さらなる特産品開発や海外を視野に入れた特産品の販路拡大のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品PRや産業振興に関する連携等により、地域資源を活用した相乗効果を期待する取り組みが必要です。

■工業（製造業）の推移（工業統計調査） 安平町

区分 年次	事業所数	従業者数（人）	製品出荷額等（万円）
平成22年度	15	681	1,368,074
平成27年度	16	825	2,163,112
令和2年度	17	852	2,111,122

③企業誘致

当町の企業誘致は、安平町の優位性を活かした継続的な誘致活動から、企業誘致につながり雇用の創出、人口の確保など、安平町の未来を支える大きな役割を担っています。

既に町内の工業団地が完売するなど、今後の企業誘致のあり方として、短期的・中長期的な取り組み展望を持ち、北海道における成長産業や苫小牧東部開発新計画に安平町の地域特性を加えた誘致活動を考えていく必要があります。

④起業の促進

地域が求める事業所（職種）やコミュニティのニーズに応えていくためには、安平町創業等支援事業計画に基づき空き店舗を活用した起業・創業を促進していくとともに、地方創生事業として国が行うUIJターンによる起業・就業者創出事業の活用や、地方の担い手不足対策に対して安平町としても取り組んでいく必要があります。

⑤商業

追分地区、早来地区とも事業主の高齢化や店舗併用住宅の課題等があり、事業継承等が進まず中心市街地の空洞化が進行していることから、今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地域住民に密着したサービスの展開により、中心市街地の活性化と地域に必要とされる業種、職種の起業、創業につなげていく取り組みが必要となります。

既存商店を通じた街中の賑わい創出については、拠点施設である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」や「まち・あいステーション ラピア」を中心に、イベント等ソフト事業の実施により地域密着型店舗としてさらなる魅力を高められるよう賑わい創出に努めています。

安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施や合併後の課題でもあった共通の新ポイントカード「ポイントあびら」の導入、さらには、街中での滞留を促すためのデマンドバス事業等に取り組んでいます。

⑥観光・レクリエーション

当町には、多くのゴルフ場や日本屈指の軽種馬産地であることなど、豊富な地域資源があるとともに、道の駅あびらD51ステーションを中心に町内全体を回遊させる仕組みづくりを進めております。

こうした中、北海道の近代化を支えた「炭鉄港」として日本遺産に認定され、その構成文化財として道の駅あびらD51ステーションに保存する蒸気機関車も含まれていることから、これら地域資源のさらなる活用により、関係人口・交流人口の拡大へつなげていくチャンスにあります。

また、当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設等を集約した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩いの場となっており、さらなる交流・定住人口の拡大に向け、子どもや子育て世代を意識した公園づくりが求められています。

(2) その対策

①農林業

- 有機農業をはじめ多種多様な農業による農産物等の地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工等付加価値向上に向けた農工商連携による6次産業化、地域ブランド化等の支援に取り組むとともに、地場農産物を加工・開発・商品化できる人材や事業所の誘致・起業を促す取り組みを進めていきます。
- 持続可能な農業経営に向けて、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化のほか、土壌分析診断による農産物の安定生産、耕種農家と畜産農家との連携による合理的な地域内システムの取り組みなど、基幹産業である農業の力を最大限に引き出し関係機関と連携しながら支援していきます。
- 農業関連企業との契約栽培や直接販売の促進のほか、農産物の付加価値向上（ブランド化）等による、経営力の強化、仕組みづくりに向けた取り組みを進めていきます。
- 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化を進めるため、各種支援策を適宜見直しながら継続するとともに、優良家畜を育成するための新たな取り組み支援や公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- 家畜市場や食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威であることから、予防を中心とした防疫対策に取り組めます。
- 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。
- 地域や民間団体と連携した総合的な支援による新規就農者対策の継続実施をはじめ、既存農家の後継者やUターン後継者への支援強化を検討するとともに、地域の農地や雇用等の受け皿機能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。
- 当町には有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化があることから、北海道及び安平町にお

ける有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して、さらなる受け入れの拡大を目指すとともに、受け入れ体制の整備を図りながら有機農業の新規参入と定住促進に向けた取り組みを推進していきます。

- アサヒメロン等市場評価が高い地域ブランド農産物の生産者の高齢化と後継者不足が深刻であるため、これらのブランド継承対策を推進します。
- 安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全管理による水資源確保に努めるとともに、被災した民有林の再生に向け森林環境保全整備事業（特定森林再生事業）を活用する等被災森林の再生を推進します。

②地域産業、地場産業の振興

- ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用のほか、道の駅あびらD51ステーションでの販路拡大に起因した、アサヒメロンやカマンベールチーズ等地域ブランド品を活用した新たな特産品開発や、農畜産物の加工等付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品PRや産業振興に関する連携により、新たな地場産業創出への支援に取り組みます。

③企業誘致

- 新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件や基幹産業である農業という地域特性を活かして、地元生産者の雇用確保と農産物の加工等による付加価値をつける6次産業化と連動した農業関連企業の誘致強化に取り組みます。
- 地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、休廃止等による遊休した公共施設等を活用したサテライトオフィスやワーキングスペース利用等を想定した企業誘致の推進など、従来手法の見直し強化とターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。
- 空き家・中古住宅等や震災で導入したトレーラーハウス等の活用によるワーキングスペースを整備し、安平町へ関心を持つ方や事業所の受け入れを行っていきます。

④起業の促進

- 安平町創業等支援事業計画に基づき、相談窓口の設置、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に取り組むとともに、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングによる「起業・創業と移住」を連動させた取り組み展開など、行政・商工会・金融機関等で構成する「巣立ち支援ネットワーク会議」を通じ官民一体となった起業・創業支援に取り組みます。

⑤商業

- 公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」の展開のほか、グリーン・ツーリズム事業やスポーツ交流の推進など、交流人口や関係人口拡大への取り組みにより、町内来訪者を増

大・回遊させ、街中に誘引し滞在時間を増やすことで、町内での飲食や商店の利用等地域商業の振興へ波及させながら、賑わいづくりを推進していきます。

- 景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業の実施のほか、共通の新ポイントカード「ポイントあびら」と連動した各種取り組みを進めていきます。
- 商工業者の長期的な視点による経営継続・強化を支援するとともに、安平町創業等支援事業計画により、後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策や起業・創業による空き店舗活用に係る支援など、官民一体となった取り組みを推進します。
- 震災に伴い、商店街における空き地等の空洞化が生じていることから、チャレンジショップやサテライトオフィス、共同店舗の活用について安平町商工会と連携して取り組みます。

⑥観光、レクリエーション

- 交流人口や関係人口の拡大に向け、道の駅あびらD51 ステーションを拠点として、「菜の花」、「瑞穂ダム」、「ゴルフ場」、「温浴施設」、「サラブレッド」、「食」など、町内の公共・民間の観光資源や拠点をルートとしてつなぎ、施設等のリニューアルを図りながら町内全体を回遊させる仕組みを構築します。
- 追分市街地では、震災時に安平町で活動されたボランティアの方々や地域住民で構成される団体による拠点づくりが進んでいることから、道の駅と市街地、さらにはJR 駅という「交通・観光・商店街」の導線づくりに向けた取り組みや事業展開を検討していきます。
- これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となった SL 車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、構成自治体とも連携しながら、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大につなげていきます。
- 新たな町内観光ルートの開発により新千歳空港や札幌圏から至近にあるという地理的優位性を活かして、北海道らしい風景や四季を楽しみたい外国人観光客をターゲットとした観光プランや、札幌圏からの日帰りツアーの受け入れなど、観光事業の中心を担う（一社）あびら観光協会や関係機関等と連携し、配架特性や一覽性に優位な紙媒体と頒布性や即応性に優位なデジタル媒体を併用した情報発信を行いながら、観光商品の開発のほか、新たな取り組みを積極的に進めていきます。
- イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、キャンプ場については、アウトドア関連企業との包括的な連携や指定管理者制度の導入により施設の活用強化と集客力向上に向けた取り組みを目指します。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
認定新規就農者数	1組 (R4)	累計5組
新規起業・創業件数(親族以外の事業継承を含む)	4件 (R4)	累計6件
観光入込客数	946千人 (R4)	1,025千人

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農業 林業	基幹水利施設管理事業 (一般型:瑞穂ダム)	町	
		水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型:瑞穂ダム)	町	
		農村整備事業 (農道・集落道整備事業 (高度化型)) 向陽地区	道	
		町有林管理事業	町	
		民有林振興対策事業	町	
	(3)経営近代化施設 農業	公共牧場施設管理強化対策事業	町	
		地域農業支援システム整備推進事業	町	
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業 安平町早来地区の既存施設 (豆センター) を廃止し、追分地区既存施設の増強を図る。	町	
	(5)企業誘致	サテライトオフィス等経済活性化施設整備事業	町	
		工業団地等整備事業 臨空工業団地内の立地企業へ安定した給水を行うため、浄水場施設の計画的な設備更新を行う。		
	(9)観光又はレクリエーション	あびら交流センター拠点化推進事業	町	
		ときわ公園整備事業	町	
		ときわキャンプ場整備事業	町	
		鹿公園整備事業	町	
鹿公園キャンプ場整備事業		町		
公園ストック・再編事業 遠浅公園の改修を含めた、ストック効果を企図した公園の再編等を実施する。		町		
道の駅・柏が丘公園整備事業		町		
回遊交流サイン整備事業	町			

(過疎地域持続的発展特別事業分)	第1次産業	新規就農対策事業 新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農村の活性化を図る。	町	
		土壌分析推進事業 土壌の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町	
		耕畜連携支援事業 酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。	町	
	商工業・6次産業化	商品開発支援事業 地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販路拡大の支援を行い、更なる交流人口とリピーターの増加を図る。	町	
		中心市街地にぎわい事業 商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた取り組みを行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。	町	
		共同店舗運営事業 安平町共同店舗の活用による小規模事業者等を支援し、商店街の活性化を図る。	町	
		消費拡大地域活性化事業 イントあびらとも連動した町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。	町	
		創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進事業 創業セミナー等を通じた知識やスキルの向上やチャレンジショップの貸付、新規創業に必要な経費の一部を支援することで、初期投資軽減により安定的な経営を促し事業の定着を図る。	町	
		商工業経営強化促進事業 経営基盤の強化に向けた創意工夫を凝らした取り組みを支援し、商工業の活性化を図る。	町	
		事業承継事業 後継者不在の個店等を対象としたマッチングプログラムを推進し、官民一体となった後継者対策を図る。	町	
観光又はレクリエーション	回遊・交流ステーション形成事業 交流人口の拡大に向け、道の駅を核として町内の観光資源を活用しながら町内全体を回遊させるためのPR等を行い、回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。	町		

企業誘致	観光プロモーション戦略事業 道の駅をはじめとした拠点への集客を図り、町全体への回遊につなげるため、賑わい創出イベント及びメディアプロモーション、観光PR雪だるま大使の委嘱やパンフレット製作を行う。	町	
	追分ゲートウェイ整備事業 道の駅をゲートウェイとした観光客に訴求する地域資源活用型の体験事業等を実施することで、交流人口の増加を図る。	町	
	企業誘致PR事業 企業誘致に向けた情報発信と情報収集により、町内への企業誘致を促進する。	町	
	サテライトオフィス・コワーキングスペース進出企業誘致事業 町内のサテライトオフィスやコワーキングスペースへ進出していただける企業のマーケティングリサーチや進出に係る具体的支援等を実施する。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
安平町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業等	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町内全域において光回線サービスが提供されるようになり地区による情報通信環境の格差を解消することができました。今後は、この通信環境を生かして DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上や経済・産業に変革を促していく必要があります。町全体の DX を推進するにあたっては、町内におけるデジタル人材の育成・確保を鍵であることから、デジタルスキルのリスキリングプログラムをはじめとした多世代に向けたデジタル技術を学習する機会の提供を行う必要があります。

防災対策としては、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められており、これまでに防災行政無線やエリア放送の整備を進めてきましたが、さらなる普及と認知度の向上に向けて、平時からの利用促進を図る必要があります。

高度化・多様化する情報通信技術の便益を享受できる誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指し、マイナンバー（個人番号）制度の活用促進や行政手続きのオンライン化をはじめとした、行政の DX 化が求められています。

また、子育て・教育分野を軸とした政策を進める当町にとって、学校現場における情報化と子どもたちへのそうした教育も重要な時代となっています。

(2) その対策

- 協働のまちづくりを進めるために重要となる町民への情報提供と情報共有にあたっては、既存広報媒体の活用と全町に整備した「あびらチャンネル」のさらなる普及を進めるとともに、近年急速に普及しているスマートフォンの利活用に向けて、各種 SNS を活用した情報発信や高齢者向けのスマートフォン教室等の開催により、多様な媒体を活用した情報発信を進めていきます。
- また、多様化する住民の支払いニーズに対応するため、公共料金や使用料等のキャッシュレス化について、検討していきます。
- 災害時等における緊急的な情報伝達のために、庁内情報発信体制の確立や民間企業との連携による情報発信力の強化を図りながら、町民が必要な情報を早期に取得できるよう努めます。
- 高度化・多様化する情報社会へ対応するため、「安平町自治体 DX 推進計画」に基づき、誰一人取り残されない住民生活の利便性向上や情報格差の解消に向けた取り組みを進めます。
- 学校現場の情報化への対応及び高度情報化社会を生きる子どもたちへの教育の質の向上を意識した取り組みを展開します。

評価指標	基準値	目標値（R12）
あびらチャンネルの視聴割合	70.0%（R4）	90%以上

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 地域に おける情報 化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 その他の情報化のため の施設	防災情報告知ネットワーク設備整備工事	町		
		次期防災行政無線整備事業	町		
		地域 DX 推進拠点整備 地域における DX 推進に向け、その中心的な役割を担う拠点を整備する。	町		
	(2)情報化・デジタル技術 活用	生活環境分野	統合型GIS整備事業	町	
		教育分野	教員働き方改革・ICT推進事業 ICT を活用した教員の働き方改革のための機器導入とその活用や各種設定操作等特殊な知識と技術を備えた専門員を配置する。	町	
		その他分野	学習用タブレット端末更新事業 GIGA スクール構想に基づき導入を行ったタブレット端末の耐用年数を考慮し、段階的にタブレットの更新を行う。	町	
			総合行政ネットワークシステム構築事業	町	
	(過疎地域持続的発展特 別事業分)	生活環境分野	あびらチャンネル制作委託事業 町内向けの情報発信媒体であるあびらチャンネルの番組制作の一部を民間事業者に委託し、ノウハウを活用した有効な情報発信を行う。	町	
		その他分野	自治体 DX 推進事業 安平町 DX 推進計画で示されている各種施策をプロジェクト化し、事業を実施する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

当町を縦貫する国道234号は、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線です。特に遠浅市街地では多くの交通事故が発生し、平成27年度から平成30年度にかけて歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置等の交通安全対策事業が行われました。追分地区から安平地区間等の交通事故が多い区間をはじめ、町内には現在も危険箇所が存在するため、引き続き国に対して交通安全対策事業を要望していく必要があります。

北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置等を関係機関へ引き続き要望しています。

町民生活道路である町道については、災害復旧を優先しながら計画的に整備を進めてきましたが未整備となっている路線もあるため、引き続き財源を確保しながら計画的に進めるとともに、道路や橋梁の老朽化による修繕や長寿命化等にも継続して取り組んでいく必要があります。

②交通

当町の公共交通には、鉄道・路線バス・ハイヤー等民間事業者による交通機関のほか、平成25年度から安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあります。また、令和6年4月には、地域住民にとってより使いやすく持続可能な公共交通の構築を目指して安平町地域公共交通計画を策定し、移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、継続的で発展的な公共交通の実現に努めています。

当町を走る鉄道については室蘭線と石勝線がありますが、平成28年11月にJR北海道が公表した「JR単独では維持困難な線区」の一つに室蘭線が位置づけられました。特に室蘭線は年々利用者が減少しており、大変厳しい状況下にはありますが、住民生活に密着した欠かすことのできない「私たちの鉄道」という意識の醸成と共有を図るとともに、北海道や道内沿線自治体等と連携しながら路線を維持・確保するための利用促進策等が必要となります。

バス交通については、厚真町から早来地区を経由して千歳・苫小牧方面とつなぐ民間による地域間幹線バス路線のほか、安平町内を運行してきたバス交通を再編し平成31年4月から運行を開始した町営による「循環バス」があります。また、路線バスとハイヤーの間の位置づけとなるデマンドバスの運行については、AIを活用した新たな予約・配車サービスシステムを導入し、ハイヤー利用を含めた予約利便性の向上により利用者の拡大等に努めます。

ハイヤーについては、これまで公共交通体系の一つとして位置づけ、公共交通全体の連携と共存を意識しながら施策展開してきましたが、早来地区のハイヤー会社の廃業に象徴されるように、営業を維持している追分地区のハイヤー会社においても経営の厳しさが年々増している状況にあり、ハイヤーをはじめとした地域の生活を支えてきた交通事業やネットワーク体制が危機に瀕しています。

■道路橋梁の現況 安平町

(単位：道路km・橋梁m)

区分		国 道	道 道	町 道	合 計
道 路	実 延 長	22.2	44.7	313.9	380.8
	改 良 済 延 長	22.2	42.2	243.1	307.5
	舗 装 済 延 長	22.2	42.2	197.1	261.5
	改 良 率 (%)	100.0	94.4	77.4	79.8
	舗 装 率 (%)	100.0	94.4	62.8	67.9
橋 梁	橋 数	8.0	23.0	85.0	116
	延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永 久 橋 数	8.0	23.0	85.0	116.0
	永 久 橋 延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永久橋延長率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

(R2.4.1現在 道路現況調書による)

(2) その対策

①道路

- 国道 234 号については、追分地区から安平地区間等の交通事故が多い区間をはじめ、町内には未だ危険箇所が存在することから、継続的な交通安全対策事業の促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備等を関係機関へ要望していきます。
- 町道の整備については、財政状況を勘案しながら町道整備計画に基づき進めるとともに、老朽化が進行する道路施設について、平成 29 年度に策定した道路施設修繕計画により主要道路等について修繕を進めていきます。
- 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校等関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- 老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。
- 快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や除雪車運行管理システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。

②交通

- 安平町地域公共交通計画（令和 4 年度～令和 8 年度）に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通体系及びサービスの最適化を推進し、子どもや高齢者に必要となる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用等の観点を踏まえて、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

- 「JR単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通勤・通学や通院、買い物等多くの町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしており、鉄道の歴史とともに歩み、鉄道を幹線として形成されたこの町に重大な影響を及ぼすことから、今後も北海道や道内沿線自治体等と連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカー運動の取り組みをはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意識の醸成と共有を図り、利用促進策を進めながら、時代の要請に応えられる鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持確保に取り組めます。
- バス交通については、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます。
- デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブ等を通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業の周知を行い、他の交通機関を含めた活性化を図るとともに、ライドシェアの導入等新しいモビリティサービスの活用により、交通サービスの諸課題の解決に努めます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
町道舗装率	63.3% (R4)	63.6%
橋梁長寿命化修繕率 (対象22橋)	9.1% (R4)	18.2%
デマンドバス・循環バス年間利用者数	9,054人 (R4)	8,200人

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	遠浅酪農2号線改良舗装事業 L=3,650m、W=5.5(7.5)m	町	
		早来市街北1号支線改良舗装事業 L=93m、W=5.5m	町	
		追分市街4号線改良舗装事業 L=165m、W=5.5+2.0m	町	
		追分市街6条線改良舗装事業 L=180m、W=6.0+2.5m	町	
		町道舗装代替事業 青葉団地東2条線・青葉団地東4号線 延長L=560m		

		若草団地東6号線 延長L=50m 若草団地幹線1号線 延長L=47m 新栄源武線 延長L=72m 浅酪農3号線舗装修繕 N=12箇所		
	橋りょう	通学路等安全対策事業	町	
		道路施設長寿命化修繕事業	町	
		橋梁長寿命化修繕事業	町	
		早来安平線鈴蘭橋耐震補強事業	町	
	(2)農道	向陽3号線改良舗装事業 L=1,100m、W=6.0m	道	
	(8)道路整備機械等	除雪車購入事業 ロータリー除雪車・除雪グレーダ・除雪トラック専用車等	町	
	(過疎地域持続的発展特別事業分) 公共交通	デマンド交通運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供する。	町	
		循環バス運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供する。	町	
		地域公共交通対策事業 公共交通の維持確保のため、持続可能な公共交通の構築及び利用促進を図る。	町	
		ハイヤー事業確保等対策事業 移動手段のセーフティネット確保のため、早来地区へのハイヤー事業者の誘致及び運転者育成・確保を図る。	町	
		ライドシェア運行事業 ハイヤー、デマンドバスに次ぐ町内移動の手段として確立し、曜日や時間帯によって発生する「交通空白」を解消させる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上下水道

水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、平成 29 年 4 月に簡易水道事業等を統合し上水道事業へ移行しましたが、今後は上水道事業として継続させるため、効率的な維持管理と水道料金の見直しが必要となります。

平成 30 年北海道胆振東部地震を経て、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、災害復旧事業を優先としつつも、追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の新設事業を実施しました。

下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、安平町全処理区の一部を除き供用開始となっています。今後も管渠整備及び、老朽化対策等引き続き、事業の推進を図る必要があります。

公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を行っています。

②廃棄物処理

ア) ごみ処理

一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、引き続き広域内での最終処分埋立地の増設問題については協議が必要となります。

平成 25 年度から家庭ごみ処理の有料化を開始しましたが、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「さわやか環境マスター」等の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を引き続き行っています。

また、ごみ収集日の見直し改善のほか、リサイクル率の向上に向けて、民間企業との連携により、使用済みパソコンや小型家電の自宅回収といった新たな取り組みも始めています。

※塵芥処理（安平厚真行政事務組合にて共同処理） 令和7年3月31日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町
設 立 年 月 日	昭和44年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡安平町早来北進218-7 TEL22-3151
事 業 内 容	・ 農業、生活廃棄物の収集及び処理に関すること ・ 廃棄物の再生利用に関すること
収 集 料 金	一般ごみー有料（自己搬入の場合 10kg当たり50円） 大型ごみー有料（1点につき500円）
収 集 及 び 処 理 方 法	ステーション方式及び破碎処理他
処 理 能 力	塵芥処理施設 破碎：10t/5h
計 画 収 集 対 象 人 口	7,206人（令和7年度）
排 出 量	日量 4.84t

イ) し尿処理

安平町におけるし尿処理については、胆振東部3町、日高西部2町により構成している胆振東部日高西部衛生組合で収集・処理を行っていますが、し尿処理施設の老朽化のほか公共下水道事業の進展と下水道処理区域外の合併浄化槽の普及により、本衛生組合の縮小と合理化の対策が急務となっています。

※し尿処理（胆振東部日高西部衛生組合にて共同処理） 令和7年3月31日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町
設 立 年 月 日	昭和47年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡むかわ町晴海町94番地
事 業 内 容	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること
処 理 方 法	好気性消化・活性汚泥法プラス高度処理施設
処 理 能 力	70KL/日
処 理 能 力	7,206人（令和7年度）
排 出 量	日量 7.07t

③斎場・墓地

平成30年北海道胆振東部地震により、町内の墓地、墓石は甚大な被害を受けたことから、墓石修理見舞金支給制度により支援を行ってきたほか、共同墓の建設により墓じまい等のニーズにも応えていく必要があります。

斎場については、震災により被災した施設の改修を行いましたが、供用開始から相当年数が経過し老朽化している施設であることから、適切な維持管理と抜本的な見直しが必要とされます。

④消防施設

当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。

昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化を行ってきましたが、複雑多様化する現代社会に対応できるよう、消防・救急体制の向上を図るため、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

■消防防火設備の整備状況 安平支署（追分出張所含む）

（令和7年4月1日現在）

区分	水槽付き ポンプ自動車	小型動力 ポンプ	消防ポンプ車	広報車	防火水利		
					水槽車	消火栓	防火水槽
数量	2台	6台	5台	3台	2台	107基	70基
充足率（%）	100%					68%	

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

■火災発生件数・救急車出動回数 安平支署（追分出張所含む）

各年12月31日現在

年	項目	火災発生件数（件）					損害額 （千円）	1件当たり 平均損害額 （千円）	救急車 出動回数
		建 物	林 野	車 両	そ の 他	計			
令和2年	損害有	2	0	1	0	3	27,980.0	2,798.0	372
	損害無	3	0	1	3	7			
	計	5	0	2	3	10			
令和3年	損害有	2	0	0	0	2	1,011.0	126.4	368
	損害無	1	1	2	2	6			
	計	3	1	2	2	8			
令和4年	損害有	2	0	1	0	3	8,951.9	1,492.0	411
	損害無	1	0	1	1	3			
	計	3	0	2	1	6			
令和5年	損害有	2	0	0	0	2	3,911.0	782.2	502
	損害無	1	0	1	1	3			
	計	3	0	1	1	5			
令和6年	損害有	1	0	4	1	6	6,075.0	467.3	491
	損害無	0	1	3	3	7			
	計	1	1	7	4	13			

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

⑤公営住宅

安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修等により住環境を確保してきており、震災により被災した方や公営住宅の収入基準を超える方のために地域優良賃貸住宅の整備を行ってきました。引き続き、計画的に適切な措置を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めていく必要があります。

⑥河川

北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、安平川、遠浅川、ニタッポロ川、支安平川の4河川については河川計画に基づいた治水対策の早期完成と土砂災害防止対策について関係機関へ要望しています。

町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修等が必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。

(2) その対策

①上下水道

○水道事業については、水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき取り組んでいきます。

○町内の水道施設を効率的に運用するため、そして、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡管を活用しながら、安定した水運用を図るとともに、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新など、水道事業の安定運営に努めていきます。

○清潔で快適な生活の確保と移住・定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。

○供用開始されている区域については、貸付金制度や水洗化に向けた助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。

②廃棄物処理

○ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルール等継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、乳幼児等の子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組みます。

○関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

③斎場・墓地

○町内にある2箇所の斎場については、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新や将来の斎場施設のあり方について検討していきます。

○震災に伴う共同墓の建設と墓地の適正な維持管理を進めていきます。

④消防施設

○消防職員及び消防団員の資質と技術向上、そして安全な活動体制を構築するため、消防車両、資器材、消防水利等の計画的整備を促進するとともに、災害に的確、かつ、迅速に対応できるよう、総合的な消防力の強化に努めます。

○救急業務にかかる人材(救急救命士)や体制の整備、充実を促進します。

⑤公営住宅

○安平町住生活基本計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂により、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、今後も計画的に施設整備・修繕を実施していきます。

⑥河川

○安全・安心な生活環境の整備に向け、「2級河川安平川河川整備計画」に基づいた4河川事業の

早期着手と早期完成について、引き続き関係機関へ要望していきます。

○既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めていきます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
水道普及率	89.9% (R4)	90.0%
下水道普及率	77.9% (R4)	78.0%
水洗化率	90.0% (R4)	90.1%

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	基幹管路耐震化整備事業 L=18,930m	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業 (追分処理区) 計画面積 204.4ha、計画人口 2,390 人、管渠工 42.2km	町	
		公共下水道整備事業 (早来・安平処理区) 計画面積 310.7ha、計画人口 3,010 人、管渠工 55.1km	町	
		下水道ストックマネジメント支援制度	町	
	その他	合併処理浄化槽整備事業	町	
	(4)火葬場	斎場統合事業 老朽化する火葬場 (斎場) 整理・統合に向けて、火葬設備の更新及び施設の改修等を行う。	町	
	(5)消防施設	安平支署指揮広報車更新事業	胆振東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車更新事業	胆振東部 消防組合	
		高規格救急車更新事業	胆振東部 消防組合	
		消防艇導入事業	胆振東部 消防組合	
	(6)公営住宅	公共施設解体事業 追分北公住 3 棟 11 戸、安平東公住 3 棟 12 戸、追分北公住 3 棟 11 戸	町	
		公営住宅等改修工事	町	

		公営住宅等に係る屋根防水工事、外壁改修工事、屋根塗装工事 等		
--	--	-----------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えてきていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、併せて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。

このような状況の中、国では高齢者が住み慣れた地域で、必要なときに必要な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」の深化を進めており、当町においても、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が求められています。

そのため、外出支援サービスや通院移送サービス等の在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要になります。

高齢者福祉施設については、近年、早来地区において民設民営によるサテライト型の「特別養護老人ホーム」が整備されるとともに、追分地区では北海道胆振東部地震の被害により、民間法人による「特別養護老人ホーム」の建て替え整備が実施されました。

また、介護認定を受けていない高齢者を入居対象とした高齢者生活共同施設は、在宅と介護施設の中間施設として、より充実した在宅福祉サービスの推進を図ってきましたが、開設して20年以上経過しており施設及び設備の老朽化が見られています。

②児童福祉

当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立等大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ等を集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。

町では、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズや悩みに対して包括的な相談支援を提供する「こども家庭センター」を令和7年4月に設置しました。

③しょうがい者福祉

しょうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しょうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境等多岐にわたります。それぞれのしょうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。

ノーマライゼーションの理念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしょうがいの種別間の格差是正やサービス水準の格差是正等地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求めら

れています。

近年では、しょうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

④保健

地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第3次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導等を行っています。また、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率向上の取り組みが必要となることから、行政ポイントである「ポイントあびら」との連携を進めています。

⑤その他

「ぬくもりセンター」は福祉総合施設として、行政窓口（支所機能）、健康推進事業や検診、介護予防事業、福祉団体による各種会議や研修等により、多くの町民が交流する施設に温浴施設や介護用特殊浴室も併設し、中心市街地に賑わいをもたらしています。

また、施設面では、開設から20年以上が経過しており、給湯・暖房用ボイラーや暖房配管等の設備更新が必要な時期になっています。

(2) その対策

①高齢者福祉

- 運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室等の取り組みを通して基礎体力づくりを進めるほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブ等により高齢者の生きがいを推進していきます。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化と取り組みを推進していきます。
- 地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取り組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めていきます。
- 介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。
- 高齢者生活共同施設の施設改修を行っていく上で、計画的な補修及び改修に努めていきます。

②児童福祉

- 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ等を集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図るほか、病児病後児保育体制の

構築を検討するなど、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組んでいきます。

- 安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念を踏まえて、保護者だけではなく、これから結婚し、親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思い、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と感じる環境を創るため、「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定に向けて進めていきます。
- (公財)日本ユニセフ協会から認証された「日本型子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭に置いた子ども参画や子どもが希望を持てる持続可能な社会形成等の実践を進めていきます。
- 地域における子育て世代の安心感を醸成するため、母子保健の専門性・子育て支援機能・児童虐待や療育事業など、一体的な相談体制の構築として「こども家庭センター」との連携強化を図ります。

③しょうがい者福祉

- しょうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービス等に関する適正で十分なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者本位のしょうがい者福祉サービスを提供するとともに、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしょうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めていきます。
- 東胆振定住自立圏の連携事業にて共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しょうがい者に関する諸課題に対応するとともに、町内はもとより東胆振圏域で生活するしょうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

④保健

- 管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室等の運動教室により基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取り組みを展開していきます。また、体成分分析装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした健康寿命延伸事業により、管理栄養士や運動指導員等と連携した取り組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら21」を推進していきます。
- 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等にあわせてピロリ菌検査をセットで実施する等効率化を図りながら、個別訪問や電話等で受診勧奨を行うとともに、行政ポイント「ポイントあびら」の付与等により、各種検診の受診率向上を目指す取り組みを実施していきます。
- 妊娠期から小学生への歯磨き指導をはじめとし、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよ

う口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。

○妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導等により食育の関心を高めるとともに、高校生までを独自で拡充対象とした医療費無償化や乳幼児健診等の情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。

○保健指導や健康相談の拠点となる「保健センター」等の保健福祉施設の計画的な改修・修繕及び環境整備に努めます。

⑤その他

ぬくもりセンターの設備改修を行っていく上で、安平町地球温暖化対策実行計画に基づき、暖房や給湯設備の電極化や太陽光発電設備等再生可能エネルギーを導入した施設及び設備の改修を検討し、計画的な補修及び改修に努めていきます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
特定健康診査受診率	39.0% (R4)	60%
介護予防事業(1次予防)への参加者数	1,459人 (R4)	1,050人

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	児童館を含む児童福祉複合施設整備・改修事業	町	
	(2)認定こども園	認定こども園を含む児童福祉複合施設整備・改修事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	安平町デイサービスセンター改修工事	町	
		高齢者生活共同施設改修工事 町内に居住する高齢者の福祉を増進するために設置された町有施設を維持・整備する。	町	
	(8)その他	ぬくもりセンター施設改修工事 町民の健康の増進と保健福祉の向上に対応すべく設置された町有施設を維持・整備する。	町	
	(過疎地域持続的発展特別事業分) 高齢者・障害者福祉	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしょうがい者等を地域の自治会・町内会が支える仕組みを構築する。 運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証を自主返納した75歳以上の町民に対して、町内の公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付し、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と暮らしの支援を図る。	町 町	

	健康づくり	福祉ボランティアポイント事業 新しい公共の担い手確保及びボランティアのやりがい、生きがいの創出に資するため、ボランティアポイントを付与する。	町	
		安平町指定地域密着型介護事業所への入院給付費助成事業 指定地域密着型介護事業所における入所者の安心した生活の確保と事業所の円滑な体制整備を図るため支援を行う。	町	
	その他	健康寿命延伸事業 スポーツセンターにおける各種運動教室、健康指導のほか、施設の活用促進により、町民の健康増進と医療費の抑制を図る。	町	
		特定不妊治療助成事業 町内で不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減し、出産に結びつく環境整備を推進する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町の医療機関については、診療所2箇所、歯科診療所3箇所（令和7年4月現在）が民間により運営され、内科、小児科、放射線科等の診療科目となっています。よって、産婦人科や人工透析等の専門医療については、第2次及び第3次の保健医療福祉圏である苫小牧市や道央圏の医療機関に依存している状況となっています。

休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関等を町広報やホームページに掲載し情報提供を行っています。

引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策等を通じて、町内の医療体制を維持・強化していく必要があります。

■医療機関

（令和7年4月1日現在）

区分	名称	床数	診療科目	備考
診療所一般	社会医療法人平成醫塾 あびら追分クリニック	0	内科、小児科、泌尿器科、 整形外科、皮膚科、眼科	整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科の診療科目については、月1～2回の診療
	医療法人社団並木会渡邊医院	0	内科、小児科、 皮膚科、外科	
歯科診療所	ひまわり歯科医院		歯科、小児歯科、口腔外科	
	日野歯科		歯科	
	早来ファミリー歯科クリニック		歯科、小児歯科	

(2) その対策

- 地域医療を担う民間医療機関の維持存続のため、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足等を解消する支援制度を継続して行うとともに、医療機関等との連携により、医療過疎の打開、並びに地域医療の確保に向けて取り組んでいきます。
- 安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、総合的な能力を有する医師の確保に努めます。
- 休日または夜間の1次医療体制を維持・確保していくため、町内医療機関に対し医師派遣や看護師の確保等への独自支援を行いながら、急病患者に対し適切な救急医療を提供できるよう医療体制の維持・確保に努めます。
- 安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第2次医療圏における高度救命救

急医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に努めてまいります。

評価指標	基準値	目標値（R12）
町内医療機関の確保	診療所：2 歯科診療所：4 (R4)	現行数の維持

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1)診療施設 病院・診療所・その他	町内医療機関修繕等事業 地域住民の保健衛生の向上と安心して受診できる医療環境の確保を図るため、町内医療機関等の老朽化に伴う修繕を図る。	町	
	(過疎地域持続的発展特別 事業分) 民間病院	休日夜間医療体制確保業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、休日・夜間の救急医療体制を確保する。	町	
		専門医確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保する。	町	
		看護師等雇用確保助成事業 看護師及び歯科衛生士を確保するために、医療機関に対し支援を行う。	町	
		地域医療提供体制維持費等補助事業 かかりつけ医の定着等に重点を置いた地域医療体制構築を推進するために、医療機関の安定した経営及び運営に対し支援する。	町	
		かかりつけ医確保事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、かかりつけ医を確保する。	町	
		医療機器等購入費補助事業 地域住民の保健衛生の向上と安心して受診できる医療環境の確保を図るため、町内医療機関等の医療機器購入を図る。	町	
		医療機関通院移送車運航支援事業 地域住民が医療機関への受診が自宅から遠く困難である場合	町	

		に支援する。		
		新規医療機関開設支援業務 新たに医療機関を開設するために必要な経費を支援する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼児教育・義務教育

町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携幼保連携型認定こども園が整備され、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。また、両園ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入により小学校や地域と連携した特色ある幼児教育、さらには発達段階に応じて遊びを通じて子どもたちの育ちを支援する「遊育」を進めるなど、質の高い保育及び教育サービスの提供により、町外からの入園希望もあり、計画以上の入園児童を確保しています。

義務教育施設については、小学校1校、中学校1校、義務教育学校1校の合計3校があり、町立学校全てにコミュニティ・スクールを設置し、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを進めています。

そのような中、平成30年北海道胆振東部地震により仮設校舎での学校生活を余儀なくされている早来中学校の再建に起因した早来学園の設置については、早来小学校・安平小学校・遠浅小学校との統合による義務教育学校とし、多様な町民参画を実施しながら地域に開かれた学校づくりを進めているところです。

さらに、町内で先行して小中一貫教育を進めてきた追分小学校と追分中学校については、特に追分小学校の老朽化等に対応した校舎の維持が大きな課題となっていることから、町民参画による幅広い議論のもとで、将来のあり方を検討していきます。

②生涯学習・社会教育

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり基本条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。

生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動等地域における様々な活動の場として利用されているとともに、公民館事業等として小学生向けの防災キャンプ等各種企画が催されています。

施設面では、老朽化と未耐震が課題となっていた早来公民館（早来町民センター）について、耐震化とともに他の公共施設との機能集約や防災機能を付加した施設として整備を行いました。今後は追分公民館等の再整備についても検討していく必要があります。

③社会体育

町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があり、団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。

運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制につながるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。

町民の健康づくり及び体育の普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び屋外スケートリンクのほか、野球場やスキー場等多くの運動施設を有しており、計画的な施設の改修及び維持補修に努めてきました。

(2) その対策

① 幼児教育・義務教育

- 質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。
- 質の高い幼児期の教育を確実に小学校以降の義務教育へとつなげていくよう公私連携による教育内容の幼小連携接続を進めていきます。
- 子どもの自主性と創造性を促す遊びながら学ぶ空間整備や施設の充実に向け、町内団体が主体となり進めるプレーパークの整備に対する支援や、地域おこし協力隊と進めている遊育事業の推進に併せ町内全体への広がりを図ります。
- 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育活動の実現を目指し、全小中学校に導入しているコミュニティ・スクールを中心に、引き続き幼保小中高の連携による学力向上に向けた学校教育の強化を進めます。
- 早来学園については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画を実施しながら、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげていくという、安平町の未来へつながる復興のシンボルとして、よりよい環境の整備に努めていきます。
- 安平町の特色でもある「あびら教育プラン」を学校の教育課程に位置付け、地域を題材にした探究的な学びを作る取り組みを進めます。
- 老朽化が進んだ教職員住宅については、地域の防犯や景観維持を図る観点等から、解体を行います。
- 北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業「北海道MA+CHプロジェクト」の指定を受けた北海道追分高等学校の活動を支援し、総合探求と選択の時間を活用し、地学協働による高校魅力化の取り組みを進めていきます。
- 追分小学校及び追分中学校については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画・子ども参画を促しながら、早

来学園に勝るとも劣らない教育環境の構築を目指し、若年層や子育て世代の関心をより高めることで人口確保対策の核とするための整備を進めていきます。

②生涯学習・社会教育

- 生涯学習活動を推進するために、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、自主運営・自主管理方針による町民自主企画講座等の学習機会の提供など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進していきます。
- 青年層や成人向けに知的好奇心を高めるための探求授業等新たな取り組みを行いながら、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。
- 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、災害時には主要避難所になることも念頭に置きながら、計画的な改修等に努めていきます。
- 老朽化が課題となっている追分公民館については、町民意見を丁寧、かつ、慎重に聞きながら、芸術文化の交流拠点としてよりよい機能を果たすことができるよう整備を進めていきます。

③社会体育

- 町内の各種スポーツ少年団が構成員となっているNPO法人の側面的支援を行うとともに、スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促していきます。
- スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行う等競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援内容の拡充を図りながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。
- 温水プール・アイスアリーナ・トレーニングルームを備えるスポーツセンターについては、指定管理者制度の導入による利用者の利便性向上・利用者増を図るほか、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組みます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
学校教育とあびら教育プランの連携	20 事業 (R6)	15 事業もしくは累計 75 事業

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の 振興	(1)学校教育関連施設	町立学校整備・改修等事業 既存学校の整備等に関することに加え、現在将来のあり方を検討している追分地区の学校整備を含め、地域におけるより質の高い教育の振興を図る。	町		
		旧町立学校施設解体事業	町		
		教職員住宅 教職員住宅解体工事	町		
		スクールバス・ポート スクールバス更新事業	町		
		給食施設	学校給食センター施設備品及び機器整備事業	町	
			学校給食センター施設整備事業 老朽化への対応等に対する施設整備・改修を実施する。	町	
	(3)集会施設、体育施設等	公民館 追分公民館整備事業 単なる老朽化への対応にとどまらず、より魅力を高めるための整備を実施する。	町		
		早来地区公民館整備事業 遠浅・早来・安平の各地域に設置されるものに対し改修等の整備を行う。	町		
		体育施設 公共施設整備・改修事業 野球・テニス・スキー・パークゴルフ・プール・多目的スポーツセンター等の体育施設の維持と魅力化に対する整備・改修を実施する。	町		
		その他 せいこドーム（スポーツセンター）整備事業 プール、アイスアリーナ、トレーニング施設を有する同施設の利用促進を図る。	町		
	(過疎地域持続的発展特別 事業分)	義務教育 あびら教育プラン推進事業 学校教育と社会教育の連携により遊育活動や社会教育活動を教育現場で展開することで、安平町の特色ある教育を推進する。また、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育のほか、学校職員の負担軽減や学校と地域の一体感の醸成を図る。	町		
		早来学園（まなびお）魅力化・維持管理事業 早来学園の地域開放部分について、単なる管理清掃をするの	町		
			社会教育・社会体育施設等長寿命化計画策定事業	町	

		ではなく、コンシェルジュの配置等により魅力向上のためのイベント企画等利用者促進・利便性向上を実施する。		
	高等学校	追分高等学校存続支援事業 地元追分高等学校の存続に向けて、生徒の通学面や保護者の負担軽減や魅力向上への取り組みにより進学先として選択される学校とする。	町	
	生涯学習・スポーツ	文化・スポーツ大会参加助成事業 町内の文化・スポーツ団体または個人を対象として、全道・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、青少年の文化・スポーツ活動の活性化を支援する。	町	
		アイスゲット大会開催事業 多くの世代が楽しめる多世代型スポーツであるアイスゲットを通じた地域間交流の推進と健康増進を図る。	町	
		地域スポーツ・文化環境体制整備事業 中学校の部活動の地域移行後の子どもを含めた地域と一体となったスポーツ・文化づくり支援を行う。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

安平町の集落は、基幹集落である追分市街地と早来市街地を中心に、放射線状に集落が広がり、その多くは農村集落となっています。

自治の単位となる自治会・町内会等の数は32集落あり、その中には、高齢化率が50%を超える地区があるなど、自治会・町内会等組織の運営に支障を及ぼす集落が発生してきていることから、町では町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる「地域サポート制度」を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。

しかし、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的なあり方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取り組みが必要となります。

その他取り組みとして、町内の空き家・土地情報を掲載できる空き家バンクを開設し、住宅・土地を売りたい方と買いたい方のマッチングを図っていますが、空き家対策の解決に向けた空き家住宅の流動化を図る取り組みが求められてきます。そのような中、令和7年度には早来学園に近い町有地について、戸建て住宅と民間賃貸住宅のいずれにも対応できるよう宅地造成を進めています。

また、高齢化や人口減少で低下しつつある地域の暮らしや協働活動を、地域の人々とともに支え、将来に向かって持続可能なものにするため、国の制度を十分に活用した集落支援員の導入を進めます。

(2) その対策

- 意欲ある都市部の若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度や、地域サポート制度の導入により、地域の課題解決や地域コミュニティの維持に取り組めます。
- 地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取り組みを展開する地区別計画（協働実行プラン）が閉校施設（安平小学校・遠浅小学校）を抱える安平地区と遠浅地区で進められています。その実行にあたっては、地区住民とともに計画づくりから計画策定後の実践に至るまでのサポートやコーディネートなど、協働体制をより深めながら進めていきます。
- 生活環境の保全と定住対策等の観点により策定した「安平町空家等対策計画」に基づき、活用できる空き家（中古住宅）については、移住・定住を促すための住宅リフォーム助成制度や空家住宅購入費助成事業、不動産情報提供事業の体制整備により、町内空き家の活用施策を展開していきます。また、町有地等を活用した宅地造成についても引き続き検討を進めます。

評価指標	基準値	目標値（R12）
自治会・町内会等加入率	80.0%（R4）	80%以上

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(1)過疎地域集落再編整備	宅地造成事業 集落再編を図るための整備等を行う。	町	
	(過疎地域持続的発展特別 事業分) 集落整備	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興等地域コミュニティの活性化を図る。	町	
		地区別計画協働づくり事業 地域コミュニティの再生に向けた取り組みを展開する地区別計画を地域が主体となり策定し、その解決を図りながら新しい支えあいの仕組みを構築する。	町	
		旧安平小学校跡地活用検討プロジェクト事業 上記地区別計画に基づく安平地区まちづくり協議会での議論を踏まえ、旧安平小学校跡地活用計画の策定に向けた検討及びその実施をする。		
		空家住宅購入費助成事業 空き家購入や賃貸リフォームをする場合に助成を行い、空き家の流動化対策を図るとともに住まい確保を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術・文化の振興

当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動するなど、芸術・文化活動に対する意識が高く、まちづくり、人づくりに大きく貢献しています。

しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取り組みや町民への情報発信など、支援を強化する必要があります。

また、町内で優れた芸術文化を鑑賞できる環境と機会を充実させていくとともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流による一体感の醸成を図る必要があります。

②文化財の保護

町指定の文化財については、北海道胆振東部地震の影響により、一部被害を受けているものがありますが、文化財の補修を行うことで後世に伝えていくこととしています。こうした災害を踏まえた郷土資料の展示方法や管理保存方法等の見直す必要があります。

平成31年に開業した道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館には、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に登録された「蒸気機関車 D51 320 号機」が展示されており、道の駅のシンボルとして来場者を魅了しています。今後は、日本遺産構成自治体との連携による魅力発信等により、価値向上につなげていく必要があります。

(2) その対策

①芸術・文化の振興

- 芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術・文化に触れ合う機会の拡充を図ります。
- 震災を契機に設立された町民活動団体が芸術・鑑賞事業を行う等新たな動きも出てきていることから、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

②文化財の保護

- 町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、町内郷土史団体との連携を通じて、震災の記憶を後世に伝える取り組みをはじめ、町の指定文化財や郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。
- 地震により被災した郷土資料もあることから、関係機関と連携しながら、地震等の災害に耐えられる郷土資料の展示・管理保存方法の見直しを行います。
- これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となった SL 車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点と

して、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大、そして、鉄道文化の継承につなげていきます。

○SL車両を保守・整備している「SL保存協力会」の存続と後継者の育成支援を行うとともに、安平町に保存されたキハ183系車両の保存・管理・利活用等を目的として発足した「あびら鉄道交流推進協会（おおぞら会）」と連携しながら、鉄道観光資源を地域活性化につなげる取り組みを展開し、町内外からの地域サポーターを募るなど、SL車両等の財産のほか、知識や経験等を後世に引き継ぐためのサポートを強化していきます。

評価指標	基準値	目標値（R12）
鉄道の歴史に触れる機会数 （鉄道資料館の開館回数）	17回（R4）	14回

（3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	（過疎地域持続的発展特別事業分） 地域文化振興	鉄道資料館整備事業 道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館に展示する「蒸気機関車 D51 320 号機」の車両整備や車両運行など、文化財の保存と活用により地域文化の継承を図る。	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、記録的高温や大雨、渇水等の異常気象が増加しています。我が国は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げています。これに向け、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、蓄電や分散型電源の活用、需要と供給の調整を図る取組が進められていますが、電気料金の上昇、送電網の制約、出力抑制への対応が課題となっています。

安平町においては、令和5年度にゼロカーボンシティ宣言及び地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減し、2050年の実質ゼロを目指す目標を掲げ、取組を推進しています。

加えて、2018年の北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、災害時においても電力を確保できる体制の構築を目指し、公共施設における再生可能エネルギーの活用やマイクログリッドの構築を進めています。

環境にやさしく快適で安心安全なまちづくりに向け、町民及び事業者と一体となってゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

○公共施設のZEB化とLED化の推進、公用車のEV化と充電インフラの整備、住宅・地元企業・農業分野での再生可能エネルギー・省エネルギーの普及、人材育成と資金の地域内循環の推進に取り組んでいきます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
再生可能エネルギーの活用事業数	3件 (R4)	累計 18件

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	脱炭素化事業 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共施設への太陽光発電設備・蓄電池等の設置や地域マイクログリッドの構築等を実施する。	町	

	(2)その他	公共施設 LED 化事業	町	
		町内街灯整備事業 (LED 化を含む。)	町	
	(過疎地域持続的発展特別事業分)	脱炭素化事業 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、安平町ゼロカーボンシティ推進協議会運営経費、町民・事業者向け太陽光発電設備等設置補助金の交付等を行う。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの衰退など、複雑・多様化した課題に対処していくには、先進地事例の研究や民間企業等との連携など、当町の現状をしっかりと把握した上で目標を明確にし、より効果の高い事業を組み合わせながら、解決に向けた取り組みを進めることが重要となります。

当町では、こうした各種課題に対応していくために、民間求人サイトを活用した職員の人材確保や民間人材の活用等を通じて、さらなる地域の活性化に向けた取り組みを行っています。

また、当町のまちづくりや特色、魅力を全道・全国へ発信し、町の認知度を高め定住人口・交流人口・関係人口の拡大へ結びつけていくためには、ターゲットを明確にしながら、的確に伝えていくことが重要となってきます。

(2) その対策

- 社会情勢の変化に迅速、かつ、的確に対応するため、庁内ワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決に向けた体制づくりを進めます。
- 当町の町民に向けたインナープロモーション活動と、町外に対するシティプロモーションを行うため「安平町ブランディング推進協議会」を立ち上げ、全町的な取り組みとしての展開を図ります。
- 町外に向けた情報発信力の強化を進めるため、町の様々な魅力を道内・全国に向けて積極的に発信し、当町の知名度やイメージの向上を図りながら、交流人口拡大から最終目標である子育て世代の町への定住人口の確保及び拡大へ結びつけていきます。
- 民間企業の持つ技術やノウハウを活用しながら、地域課題の解決を図っていきます。
- 町民や各種団体のチャレンジや事業を応援・支援する仕組みにより、町民主体の自主的なまちづくり活動を推進していきます。

評価指標	基準値	目標値 (R12)
まちづくり事業支援交付金の活用団体数	14 団体 (R4)	累計 50 団体

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(過疎地域持続的発展特別 事業分)	政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取り組みを目指す。	町	
		シティプロモーション戦略事業 情報発信の基盤となるシティプロモーション戦略を策定するほか、SNSを通じた情報発信の外部委託等により発信力を強化する。	町	
		地域活性化起業人活用事業 民間企業等の社員を一定期間受け入れ、民間が持つノウハウと知見を活かし、地域課題の解決を目指す。	町	
		まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。	町	
		公共施設等マネジメント推進事業 公共施設総合管理計画の改訂、個別計画の策定及び施設老朽化調査を実施する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

参考資料

1. 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進事業（結婚祝金、出生祝金） 若年層の増加を図るため、婚姻や出生時等新たな生活に要する経費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。	町	将来的な事業効果有
		定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、子育て助成金、新規就農商工業奨励金、若者雇用助成金） 町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業者等を対象とした奨励助成金、町外からの通勤者を対象とした移住支援・雇用助成金制度により、定住人口の増加・確保を図る。	町	将来的な事業効果有
		あびら移住暮らし推進協議会事業 移住定住の促進に向けたプロモーションや移住ツアー、移住相談等の事業展開を行う。	町	将来的な事業効果有
	地域間交流	定住雇用総合対策事業 （仮称）雇用創発協議会を設立し、事業者と求職者のニーズに応じた実践的研修や就職マッチングを展開し、定住促進を目指す。	町	将来的な事業効果有
		ふるさと会推進事業 安平町にゆかりのある首都圏在住の安平町出身者や関連企業との交流等により、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	将来的な事業効果有
		国際交流会補助事業 台湾との交流を行う町内活動団体へ活動に対する補助を通じて、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	将来的な事業効果有
	人材育成	首都圏観光・物産PR事業 首都圏での物販をはじめ、ふるさと納税寄付者等との交流を通して、町の魅力の発信や地域の活性化に繋げる。	町	将来的な事業効果有
		介護職の人材育成及び確保に対する助成事業 介護福祉士養成校（専門学校等）で介護福祉士資格取得のために修学し、かつ、卒業後に安平町内の介護事業所に就業する者を対象として補助金を交付することで町内介護人材の確保を図る。	町	将来的な事業効果有
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興等地域コミュニティの活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		あびら起業家カレッジ事業 町外からの地域課題解決に向けた起業創業を促すとともに、子育て世代の移住定住を図ることで、定住人口の確保と地域活力の活性化を目指す。	町	将来的な事業効果有

		地域福祉を支える人材育成支援事業 福祉ボランティア人材の育成及び確保に向けて、ボランティア資格取得の支援を行い、地域福祉の向上を図る。	町	将来的な事業効果有
2 産業の振興	第1次産業	新規就農対策事業 新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農村の活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		土壌分析推進事業 土壌の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町	将来的な事業効果有
		耕畜連携支援事業 酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。	町	将来的な事業効果有
	商工業・6次産業化	商品開発支援事業 地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販路拡大の支援を行い、更なる交流人口とリピーターの増加を図る。	町	将来的な事業効果有
		中心市街地にぎわい事業 商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた取り組みを行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。	町	将来的な事業効果有
		共同店舗運営事業 安平町共同店舗の活用による小規模事業者等を支援し、商店街の活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		消費拡大地域活性化事業 イントあびらとも連動した町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		創業者等支援事業 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進事業 創業セミナー等を通じた知識やスキルの向上やチャレンジショップの貸付、新規創業に必要な経費の一部を支援することで、初期投資軽減により安定的な経営を促し事業の定着を図る。	町	将来的な事業効果有
		商工業経営強化促進事業 経営基盤の強化に向けた創意工夫を凝らした取り組みを支援し、商工業の活性化を図る。	町	将来的な事業効果有

	観光又はレクリエーション	事業承継事業 後継者不在の個店等を対象としたマッチングプログラムを推進し、官民一体となった後継者対策を図る。	町	将来的な事業効果有
		回遊・交流ステーション形成事業 交流人口の拡大に向け、道の駅を核として町内の観光資源を活用しながら町内全体を回遊させるためのPR等を行い、回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。	町	将来的な事業効果有
		観光プロモーション戦略事業 道の駅をはじめとした拠点への集客を図り、町全体への回遊につなげるため、賑わい創出イベント及びメディアプロモーション、観光PR 雪だるま大使の委嘱やパンフレット製作を行う。	町	将来的な事業効果有
	企業誘致	追分ゲートウェイ整備事業 道の駅をゲートウェイとした観光客に訴求する地域資源活用型の体験事業等を実施することで、交流人口の増加を図る。	町	将来的な事業効果有
		企業誘致PR事業 企業誘致に向けた情報発信と情報収集により、町内への企業誘致を促進する。	町	将来的な事業効果有
		サテライトオフィス・コワーキングスペース進出企業誘致事業 町内のサテライトオフィスやコワーキングスペースへ進出していただける企業のマーケティングリサーチや進出に係る具体的支援等を実施する。	町	将来的な事業効果有
3 地域における情報化	生活環境分野	あびらチャンネル制作委託事業 町内向けの情報発信媒体であるあびらチャンネルの番組制作の一部を民間事業者へ委託し、ノウハウを活用した有効な情報発信を行う。	町	将来的な事業効果有
		自治体DX推進事業 安平町DX推進計画で示されている各種施策をプロジェクト化し、事業を実施する。	町	将来的な事業効果有
		地域連携DX推進事業 これまで町のリスキリング事業により輩出したデジタル人材がより活躍できる場を提供するため、地域と連携して推し進める。	町	将来的な事業効果有
4 交通施設の整備、交通手段の	公共交通	デマンド交通運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供する。	町	将来的な事業効果有

確保		循環バス運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供する。	町	将来的な事業効果有
		地域公共交通対策事業 公共交通の維持確保のため、持続可能な公共交通の構築及び利用促進を図る。	町	将来的な事業効果有
		ハイヤー事業確保等対策事業 移動手段のセーフティネット確保のため、早来地区へのハイヤー事業者の誘致及び運転者育成・確保を図る。	町	将来的な事業効果有
		ライドシェア運行事業 ハイヤー、デマンドバスに次ぐ町内移動の手段として確立し、曜日や時間帯によって発生する「交通空白」を解消させる。	町	将来的な事業効果有
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしょうがい者等を地域の自治会・町内会が支える仕組みを構築する。	町	将来的な事業効果有
		運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証を自主返納した75歳以上の町民に対して、町内の公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付し、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と暮らしの支援を図る。	町	将来的な事業効果有
		福祉ボランティアポイント事業 新しい公共の担い手確保及びボランティアのやりがい、生きがいの創出に資するため、ボランティアポイントを付与する。	町	将来的な事業効果有
	健康づくり	安平町指定地域密着型介護事業所への入院給付費助成事業 指定地域密着型介護事業所における入所者の安心した生活の確保と事業所の円滑な体制整備を図るため支援を行う。	町	将来的な事業効果有
		健康寿命延伸事業 スポーツセンターにおける各種運動教室、健康指導のほか、施設の活用促進により、町民の健康増進と医療費の抑制を図る。	町	将来的な事業効果有
		特定不妊治療助成事業 町内で不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減し、出産に結びつく環境整備を推進する。	町	将来的な事業効果有
7 医療の確保	民間病院	休日夜間医療体制確保業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、	町	将来的な事業効果有

		休日・夜間の救急医療体制を確保する。		
		<p>専門医確保助成事業</p> <p>地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保する。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>看護師等雇用確保助成事業</p> <p>看護師及び歯科衛生士を確保するために、医療機関に対し支援を行う。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>地域医療提供体制維持費等補助事業</p> <p>かかりつけ医の定着等に重点を置いた地域医療体制構築を推進するために、医療機関の安定した経営及び運営に対し支援する。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>かかりつけ医確保事業</p> <p>地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、かかりつけ医を確保する。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>医療機器等購入費補助事業</p> <p>地域住民の保健衛生の向上と安心して受診できる医療環境の確保を図るため、町内医療機関等の医療機器購入を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>医療機関通院移送車運航支援事業</p> <p>地域住民が医療機関への受診が自宅から遠く困難である場合に支援する。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>新規医療機関開設支援業務</p> <p>新たに医療機関を開設するために必要な経費を補填する。</p>	町	将来的な事業効果有
8 教育の振興	義務教育	<p>あびら教育プラン推進事業</p> <p>学校教育と社会教育の連携により遊育活動や社会教育活動を教育現場で展開することで、安平町の特色ある教育を推進する。また、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育のほか、学校職員の負担軽減や学校と地域の一体感の醸成を図る。</p>	町	将来的な事業効果有
		<p>早来学園（まなびお）魅力化・維持管理事業</p> <p>早来学園の地域開放部分について、単なる管理清掃をするのではなく、コンシェルジュの配置等により魅力向上のためのイベント企画等利用者促進・利便性向上を実施する。</p>	町	将来的な事業効果有
	高等学校	<p>追分高等学校存続支援事業</p> <p>地元追分高等学校の存続に向けて、生徒の通学面や保護者の負担軽減や魅力向上への取り組みにより進学先として選択される学校とする。</p>	町	将来的な事業効果有
	生涯学習・スポーツ	<p>文化・スポーツ大会参加助成事業</p> <p>町内の文化・スポーツ団体または個人を対象として、全道・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、青少年の文化・スポーツ活動の活性化を支援する。</p>	町	将来的な事業効果有

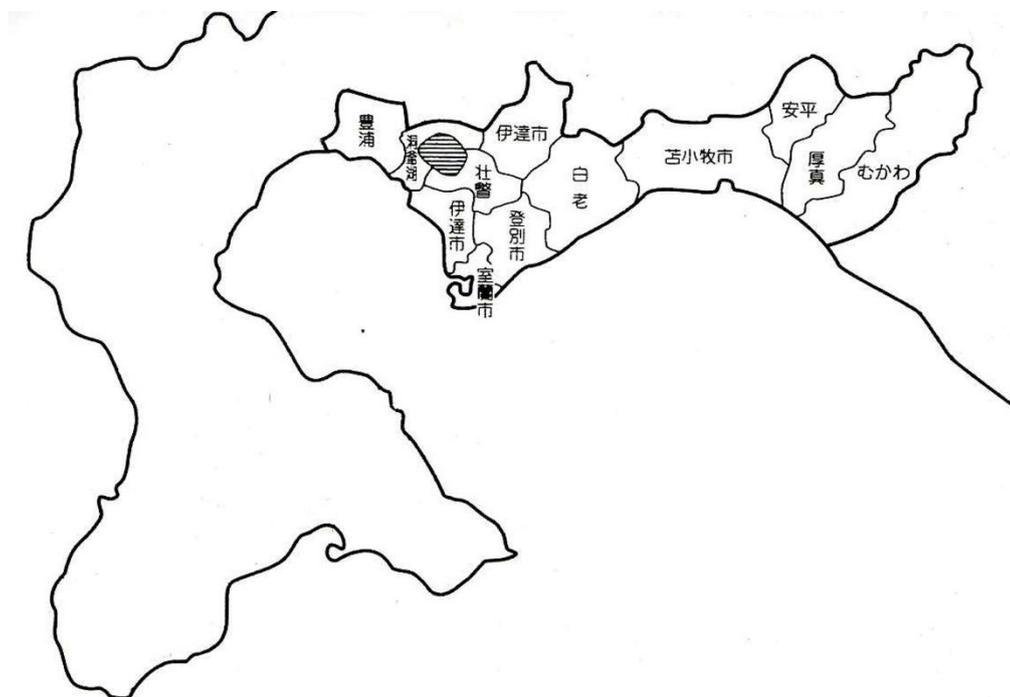
		アイスゲット大会開催事業 多くの世代が楽しめる多世代型スポーツであるアイスゲットを通じた地域間交流の推進と健康増進を図る。	町	将来的な事業効果有
		地域スポーツ・文化環境体制整備事業 中学校の部活動の地域移行後の子どもを含めた地域と一体となったスポーツ・文化づくり支援を行う。	町	将来的な事業効果有
9 集落の整備	集落整備	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	将来的な事業効果有
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興等地域コミュニティの活性化を図る。	町	将来的な事業効果有
		地区別計画協働づくり事業 地域コミュニティの再生に向けた取り組みを展開する地区別計画を地域が主体となり策定し、その解決を図りながら新しい支えあいの仕組みを構築する。	町	将来的な事業効果有
		旧安平小学校跡地活用検討プロジェクト事業 上記地区別計画に基づく安平地区まちづくり協議会での議論を踏まえ、旧安平小学校跡地活用計画の策定に向けた検討及びその実施をする。	町	将来的な事業効果有
		空家住宅購入費助成事業 空き家購入や賃貸リフォームをする場合に助成を行い、空き家の流動化対策を図るとともに住まい確保を図る。	町	将来的な事業効果有
10 地域文化の振興等	地域文化振興	鉄道資料館整備事業 道の駅あびら D51 ステーションに併設する鉄道資料館に展示する「蒸気機関車 D51 320 号機」の車両整備や車両運行等、文化財の保存と活用により地域文化の継承を図る。	町	将来的な事業効果有
11 再生可能エネルギーの利用の推進	脱炭素化促進	脱炭素化事業 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、安平町ゼロカーボンシティ推進協議会運営経費、町民・事業者向け太陽光発電設備等設置補助金の交付等を行う。	町	将来的な事業効果有
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取り組みを目指す。	町	将来的な事業効果有
		シティプロモーション戦略事業	町	将来的な事業効果有

	<p>情報発信の基盤となるシティプロモーション戦略を策定するほか、SNS を通じた情報発信の外部委託などにより発信力を強化する。</p>		な事業効果有
	<p>地域活性化起業人活用事業（ 民間企業等の社員を一定期間受け入れ、民間が持つノウハウと知見を活かし、地域課題の解決を目指す。</p>	町	将来的な事業効果有
	<p>まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。</p>	町	将来的な事業効果有
	<p>公共施設等マネジメント推進事業 公共施設総合管理計画の改訂、個別計画の策定及び施設老朽化調査を実施する。</p>	町	将来的な事業効果有

2. 安平町位置図



3. 胆振管内図



安平町過疎地域持続的発展市町村計画

自 令和8年度 ～ 至 令和12年度

【発行】

安平町 政策推進課政策推進グループ

北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話 0145-22-2511 (代表)

安平町過疎地域持続的発展市町村計画案について

1 過疎法の経緯と過疎計画について

(1) 過疎法の経緯

- ・過疎地域対策緊急措置法（昭和45年度～昭和54年度）
- ・過疎地域振興特別措置法（昭和55年度～平成元年度）
- ・過疎地域活性化特別措置法（平成2年度～平成11年度）
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度～平成21年度、令和2年度まで延長）
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度）

(2) 計画の期間

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法										
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画期間	現計画（変更前） 令和3年度～令和7年度					新計画（変更後） 令和8年度～令和12年度				

2 計画策定（変更）の流れ

年月	手続き
令和7年10月27日	全員協議会説明
10月28日～12月22日	北海道との事前協議
11月20日～12月3日	パブリックコメント（ご意見はありませんでした）
12月16日	第3回未来創生委員会説明
令和8年1月6日～1月28日	北海道との協議（正式協議）
3月5日	令和8年第2回（3月）定例会へ議案上程
議決後	国、北海道へ計画を送付

3 変更点（令和7年10月27日開催の全員協議会以降の変更点）

頁	区分（記載場所）	変更箇所	変更内容	変更理由
19	3 産業の振興 （2）その対策 ③企業誘致 2番目の○	○ <u>自己水源の恒常的不足や、広大な工業用地の敷地確保が難しい状況を踏まえ</u> 、地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、休廃止等による遊休した公共施設等を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペース利用等を想定した企業誘致の推進など、従来手法の見直し強化とターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。	アンダーラインの文言を削除	全員協議会における意見を踏まえ修正した。
37	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 （1）現況とその対策 ⑤その他	「ぬくもりセンター」は福祉総合施設として、 （略） また、施設面では、開設から20年以上が経過しており、給湯・暖房用ボイラーや <u>暖房</u> 配管等の設備更新が必要な時期になっています。	アンダーラインの文言を追加	更新が必要な設備を明記した。
38	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 （2）その対策 ③しょうがい者福祉 2番目の○	○利用者本位のしょうがい者福祉サービスを提供するとともに、 <u>老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行いながら</u> 、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。（略）	アンダーラインの文言を削除	当該事業は既に完了しているため削除した。（未来創生委員会における意見）
44	9 教育の振興 （1）現況とその対策 ①幼児教育	町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携（略） さらに、町内で先行して小中一貫教育を進めてきた追分小学校と追分中学校については、特に追分小学校の老朽化等に対応した校舎の維持が大きな課題となっていることから、町民参画による <u>幅広い</u> 議論のもとで、将来のあり方を検討していきます。	アンダーラインの文言を追加	文言を整理した。

頁	区 分	変更箇所	変更内容	変更理由
47	9 教育の振興 (3) 計画 事業計画 (令和8年度～ 令和12年度) (1) 学校教育関連施設 給食施設	<u>学校給食センター施設整備事業 老朽化への対応等に対する施設整備・改修を実施 する。</u>	アンダーラインの 事業を追加	過疎債を予定している給食センタ ーの長寿命化事業を追加した。
47	9 教育の振興 (3) 計画 事業計画 (令和8年度～ 令和12年度) (3) 集会施設、体育施 設等 公民館	早来地区公民館整備事業 遠浅・早来・安平の各地域に設置されるもの <u>に対し 改修等の整備を行う。</u>	アンダーラインの 文言を追加	事業の内容を明記した。
50	10 集落の整備 (3) 計画 事業計画 (令和8年度～ 令和12年度)	<u>(1)過疎地域集落再編整備 宅地造成事業 集落再編を図るための整備等を行う。</u>	アンダーラインの 事業の記載場所を 変更	宅地造成事業については、ソフト 事業 (過疎地域持続的発展特別事 業分) の欄に記載していたがハー ド事業の欄に記載場所を変更し た。
59	参考資料 1 事業計画 (令和8年 度～令和12年度) 3 地域における情報化 生活環境分野	<u>地域連携 DX 推進事業 これまで町のリスキリング事業により輩出したデ ジタル人材がより活躍できる場を提供するため、地 域と連携して推し進める。</u>	アンダーラインの 事業を追加	記載漏れの事業を追加した。
62	参考資料 1 事業計画 (令和8年 度～令和12年度) 9 集落の整備 集落整備	<u>宅地造成事業 集落再編を図るための整備等を行う。</u>	アンダーラインの 事業を削除	当該箇所に記載するのはソフト事 業であるが、当該事業はハード事 業のため削除した。

議案第9号

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるため、この条例について提案するものである。

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることが

できる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるも

のを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋内施設 2 屋外施設
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施工令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施工令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施工令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施工令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施工令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施工令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合については、当該会談の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同上第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第

		4号及び第10号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施工令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律

第107号) 第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する北海道知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければ

ばならない。

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成24年北海道条例第108号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 安平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月25日安平町条例第29号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

**安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
並びに
安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要について**

令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるため、この条例について提案するものである。

1. 概要

「こども誰でも通園制度」とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度である。

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども・子育て支援法上に新たに「乳児等のための支援給付」が創設される。

2. 条例制定の内容

「安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、乳児等通園支援事業を実施するためには、児童福祉法第34条の16第1項及び第2項の規定により、事業の内容や施設の基準について内閣府令に従って或いはこれを参酌して、条例を定めなければならない。

また、「安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」については、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第54条の2の規定において、町が乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う事業者に対して行う「確認」をするにあたり、法第54条の3の規定において準用する法第46条第2項の規定により、内閣府令に従って或いはこれを参酌して、条例を定めなければならない。

（1）安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

本条例では、主に安全計画の策定、設備や職員の基準、乳児等通園支援事業の区分について定めている。

（2）安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

本条例では、主に支払や利用定員及び面談に関する基準、その他の事業運営に関わる取扱方針について定めている。

3. 制度の詳細

（1）実施施設

- ・はやきた子ども園
- ・はやきたゆきだるま保育園
- ・おいわけ子ども園

(2) 対象

- ・安平町内に住所がある0歳8か月～3歳未満の乳幼児
(3歳の誕生日の前々日まで利用可能)
- ・認定こども園などに通っていない乳幼児

※実施施設の受け入れ体制によっては、対象が変更となる場合あり

(3) 利用料金などの詳細

実施施設	はやきた子ども園	はやきたゆきだるま 保育園	おいわけ子ども園
実施形態	余裕活用型		
対象年齢	2歳～3歳未満 ※1	0歳8か月～2歳未満 ※1	0歳8か月～3歳未満
開所時間など	平日 7時～18時		火曜日、水曜日、木曜日 8時30分～12時30分
利用料金	1時間当たり 300円 ※その他「給食費」「おやつ代」などの実費負担有り		
キャンセル料金	無断キャンセルの場合は利用料金と同額を徴収		
利用可能時間	月10時間まで		
給食提供	有り(実費負担有り)		

※1 はやきた子ども園とはやきたゆきだるま保育園で移行時期の調整あり

(4) 利用方法および手続きの流れ

町へ事前に利用認定申請を行い、利用認定後に利用希望施設との初回面談を行う。面談後に希望施設へ利用申し込みを行い、利用開始となる。

4. 対象者

令和8年4月1日現在で子ども園に通っていない方 計36名

【内訳】 0歳児クラス：13名、1歳児クラス：13名、2歳児クラス：10名

5. 施行期日

令和8年4月1日

本事業の開始は令和8年4月1日からとなるが、手続きの準備等は事業開始前に実施できるよう附則で規定する予定。

議案第10号

安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるため、この条例について提案するものである。

安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ご

とに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳

児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの

の額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総

理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- （1） 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- （2） その提供する特定乳児等通園支援の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- （5） 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支

払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の順守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなら

ない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支

援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子ども
の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい
て記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支
援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな
らない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の
会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計
に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支
援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ
ならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものう
ち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複
本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その
他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの
については、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的
方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)に
より行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につい
ては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提

出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再

び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

学校運営協議会の役割と責任の明確化に伴い、当該協議会の委員を地方自治法第203条の2の規定に基づく報酬支給の対象とするため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町
条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表職名等の欄中「都市計画審議会」の次に「、学校運営協議会」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十七条の五（抜粋）

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

■逐条解説（文科省 HP より）

第2項（学校運営協議会の委員）～略～

委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努める必要があります。また、協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することになります。このため、地方公務員法上の守秘義務等は課されませんが、委員は、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要です。

→上記のように、学校運営協議会の委員は、非常勤特別職として位置づけられることが推奨されているが、これまで協議会の役割や責任、合議体としての意思形成が行われるような組織運営がなされていなかったため、ボランティア的に謝礼を支払ってきた。

■地方公務員法

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

～略～

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

■予算

現行予算（令和7年度）

10 款教育費_1 項教育総務費_4 目教育振興費_7 節報償費_002 細節謝礼
（1004-1-1 教育振興経費）

予算額 80,000 円 補正額 30,000 円（3月補正）→補正後 110,000 円
[積算] 一人あたり 5,000 円×22 名

次年度当初予算（令和8年度）

10 款教育費_1 項教育総務費_4 目教育振興費_1 節報酬_081 細節学校運営協議会
委員報酬（1012-01-2 教育魅力化推進事業）

予算額 402 千円

10 款教育費_1 項教育総務費_4 目教育振興費_8 節旅費_001 細①費用弁償
（1012-01-2 教育魅力化推進事業）

予算額 29 千円

学校運営協議会委員 報酬・費用弁償計算書

注期：令和7年5月1日～令和9年3月31日

4時間未満

No.	区分	委員会 役種	氏名	所属	住所	報酬	費用弁償		早来行舎 関係の場合 支払額計	費用弁償		追分 関係の場合 支払額計
							陸路（早来行舎関係）			陸路（追分関係）		
							往復距離	金額		往復距離	金額	
1	早来	会長	上田 舞子		遠浅707番地113	3,500円	12km	444円	3,944円			とま
2	早来		岡崎 友和		早来大町162番地5	3,000円	0km	0円	3,000円			とま
3	早来		見附 二郎		安平115番地	3,000円	14km	518円	3,518円			北
4	早来		木村 由佳		早来北進85番地2	3,000円	4km	148円	3,148円			北
5	早来		福田 剛		早来栄町133番地70	3,000円	0km	0円	3,000円			とま
6	早来		小 濵 峻		安平29番地1	3,000円	14km	518円	3,518円			空
7	早来		且 見 曉		早来栄町123番地1	3,000円	0km	0円	3,000円			とま
8	早来		鳥貴 裕弥		追分白樺1丁目146	3,000円	26km	962円	3,962円			とま
9	早来		岡山 隼美		早来大町149番地1	3,000円	0km	0円	3,000円			北
10	早来		小坂 善朋		早来大町99番地28	報酬辞退	0km	0円	0円			ゆ
11	早来		近藤 健一		安平824番地1	3,000円	14km	518円	3,518円			ゆ
12	早来		網代 健男		早来大町159番地	報酬辞退	0km	0円	0円			
1	追分	会長	箱崎 英輔		追分白樺1丁目106番地	3,500円				0km	0円	0円
2	追分		福田 順一		追分本町2丁目2番地3	3,000円				0km	0円	0円
3	追分		工藤 誠二		追分本町1丁目20番地1	3,000円				0km	0円	0円
4	追分		俣野 葉子		追分旭794番地1	3,000円				18km	666円	666円
5	追分		牧田 さお り		追分弥生281番地2	3,000円				8km	296円	296円
6	追分		山田 静香		追分旭292番地2	3,000円				18km	666円	666円
7	追分		小納谷 奈 苗		追分本町3丁目44番地1	3,000円				0km	0円	0円
8	追分		佐々木 学 嗣		追分柏が丘21番地	3,000円				0km	0円	0円
9	追分		稲岡 昌美		追分青葉2丁目46番地8	3,000円				0km	0円	0円
10	追分		浅野 浩司		追分緑が丘145番地	3,000円				0km	0円	0円
11	追分		渡辺 和江		追分緑が丘186番地	3,000円				0km	0円	0円
12	追分		山城 義真		追分本町6丁目27番地	3,000円				0km	0円	0円
13	追分		庄司 健浩		追分花園4丁目2番地	報酬辞退				0km	0円	0円
合 計						67,000円	84km	3,108円	33,608円	44km	1,628円	1,628円

報酬予算（計6回）： 402,000 =402千円 費用弁償予算（早追各6回） 28,416 =29千円

議案第12号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町国民健康保険税条例（平成18年安平町条例第107号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険の運営の広域化が実施されることに伴い、国民健康保険税の課税方式について、資産割額を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式としたいので、この条例の制定について提案するものである。

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安平町国民健康保険税条例（平成18年安平町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の安平町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号

安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について

安平町米麦乾燥調製施設条例（平成18年安平町条例第128号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

燃料費、電気料金及び人件費の高騰に伴い、利用料金を改定するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例

安平町米麦乾燥調製施設条例(平成18年安平町条例第128号)の一部を次のように改正する。

別表中「803円」を「1,205円」に、「1,549円」を「2,324円」に、「880円」を「1,320円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について

次の団体を安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

記

- 1 施設の名称 勇払郡安平町追分弥生341番地7
安平町米麦乾燥調製施設
- 2 指定管理者 勇払郡厚真町錦町10番地2
とまこまい広域農業協同組合
代表理事組合長 堀 弘 幸
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

安平町米麦乾燥調製施設の管理に関する協定書（案）

安平町（以下「甲」という。）ととまこまい広域農業協同組合（以下「乙」という。）とは、安平町米麦乾燥調製施設（以下「施設」という。）の管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について以下のとおり合意したので、安平町米麦乾燥調製施設の管理に関する協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 協定は、甲と乙が相互に協力し、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 2 条 乙は、事業が施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第 3 条 乙は、協定、安平町米麦乾燥調製施設条例（平成 18 年安平町条例第 128 号）（以下「条例」という。）及び関係法令等のほか、安平町米麦乾燥調製施設業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第 4 条 協定による指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第 5 条 乙が行う事業の業務は、次のとおりとする。

- （1）米及び小麦の乾燥調製並びに品質管理に関すること。
- （2）施設及び設備の管理に関すること。
- （3）施設の敷地内の維持管理に関すること。
- （4）設備保守等（設置機器類の保守点検業務、空調換気設備保守業務、消防設備点検及び電気保安管理業務等）の管理に関すること。
- （5）利用の許可に関すること。
- （6）利用料金の収受に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

（会計区分）

第 6 条 事業に係る会計区分は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（業務の実施）

第 7 条 乙は、協定、仕様書、条例及び関係法令等を遵守するとともに、第 19 条の規定による事業計画書に基づき業務を実施するものとする。

2 協定、仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、協定、仕様書等の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第8条 乙は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、指定期間の開始日の前日までに、施設の管理を行うために必要な一切の準備を完了しなければならない。

(第三者による実施)

第9条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(善管注意義務)

第10条 乙は、協定及び仕様書等の定めるもののほか、甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(管理施設の改修等)

第11条 管理施設の修繕、改造、増築等については、仕様書に定めた責任分担に基づき、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、協定及び仕様書に特別の定めのない場合又は疑義がある場合は、甲と乙が協議の上、これを決定するものとする。

(甲による物品等の貸与)

第12条 甲は、次の物品等を、無償で乙に貸与する。

物品名	数量	備考
フォークリフト (3.5 tタイプ)	1台	ほか付属品一式

2 乙は、指定期間中、物品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、故意又は過失により物品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

4 乙は、当該物品等が経年劣化等により使用できなくなった場合、甲との協議により、必要に応じて自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達することができる。

(事故及び緊急事態時の対応)

第 13 条 乙は、施設における事故、施設の破損その他の事故が発生した場合、又は災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して事故及び緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(損害賠償義務)

第 14 条 乙は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害の賠償)

第 15 条 乙は、施設の管理の遂行にあたり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(管理費用の支払い)

第 16 条 甲は、業務の実施に際し、乙に対して管理費用は支払わない。

(利用料金収入の取扱い)

第 17 条 乙は、施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第 18 条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(事業計画書等の作成及び提出)

第 19 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書及び収支計画書を作成し、提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書及び収支計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第 20 条 乙は、毎年度終了後 60 日以内に、施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 26 条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由

- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が別に定める事項
(業務報告の聴取等)

第 21 条 甲は、施設の管理の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(文書の管理及び保存)

第 22 条 乙は、管理の実施に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び保存期間については、会計区分毎に帳簿及び書類を整理し、第 20 条の規定による事業報告書を提出した日から起算して 7 年間保存しなければならない。

(情報公開)

第 23 条 乙は、業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等であって、乙が所有しているものの公開については、安平町情報公開条例（平成 18 年安平町条例第 12 号）の規定に準拠し文書の公開に努めなければならない。

2 前項の情報公開にあたっては、乙は、甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、業務を行うにあたって知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、安平町個人情報保護条例（平成 18 年安平町条例第 14 号）の規定に準拠し適正に対応するものとする。

(秘密保持義務)

第 25 条 乙は、業務を行うに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(指定の取消し等)

第 26 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は困難になったとき。

- (2) 協定、条例又は関係法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (3) 指定管理者の指定申請の際に提出した内容に虚偽があると判明したとき。
- (4) 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。
- (5) 組織的な違法行為を行った場合など、施設の管理を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。
- (6) 管理業務が行われないうち。
- (7) その他施設の管理を行わせておくことが適当でないとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(指定の取消し等による損害賠償)

第 27 条 乙は、前条第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(事務の引き継ぎ)

第 28 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、甲及び次の指定管理者に対して、速やかに、かつ、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、乙が負担するものとする。

(原状回復義務)

第 29 条 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき又は第 26 条の規定により指定を取り消されたときは、施設の設備及び物品を甲の指定する期日までに、原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(権限義務の譲渡等)

第 30 条 乙は、協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。

(業務の範囲以外の業務)

第 31 条 乙は、条例の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第 5 条の規定による業務の範囲以外の業務（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の変更)

第 32 条 業務に関し、前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、協定の規定を変更することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 33 条 協定に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(協定の費用)

第 34 条 協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義についての協議)

第 35 条 協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別の定めのない場合については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙とがそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

(甲) 所在地 勇払郡安平町早来大町 95 番地
名 称 安平町
代表者 安平町長 及 川 秀一郎 印

(乙) 所在地 勇払郡厚真町錦町 10 番地 2
名 称 とまこまい広域農業協同組合
代表者 代表理事組合長 堀 弘 幸 印

別紙

1. 管理物件

(1) 管理施設

- ・安平町米麦乾燥調製施設建物本体

2. 添付書類

- ・安平町米麦乾燥調製施設業務仕様書
- ・安平町米麦乾燥調製施設付帯設備（別表）

安平町米麦乾燥調製施設業務仕様書（案）

安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、安平町米麦乾燥調製施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の管理に関する基本的な考え方

- (1) 安平町米麦乾燥調製施設条例その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (2) 利用者に配慮したサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の平等利用が確保されること。
- (4) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

3. 施設の概要

- (1) 施設の名称 安平町米麦乾燥調製施設
- (2) 所在地 安平町追分弥生 341 番地 7
- (3) 施設概要
 - ① 建物の構造 鉄骨造一部二階建て
 - ② 延床面積 1, 811.74 m²
 - ③ 施設内容 荷受、乾燥、貯留、調製、計量出荷、自主検査、集塵、事務室等
 - ④ 荷受量 米～半乾粳 52 t / 日
小麦～生小麦 141 t / 日、半乾小麦 25 t / 日、乾麦 66 t / 日

4. 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

5. 法令等の遵守

施設の運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 消防法
- (3) 安平町米麦乾燥調製施設条例
- (4) 安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

6. 業務内容

- (1) 米及び小麦の乾燥調製並びに品質管理に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
 - ① 施設の敷地内の維持管理業務
 - ② 設備保守等の業務（設置機器類の保守点検業務、空調換気設備保守業務、消防設備点検、電気保安管理業務等）
- (3) 利用の許可に関すること。
 - ① 施設の利用受付に関する業務
 - ② 施設の利用の許可、不許可、制限、取り消し、変更等に関する業務。
- (4) 利用料金の収受に関すること。
 - ① 施設の利用料の収納等に関する業務
 - ② 施設の利用料は指定管理者の収入となりますので、指定管理者の責任において規定に基づいた料金の収納を行ってください。ただし、利用料の金額の決定に際しては、事前に町長の承諾を受けて下さい。
- (5) 委託に関すること。
 - ① 事前に町長の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (6) その他の業務に関すること。
 - ① 管理業務の利用状況、実施状況等を記載した業務日誌を作成すること。
 - ② 事故の未然防止及び安全管理に努めること。
 - ③ 町及び関係者等との連絡調整を円滑に行うこと。
 - ④ その他施設の管理運営に必要な業務を行うこと。

7. 職員体制

- (1) 施設の管理運営に必要な職員を適正に配置してください。
- (2) 職員の技能とサービス向上を図るため研修等を実施すること。

8. 災害及び事故対策

- (1) 指定管理者が行う施設の運営及び従事職員の責任等に起因する災害並びに事故については、指定管理者が責任を負うものとする。
- (2) 災害及び事故等が発生したときは、速やかに町及び関係者等に通報すること。

9. 苦情処理

利用者等から管理業務に関する苦情が出た場合は、適切な対応を行い、円滑な解決に努めること。

10. 管理費用等

- (1) 管理に係る費用
管理に係る経費の一切は指定管理者の負担とします。

(2) その他

- ① 施設の建物の火災保険料については、指定管理者が負担することとします。
- ② 施設に対する修繕については、指定管理者が負担することとします。

11. 物品の管理

- (1) 指定管理者は、町の所有に属する物品については、そのまま使用できますが、安平町財務会計規則に基づいて適正に管理してください。
- (2) 町が所有するフォークリフト1台(車台番号 FG35NT-7 #104697)は、業務の遂行のため、指定管理者へ無償にて貸与します。なお、維持管理費(修繕費、保険の加入等)については指定管理者とし、貸与する期間は指定管理者の指定期間とします。

12. 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画

指定管理者は、町が指定する期日までに、施設に関する事業計画書及び収支計画書を作成し、町に提出すること。

(2) 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、施設に関する事業報告書を作成し、町に提出すること。

13. 業務報告及び実地検査

町は、施設の管理の適正を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

14. 指定管理者と町の責任分担

責任の内容 責任の分担		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕	指定管理者
	施設等の小破修繕	指定管理者
保険の加入	火災保険	指定管理者
	利用者等に係る損害賠償	

※ 本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方の協議の上決定します。

15. 業務を実施するにあたっての遵守事項

本業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) 施設が公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者には有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

(2) 町との連携を図った運営をすること。

(3) 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、町と事前に協議すること。

16. 指定の取消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は、期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命じることがあります。

(1) 指定管理者が、町が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと町が認めるとき。

17. 業務の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取消されたときは、速やかに施設に関する事務を整理し、町又は次の指定管理者に対して円滑に業務の引継ぎを行うこと。

18. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、町と協議し決定することとする。

(別 表)安平町米麦乾燥調製施設付帯設備

1. 管理設備

区 分	名 称	能 力	数 量
荷受設備	フレコンホイストクレーン	2.8 t	1
	荷受ホッパー	6 t	2
	荷受ライン	20 t/h r	1
	粗選別機	20 t/h r	1
	荷受計量機	20 t/h r	1
	下見待機タンク	6 t	2
乾燥設備	循環式乾燥機	20t	5
	地上タンク	10KL	1
	中抜タンク	10 t	1
貯留設備	貯留ビン	50 t	10
	送風ファン		2
調製設備	調製装置 (風選別機・揺動選別機・粒選別機)	4 t/h r	2
	石抜機	3 t	2
	石抜機	1.2 t	2
	調製タンク	10 t	2
	比重選別機	8 t/h r	1
	再粒選別機	2 t/h r	1
玄米設備	屑タンク	20 t	1
	色彩原料タンク	10 t	1
	色彩選別機	4.8 t/h r	1
出荷設備	色彩選別屑タンク	5 t	1
	製品タンク	10 t	1
	フレコン計量機	20 t/h r	1
集塵設備	金属除去装置	12,000ガウス	1
	乾式集塵装置 掃除機 (Σ7)	5.5 k w	1
籾殻処理設備	籾殻タンク	200m ³	1
自主検査設備	全自動自主検査装置		1
	食味分析計 (米麦兼用)		1
	全自動下見検査装置		1
	食味分析計 (米用)		1

2. 管理物品

区分	名称	能力	数量
フォークリフト	全回転リフト (車台番号 FG35NT-7 #104697)	3.5 tタイプ	1
	付属品 (フォーク装置 (全回転用・プッシュプル用) ほか)		一式

議案第15号

安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定について

次の団体を安平町野菜共同集出荷場の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町野菜共同集出荷場の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

記

- 1 施設の名称 勇払郡安平町追分花園 1 丁目28番地及び32番地 2
安平町野菜共同集出荷場
- 2 指定管理者 勇払郡厚真町錦町10番地 2
とまこまい広域農業協同組合
代表理事組合長 堀 弘 幸
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

安平町野菜共同集出荷場の管理に関する協定書（案）

安平町（以下「甲」という。）ととまこまい広域農業協同組合（以下「乙」という。）とは、安平町野菜共同集出荷場（以下「施設」という。）の管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について以下のとおり合意したので、安平町野菜共同集出荷場の管理に関する協定書（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、甲と乙が相互に協力し、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、事業が施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 乙は、協定、安平町野菜共同集出荷場条例（平成18年安平町条例第129号）（以下「条例」という。）及び関係法令等のほか、安平町野菜共同集出荷場業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第4条 協定による指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第5条 乙が行う事業の業務は、次のとおりとする。

- （1）野菜の共同選別及び集出荷に関すること。
- （2）施設及び設備の管理に関すること。
- （3）施設の敷地内の維持管理に関すること。
- （4）設備保守等（消防設備点検及び電気設備点検業務等）の管理に関すること。
- （5）利用の許可に関すること。
- （6）利用料金の収受に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

（会計区分）

第6条 事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（業務の実施）

第7条 乙は、協定、仕様書、条例及び関係法令等を遵守するとともに、第18条の規定による事業計画書に基づき業務を実施するものとする。

2 協定、仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、協定、仕様書等の順にその解釈が

優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第8条 乙は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、指定期間の開始日の前日までに、施設の管理を行うために必要な一切の準備を完了しなければならない。

(第三者による実施)

第9条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(善管注意義務)

第10条 乙は、協定及び仕様書等の定めるもののほか、甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(管理施設の改修等)

第11条 管理施設の修繕、改造、増築等については、仕様書に定めた責任分担に基づき、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、協定及び仕様書に特別の定めのない場合又は疑義がある場合は、甲と乙が協議の上、これを決定するものとする。

(事故及び緊急事態時の対応)

第12条 乙は、施設における事故、施設の破損その他の事故が発生した場合、又は災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して事故及び緊急事態発生を速やかに通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(損害賠償義務)

第13条 乙は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害の賠償)

第14条 乙は、施設の管理の遂行にあたり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(管理費用の支払い)

第 15 条 甲は、業務の実施に際し、乙に対して管理費用は支払わない。

(利用料金収入の取扱い)

第 16 条 乙は、施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第 17 条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(事業計画書等の作成及び提出)

第 18 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書及び収支計画書を作成し、提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書及び収支計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第 19 条 乙は、毎年度終了後 60 日以内に、施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 25 条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第 20 条 甲は、施設の管理の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(文書の管理及び保存)

第 21 条 乙は、管理の実施に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び保存期間については、会計区分毎に帳簿及び書類を整理し、第 19 条の規定による事業報告書を提出した日から起算して 7 年間保存しなければならない。

(情報公開)

第 22 条 乙は、業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等であつて、乙が所有しているものの公開については、安平町情報公開条例（平成 18 年安平町条例第 12 号）の規定に準拠し文書の公開に努めなければならない。

2 前項の情報公開にあたっては、乙は、甲と協議するものとする。

（個人情報保護）

第 23 条 乙は、業務を行うにあたって知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、安平町個人情報保護条例（平成 18 年安平町条例第 14 号）の規定に準拠し適正に対応するものとする。

（秘密保持義務）

第 24 条 乙は、業務を行うに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

（指定の取消し等）

第 25 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（1） 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は困難になったとき。

（2） 協定、条例又は関係法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。

（3） 指定管理者の指定申請の際に提出した内容に虚偽があると判明したとき。

（4） 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。

（5） 組織的な違法行為を行った場合など、施設の管理を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

（6） 管理業務が行われなるとき。

（7） その他施設の管理を行わせておくことが適当でない認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

（指定の取消し等による損害賠償）

第 26 条 乙は、前条第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

ない。

(事務の引き継ぎ)

第 27 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、甲及び次の指定管理者に対して、速やかに、かつ、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、乙が負担するものとする。

(原状回復義務)

第 28 条 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき又は第 26 条の規定により指定を取り消されたときは、施設の設備及び物品を甲の指定する期日までに、原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(権限義務の譲渡等)

第 29 条 乙は、協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。

(業務の範囲以外の業務)

第 30 条 乙は、条例の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第 5 条の規定による業務の範囲以外の業務（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の変更)

第 31 条 業務に関し、前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、協定の規定を変更することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 32 条 協定に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(協定の費用)

第 33 条 協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義についての協議)

第 34 条 協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別の定めのない場合については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙とがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 所在地 勇払郡安平町早来大町 95 番地
名 称 安平町
代表者 安平町長 及 川 秀一郎 印

(乙) 所在地 勇払郡厚真町錦町 10 番地 2
名 称 とまこまい広域農業協同組合
代表者 代表理事組合長 堀 弘 幸 印

別紙

1. 管理物件

(1) 管理施設

- ・安平町野菜共同集出荷場建物本体

2. 添付書類

- ・安平町野菜共同集出荷場業務仕様書

安平町野菜共同集出荷場業務仕様書（案）

安平町野菜共同集出荷場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、安平町野菜共同集出荷場（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の管理に関する基本的な考え方

- (1) 安平町野菜共同集出荷場条例その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (2) 利用者に配慮したサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の平等利用が確保されること。
- (4) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

3. 施設の概要

- (1) 施設の名称 安平町野菜共同集出荷場
- (2) 所在地 安平町追分花園 1 丁目 28 番地及び 32 番地 2
- (3) 施設概要
 - ① 建物の構造 鉄骨造平屋建て
 - ② 延床面積 6 6 0 m²
 - ③ 施設内容 給水、事務室等

4. 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

5. 法令等の遵守

施設の運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 消防法
- (3) 安平町野菜共同集出荷場条例
- (4) 安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

6. 業務内容

- (1) 野菜の共同選別及び集出荷に関すること。

- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
 - ① 施設の敷地内の維持管理業務
 - ② 設備保守等の業務（消防設備点検及び電気設備点検業務等）
- (3) 利用の許可に関すること。
 - ① 施設の利用受付に関する業務
 - ② 施設の利用の許可、不許可、制限、取り消し、変更等に関する業務。
- (4) 利用料金の収受に関すること。
 - ① 施設の利用料の収納等に関する業務
 - ② 施設の利用料は指定管理者の収入となりますので、指定管理者の責任において規定に基づいた料金の収納を行ってください。ただし、利用料の金額の決定に際しては、事前に町長の承諾を受けて下さい。
- (5) 委託に関すること。
 - ① 事前に町長の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (6) その他の業務に関すること。
 - ① 管理業務の利用状況、実施状況等を記載した業務日誌を作成すること。
 - ② 事故の未然防止及び安全管理に努めること。
 - ③ 町及び関係者等との連絡調整を円滑に行うこと。
 - ④ その他施設の管理運営に必要な業務を行うこと。

7. 職員体制

- (1) 施設の管理運営に必要な職員を適正に配置してください。
- (2) 職員の技能とサービス向上を図るため研修等を実施すること。

8. 災害及び事故対策

- (1) 指定管理者が行う施設の運営及び従事職員の責任等に起因する災害並びに事故については、指定管理者が責任を負うものとする。
- (2) 災害及び事故等が発生したときは、速やかに町及び関係者等に通報すること。

9. 苦情処理

利用者等から管理業務に関する苦情が出た場合は、適切な対応を行い、円滑な解決に努めること。

10. 管理費用等

- (1) 管理に係る費用
管理に係る経費の一切は指定管理者の負担とします。
- (2) その他
 - ① 施設の建物の火災保険料については、指定管理者が負担することとします。
 - ② 施設に対する修繕については、指定管理者が負担することとします。

11. 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画

指定管理者は、町が指定する期日までに、施設に関する事業計画書及び収支計画書を作成し、町に提出すること。

(2) 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、施設に関する事業報告書を作成し、町に提出すること。

12. 業務報告及び実地検査

町は、施設の管理の適正を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

13. 指定管理者と町の責任分担

責任の内容 責任の分担		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの	指定管理者
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕	指定管理者
	施設等の小破修繕	指定管理者
保険の加入	火災保険	指定管理者
	利用者等に係る損害賠償	

※ 本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方の協議の上決定します。

14. 業務を実施するにあたっての遵守事項

本業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) 施設が公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者には有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 町との連携を図った運営をすること。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、町と事前に協議すること。

15. 指定の取消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は、期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、町が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

16. 業務の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取消されたときは、速やかに施設に関する事務を整理し、町又は次の指定管理者に対して円滑に業務の引継ぎを行うこと。

17. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、町と協議し決定することとする。

議案第16号

安平町児童館の指定管理者の指定について

次の団体を安平町児童館の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

早来地区における安平町児童館の指定管理者の指定期間満了に伴い、令和8年度より新たに指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

記

- 1 施設 の 名 称 安平町早来大町156番地33
 安平町早来児童センターどんぐり

- 2 指 定 管 理 者 恵庭市大町4丁目1番地11
 学校法人リズム学園
 理事長 押 見 俊 哉

- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

安平町児童館管理運営に関する基本協定(案)

安平町（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である学校法人リズム学園（以下「乙」という。）は、安平町早来児童センターどんぐり（以下「児童センター」という。）の管理運営に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、児童センターを適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の意義及び公共性の尊重）

第2条 甲及び乙は、児童センターの管理運営に関しての意義が、こども基本法及び児童の権利に関する条約の理念に則り、子どもの最善の利益を優先して考慮するとともに、子どもの意見が尊重され、その健やかな成長が図られるよう、乙の能力を活用しつつ、地域住民に対する児童福祉サービスの推進に資するとともに、町民の生活を向上させることにあることを理解し、尊重するものとする。

2 乙は、児童センターの設置目的及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って誠実に本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第4条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙1に定める管理施設及びそれに付随する備品等とする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、管理物件を管理しなければならない。

（業務等の分担）

第5条 本業務の予想される不測の事態における業務等の分担については、別紙2のとおりとする。

2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議し、その分担を決定する。

（指定期間及び会計年度）

第6条 甲が定める指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（本業務の内容）

第7条 乙が行う本業務は、次のとおりとする。

(1) 安平町児童館条例（平成21年条例第29号。以下「条例」という。）第3条に規定する業務

(2) 安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号。以下「放課後基準条例」という。）第5条に規定する事業

- (3) 施設の利用許可に関する業務
 - (4) 施設、設備及び物品の維持管理並びに軽易な修繕に関する業務
 - (5) 早来地区放課後児童クラブ及び認定こども園はやきた子ども園との効果的かつ効率的な連携に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、児童センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務
- 2 乙の事務局（法人本部）は、次の各号に掲げる業務を実施して、児童センターの業務を積極的に支援すること。

- (1) 児童センターの状況の把握と、施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 関係機関への事務連絡及び書類等の回送を遅滞なく行う業務
 - (3) その他、乙の事務局（法人本部）が主導して実施すべき業務
- 3 前項各号に掲げる業務の細目（以下、「業務仕様書」という。）は、別に定める。
（障がい児の受入）

第8条 障がいのある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と包容・参加の考え方に立ち、子ども同士の生活を通して共に成長できるよう、甲と乙が相互に協力し、児童センター及び早来地区放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入に努めるものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第9条 甲が自らの責任と費用において実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童センターの目的外使用許可に関する業務
 - (2) 児童センターを利用する権利に関する処分についての不服申し立てに関する業務
 - (3) 第15条に規定する管理施設の修繕に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定した乙による業務の範囲外の業務
- （業務実施条件）

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、業務仕様書に示すとおりとする。

（本業務の実施基準）

第11条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、業務仕様書に従って本業務を実施しなければならない。また、提案書についても、甲と協議の上、可能な限りその内容に従って実施しなければならない。

2 本協定、年度協定、業務仕様書及び提案書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、業務仕様書、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

3 乙は、第1項に基づく方法以外の方法で業務を処理する必要があるとき、又は本業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、甲に直ちにその旨を報告し、甲との協議の上、これを処理するものとする。

（職員の配置）

第12条 乙は、本業務の実施にあたり、必要な職員を配置するとともに、その中から児童センターを代表し管理監督を担う責任者（以下「館長」という。）を定め、事前に甲に報告し同意を得なければならない。

2 乙は、館長の交代を行う場合、事前に甲に通知し同意を得なければならない。

- 3 乙は、職員に関する労務管理及び労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙の職員について服務上著しく不相当と認めるときは、その理由を示して乙にその交代を指示するものとする。

(業務開始の準備)

第 13 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 前項に係る費用は、乙が負担するものとする。

(第三者による実施)

第 14 条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲の承諾を受けるものとする。
- 3 乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕等)

第 15 条 管理施設の根幹に係る増改築、移設及び設備の更新等については、甲が自己の負担と責任において実施するものとする。

- 2 乙の見積もりによる 1 件当たり概ね 3 万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の修繕については、甲が自己の負担と責任において実施するものとする。
- 3 乙の見積もりによる 1 件当たり概ね 3 万円（消費税及び地方消費税を除く。）未満の修繕については、指定管理料の修繕費の予算の範囲内で、乙の責任において実施するものとする。
- 4 第 3 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により生じた改修及び修繕については、乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

(緊急時の措置及び連絡体制の整備)

第 16 条 甲及び乙は、緊急時連絡体制を整備するものとする。

- 2 甲及び乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 3 甲は、児童センターとしての役割及び機能を果たすことのできないおそれがあるとき、又は利用者に重大な支障を生じるおそれのあるときは、乙に緊急措置として必要な指示を行うことができる。
- 4 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(情報の管理)

第 17 条 乙及び本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、安平町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 14 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、本

業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。
- 4 乙は、本業務の実施により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 乙は、本業務を実施するにあたって、個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報保護状況について検査を実施することができるものとする。
- 7 乙は、本業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、指定期間終了後直ちに甲に返却するか、又は甲の立会いのもとに廃棄しなければならない。
- 8 乙は、本業務の従事者に対し個人情報保護条例の内容を周知するとともに、個人情報漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 9 乙は、個人情報に関し事故が発生したとき、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 10 乙は、個人情報を児童センター外に持ち出し、又は電子メールで送信してはならない。ただし、甲が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 11 前項のただし書きにより、乙が個人情報を記録媒体に保存し搬送するとき、又は電子メールで送信するときは、個人情報を暗号化し、滅失、漏えい、き損等の防止に必要な措置を取らなければならない。

（備品等の管理・使用）

第 19 条 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保たなければならない。

- 2 甲は、備品等が甲の責めに帰すべき事由又は経年劣化等により本業務実施のために供することができなくなったときは、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し又は調達しなければならない。
- 4 乙は、本業務実施にあたり、備品等を乙の任意により指定管理料の予算の範囲内で購入又は調達し、本業務実施のために供することができる。
- 5 前項の規定により乙が購入した備品等については甲に帰属するものとし、乙は当該備品等について備品台帳に登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 6 前各項における備品は、児童センター事業にのみ使用し、管理する土地の外に持ち出すことはできない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

（事業計画書の提出）

第 20 条 乙は、各事業年度開始の 30 日前までに次年度の事業計画書を甲に提出して、その承諾を受けなければならない。

(月報、事業報告書の提出の提出)

第 21 条 乙は、毎月終了後、本業務に関し次に掲げる事項を記載した業務報告書(月報)を作成し、翌月 15 日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況 事業実施状況、施設維持管理実施状況
- (2) 管理施設の利用状況 来館者数、来館者内訳
- (3) 来館者からの苦情とその対応状況
- (4) その他甲が指示する事項

2 乙は、毎年度終了後 60 日以内に、本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施実績 事業実施実績、施設維持管理実績
- (2) 管理施設の利用状況 来館者数、来館者内訳、利用者満足度
- (3) 収入及び管理経費等の収支状況(収支決算書)
- (4) 課題分析と自己評価
- (5) その他甲が指示する事項

3 甲が第 32 条から第 34 条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定管理者が取り消された日(以下「取消日」という。)から 30 日以内に当該年度取消日までの事業報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(改善指示)

第 22 条 甲は、本業務が適正に実施されていない場合は、乙に対して業務の是正又は改善を指示することができる。

2 乙は、前項の規定による是正又は改善の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営状況の評価及び公表)

第 23 条 甲は、年度毎に乙による児童センターの管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

(指定管理料)

第 24 条 甲は、本業務の対価として、乙に対し指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額、支払方法及び精算については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第 25 条 甲又は乙は、指定期間中に法令及び本業務内容の変更により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額などについては、前項の協議により決定するものとする。

(損害賠償等)

第 26 条 乙は、故意若しくは過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第 27 条 本業務の実施において、適正な管理を行い、事故発生を予防する義務があるにもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 第三者の損害を未然に防止するため、乙は管理物件の瑕疵を発見した場合、当該瑕疵を乙が改修すべきものである場合においては直ちに補修し、甲が補修すべきものである場合又は甲乙いずれが補修すべきか判断できない場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙が、前項の瑕疵の発見義務又は甲への報告義務を怠ったことに起因して第三者に損害が発生したときは、当該損害の原因となった瑕疵を甲が補修すべきものであった場合においても乙が当該第三者への賠償責任を負う。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 28 条 甲は、児童センターについて、全国町村会総合賠償補償保険、北海道町村会建物災害共催基金に加入するものとする。

2 乙は、第 28 条及び前条に係る負担に備えるために、指定期間中は火災保険、施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険等に加入するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 29 条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、それにより発生する損害・損失等を最小限にするように努力しなければならない。

(不可抗力により発生した費用等の負担)

第 30 条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失等が発生した場合、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 甲は、前項の協議により合理性が認められる範囲で当該損害・損失等に対する費用を負担するものとする。なお、乙が加入した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 31 条 甲は、前条第 2 項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙に対して不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免除することができるものとする。

2 甲は、乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、乙と協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(甲による指定の取消し及び業務の停止)

第 32 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を取り消し、又は、期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務の実施に際し、不正の行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、乙による管理運営を継続することが適当でないとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から指定の取消しの申し出があったとき。
- (6) その他、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失等が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第 1 項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害は、乙が賠償の責めを負うものとする。

5 乙は、第 1 項の規定により指定を取り消し又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該取消し又は業務停止を命ぜられた日の属する年度の年度協定に規定する指定管理料額の 10 分の 1 に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

(乙による指定の取消しの申し出等)

第 33 条 乙は、甲が本協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

2 乙は、管理業務を継続することができない事情が生じたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前 2 項の申し出又は報告を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可効力による指定の取消し)

第 34 条 甲または乙が、不可抗力の発生により本業務の継続が困難と判断したときは、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、指定の取消しを行うものとする。

(指定管理料の返還)

第 35 条 乙は、第 32 条から第 34 条までのいずれかの規定により指定を取り消された場合又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第 36 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し本業務の引継ぎを行わなければ

ならない。

2 甲は、本協定の終了に先立ち必要と認める場合には、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の引継ぎを行うための視察研修を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 37 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すものとする。

(備品等の扱い)

第 38 条 乙は、本協定の終了に際し、原則として甲又は甲が指定する者に対して備品等を引き継がなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第 39 条 第 36 条から第 38 条までの規定は、第 32 条から第 34 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りでない。

(著作権等の使用)

第 40 条 乙は、本業務の実施にあたり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙又は乙の受託業者及び請負業者は、指定期間を通じて、本業務の実施にあたり作成した図面、写真、映像等の著作物を、本業務の遂行目的以外に使用してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(運営委員会の設置)

第 41 条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営委員会を設置する。運営委員会の詳細については、甲と乙の協議により決定するものとする。

2 甲と乙は、協議の上、前項の運営委員会に関連する企業、団体、外部有識者、町民等を参加させることができるものとする。

3 前 2 項において、乙が安平町公私連携幼保連携型認定こども園運営協議会設置条例（平成 28 年条例第 4 号）による協議会を設置している場合は、これに代えることができる。

(暴力団等関係者の排除)

第 42 条 乙は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 暴力団等により不当介入に応じない体制を確立すること。

(2) 暴力団等の関係業者と警備等の委託又は物品等の購入契約等、いかなる取引も行わないこと。

(3) 暴力団からの迷惑料、用心棒料、賛助金等の不当な要求には絶対に応じないこと。

(本業務の範囲外の業務)

第 43 条 乙は、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙は、児童センターの設置目的に合致しない目的で管理物件を利用するときは、甲から目的外使用許可を得なければならない。

(情報の開示等の請求)

第 44 条 安平町情報公開条例（平成 18 年条例第 12 号）第 6 条に基づく児童センターの管理に係る情報の開示の請求がなされた場合、甲が開示の可否を決定することとし、甲からの対象文書の請求に対し、乙は速やかに対応しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 45 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申し出、報告、承諾及び解除は、本協定に定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 46 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第 47 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(準備行為)

第 48 条 本協定の開始の前日においても、本協定の実施のために必要な準備行為をすることができるものとする。

(管轄裁判所)

第 49 条 本協定に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 勇払郡安平町早来大町 95 番地
安平町長 及 川 秀一郎 印

乙 恵庭市大町 4 丁目 1 番地 11
学校法人リズム学園
理事長 押 見 俊 哉 印

別紙1（第4条関係）

■管理物件

所在 勇払郡安平町早来大町 156 番地 33

施設 早来地区児童福祉複合施設内 早来児童センターどんぐり

詳細 児童センター、放課後児童クラブ、認定こども園との共有部分（別添、平面図のとおり）

別紙2（第5条関係）

■業務等の分担表

項目	内容	甲	乙
施設・設備・物品の損傷等からの回復	経年劣化によるもので、極めて小規模なもの(第15条第3項)		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの(第15条第2項)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	甲乙協議	
資料等の損傷・滅失等からの回復	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	甲乙協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		●
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		●
	町側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	甲乙協議	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
書類の誤りへの対処	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が申請した内容の誤りによるもの		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等		○
要求水準未達成への対処	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
運営費上昇に対する補填	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	町側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の改正による経費の増加	○	
	人件費、物品費との物価及び金利の変動に伴う経費の増加	甲乙協議	
	光熱水費等、社会情勢及び施設運営等における大きな変動があった場合	甲乙協議	
不可抗力への対処	自然災害(地震、台風等)、暴動等により業務の休止、変更、延期又は臨時休業	甲乙協議	
協定締結後における協定を破棄せざるを得ない場合	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
事業終了時の費用	指定期間満了又は期間途中における業務停止に伴う撤収及び原状復帰費用		○

注) 甲：安平町、乙：指定管理者、●：町が求償権を行使する場合の負担

安平町児童館管理運営に 関する基本協定附則事項（案）

- ①児童センター指定管理位置図（建物1）
- ②児童センター指定管理位置図（建物2）
- ③早来児童センター指定管理者業務仕様書

令和 年 月 日

安平町・学校法人リズム学園

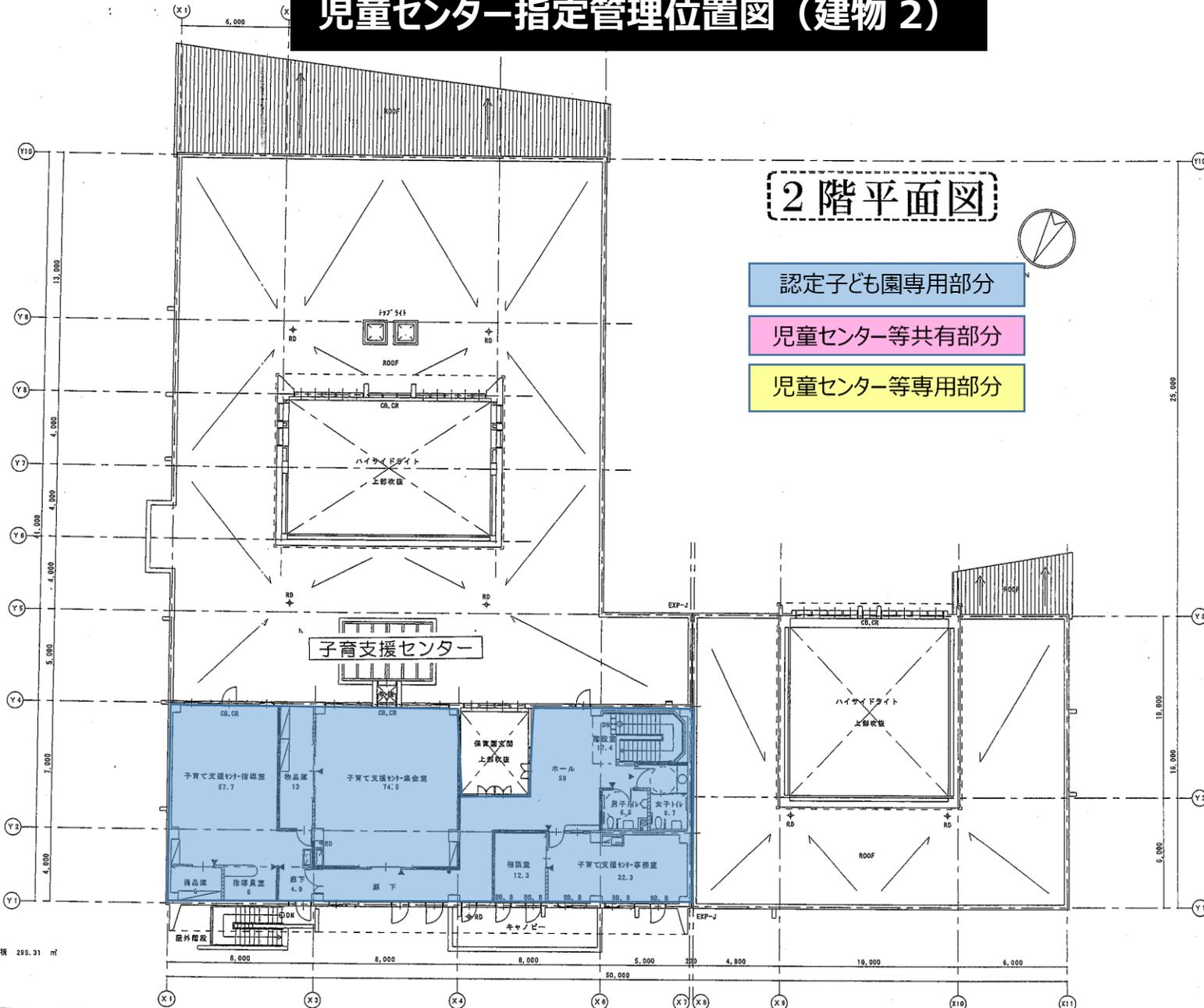
児童センター指定管理位置図 (建物 2)

2階平面図

認定子ども園専用部分

児童センター等共有部分

児童センター等専用部分



2階平面図 2階床面積 289.31 m²

早来児童センター指定管理者 業務仕様書

1 児童館の概要

- (1) 名称 安平町早来児童センター どんぐり
- (2) 所在地 安平町早来大町 156 番地 33
- (3) 設置目的 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業を行う施設
- (4) 施設概要
- ①建物の構造 鉄筋コンクリート 2 階建
安平町早来地区児童福祉複合施設内 1 階の一部
- ②敷地面積 38469.1 m²（敷地は、公私連携法人に貸与済み）
- ③延床面積 1,715.31 m²（うち、404.848 m²を管理）
- ④施設の構成 1 階 遊戯室、図書室、放課後児童クラブ室、器具庫
<認定こども園共有> 玄関、静養室、会議室、トイレ、ホール
2 階 <認定こども園共有> 事務室、相談室、トイレ、廊下
- ⑤開館時間 児童センター：午前 9 時から午後 6 時
放課後児童クラブ：学校放課後から午後 6 時
※長期休業期間等休校時は、午前 8 時から午後 6 時
- ⑥休館日 日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)
- ⑦利用対象者 児童センター：乳幼児（保護者同伴）から満 18 歳までの児童
放課後児童クラブ：放課後等に保育する保護者のいない家庭等の児童
- ⑧定員 児童センター：なし
放課後児童クラブ：1 日利用平均概ね 40 人
※登録者数は、1 日利用平均数を上回らない範囲で町と協議し決定

2 児童センターにおける職員の配置

- ①職員配置については、本業務を満たし、安全に施設全体を管理運営できるよう人員配置をすること。
- ②児童センターに施設長を配置し、かつ配置人員のうち、児童厚生員（児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者）を 2 人以上（うち常勤職員 1 人以上）と、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「放課後基準」という。）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、北海道知事が行う研修を修了した者（令和 6 年度までの受講修了予定者可）を 2 人（うち 1 人は補助員可）置かなければならない。

※配置の目安

事業	常勤職員	補助員	備考
館長	1 人	-	認定こども園長兼任可
児童厚生員	1 人	1 人	
放課後児童支援員	1 人(0)	1 人(2)	

- ③放課後児童クラブで障がい児を受け入れるにあたっては、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を、②に規定する放課後児童支援員のほかに、次の区分により配置するものとする。ただし、受け入れる障がい児の障がいの程度が軽度の場合は、この限りではない。

ア 障がい児が 5 名未満の場合 1 人以上

イ 障がい児が 5 名以上の場合 2 人以上

3 管理の基準

センターの管理の基準については「安平町児童館条例（平成 21 年条例第 29 号。以下「児童館条例」という。）」及び基本協定書の定めによる。

4 指定管理者が行う業務

(1) 児童センターに関する業務

- ① 事業に関する業務（児童館条例第 5 条）
 - ア 児童を健全に育成するための事業
 - イ 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための事業
 - ウ 放課後児童対策事業
 - エ 子育て支援事業
 - オ その他児童館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業
- ② 施設の運営に関する業務
 - ア 施設の提供に関する業務
 - イ 事業広報に関する業務
 - ウ 利用者へのサービスに関する業務
 - エ 地域や子育て関係施設等との連携に関する業務
 - オ 運営委員会の設置（認定こども園運営協議会と兼用可）
- ③ 施設の管理に関する業務
 - ア 建築物の保守管理業務
 - イ 設備の保守管理業務
 - ウ 清掃等の環境維持管理業務
 - エ 施設の保全業務
 - オ 物品管理業務
 - カ 危機管理業務
 - キ 軽易な修繕業務
- ④ その他の業務
 - ア 年間事業計画書及び収支計画書の提出
 - イ 児童センター業務報告書、事業報告書及び収支決算書（各々月報、年報）の提出
 - ウ 管理施設の利用状況に係る来館者数及び来館者内訳報告（月報、年報）の提出
 - エ 自己評価の実施と報告書の提出
 - オ 利用者からの苦情とその対応状況報告書の提出
 - カ 指定期間満了による引継ぎ業務
- ⑤ その他設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 放課後児童クラブに関する業務

- ① 放課後児童クラブの運営
 - ア 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に基づき示される「放課後児童クラブ運営指針」に沿った適切な保育
 - イ 入所児童に対する書類等の配布、回収等
 - ウ 地域の子育て支援
 - エ 運営委員会の設置(認定こども園運営協議会と兼用可)
 - オ その他、日常業務の調整等
- ② 自主事業
 - ア 放課後児童クラブの設置目的に合致した、効果的な運用及び利便性の向上を図るための事業を実施すること。
 - イ 事業の実施により得た収入は、指定管理者の収入とする。
 - ウ 事業が放課後児童クラブの設置目的に合わないと町が判断した場合は、事業の改善又は中止を命ずる。

I 事業に伴う費用は、指定管理料には含まれないため、収支は別に管理すること。

③ 指定管理者として必要な業務

A 施設維持管理

I 軽易な修繕費の負担

U 年間事業計画書、実績報告書の作成

I 収支予算書、決算書の作成

O 自己評価の実施

K 利用者アンケートの実施

K 指定期間終了にあたっての引継業務

K 児童福祉施設等における安全計画の策定及び実施

K 非常災害対策（業務継続計画（BCP））の策定及び訓練の実施

④ 放課後児童クラブ入退所、保育料等について

A 入所及び退所に係る申込みの受け付け及び町への進達（審査・決定は町が行う）

I 保育料は無料。材料費等の徴収については、事前に町と協議のこと。

5 使用料に関する事項

児童館の使用料は原則徴収しない。ただし、新規事業や個人負担相応の事業をする場合、必要最低限の徴収とし、事前に町と協議すること。

6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。ただし、指定管理者が児童館の管理の適正を期するために行う町の指示に従わないとき、又は協定に違反したときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

7 指定管理に係る費用

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 運営に係る費用 | 児童館の運営にかかる費用は、年度協定による協議単価を採用し、事業目的を達成するための経費として町が負担する。 |
| (2) | 光熱水費及び下水道使用料 | 併設する認定こども園との費用負担割合を設定し、利用者数又は施設面積の按分により算定した額を町の負担とする。 |
| (3) | 設備に係る費用 | 維持管理費、修繕（協定に定める軽微なものを除く。）に関する費用は、町負担とする。ただし、指定管理者の過失によるものは、指定管理者の負担とする。 |

8 指定管理者の条件

指定管理者は、併設する認定こども園の公私連携法人として指定された法人とする。

9 遵守すべき法令等

指定管理者は次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (3) 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び放課後児童クラブ運営指針
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

- (7) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年北海道条例第 108 号）
- (8) 安平町児童館条例（平成 21 年条例第 29 号）
- (9) 安平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）
- (10) 教育計画「きょういく」（安平町生涯学習計画、安平町こども計画、安平町子ども・子育て支援事業計画）（令和 7 年～11 年度）
- (12) その他、児童センター及び放課後児童クラブの設置及び運営に関する法令等

令和6年度分 モニタリング総合評価表

令和7年8月29日

施設名：早来児童センター

指定管理者名：学校法人リズム学園

モニタリング項目	チェック方法	指定管理者コメント	評価				
			特優	優	普通	劣	特劣
1 事業計画の達成度(配点36点)							
事業計画の内容に従い、適切に施設の管理が行われたか。	利用者数 施設稼働率 (参考)利用料金収入の状況	学童登録人数の増加は依然として続いており、高学年(5~6年生)についても以前は利用しない子がほとんどであったが、利用数も一定数見られる。それに加え、児童センター登録(ランドセル来館利用)についても一定数の登録および利用があるため、施設内の収容キャパが超過状態にある。併設の子ども園や子育て支援センターとも定期的な交流・連携は図ることができているため、今後も継続して取り組みとして実施していく。	10	8.0	5.0	2.0	0
施設利用者数の増加、利用率の上昇、利用者利便性の向上などの目標は達成されたか。		R6年度より早朝保育(学童登録児童のみ利用可)事業がスタートしている。開始当初は数名の利用で推移していたが、月を重ねるごとに各学年においての利用が見られる。保護者の就労状況の多様性から日曜及び祝日についての保育利用の要望の部分もあるが、社会・地域状況とも鑑みながら対応方法を検討していきたい。	10	8.0	5.0	2.0	0
自主事業は計画どおりに行われたか。	委託事業・自主事業の実施状況及び事業参加者数	放課後子ども教室事業について、前年度10月より本格的な委託事業としてスタートしており、週2~3回のプログラム構成で実施している。今後についても多種多様なプログラムを立案し、プログラムによっては地域との連携も見据えながら検討・実施していく。保護者との連携アプリでの情報共有や、対外向けにはSNSでの情報発信を行いながら日々の活動について興味・関心を持っていただくよう努めている。	5	4.0	2.5	1.0	0
利用者拡大・事業実施等の情報発信が行われたか	情報発信・事業PR回数	併設している子ども園との協力事業や、事業実施後のSNSでの発信等も随時行うことで町内外からの問い合わせも増えてきている。次年度以降も利用者増が引き続き見込まれている。児童館としての収容数には限りがあることから、活動場所の分散化(地域スペースの活用など)も考え事業を企画し、早来学園地域開放スペースの有効的な活用方法と連携についても検討・実施していく。	7	5.6	3.5	1.4	0
地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携に向けた取組が行われているか。	地域・関係団体等との連携	前年度に引き続きマルシェ活動や放課後子ども教室での地域講師を含めた地位資源の活用をはじめとした連携についても適宜実施している。	4	3.2	2.0	0.8	0
2 利用者の満足度(配点20点)							
利用者の満足が得られているか。	利用者満足度	年度末に利用者アンケートを実施しており、保護者からの一定数の評価はいただいている。	10	8.0	5.0	2.0	0
利用者の意見・要望の把握は適切に行われているか。	苦情・要望の状況(利用者アンケート調査結果)	苦情件数については特に見られないが、相談件数が移住世帯児童を含む全般において相談ニーズが増加している。施設運営に関わる苦情としては0である。	5	4.0	2.5	1.0	0
利用者の意見・要望・苦情への対応は十分に行われたか。	窓口体制の状況	都度対応していることで実施できている。	5	4.0	2.5	1.0	0
3 管理運営の効率性(配点12点)							
経費の低減は図られているか。またその取組は十分か。	効果的な管理運営取組状況	できる限りの経費削減には努めてはいるが、必要なものについては限界があるほか経年劣化による補修箇所も増加してきており、今後も検討していく必要がある。	7	5.6	3.5	1.4	0
一部業務の再委託に要している経費は、適切な水準か。また、経費が最小となるような取組はされているか。	効果的な管理運営取組状況	再委託している業務はなし	5	4.0	2.5	1.0	0
4 適正な管理運営(配点28点)							
雇用・資材調達・再委託等、地域貢献に努めているか。	職員の配置状況	可能な限り実施している。	4	3.2	2.0	0.8	0

職員の能力向上に向けた取組は行われたか(研修等)。	職員研修の実施状況 マニュアル等の作成状況 委託の状況	施設内外での研修についても実施している。	3	2.4	1.5	0.6	0
施設の平等な利用等について、適切に処理されているか(使用料の減免、還付含む)。	利用拒否の状況、平等利用の取組状況	可能な限りの対応は行なっているが、利用についての約束について遵守できない場合は利用制限をしている。	3	2.4	1.5	0.6	0
利用者の個人情報等について適正に管理が行われていたか	個人情報保護の取り組み(対策)	守秘義務の徹底についてや個人情報の取り扱いについて十分に配慮の上、実施している。	3	2.4	1.5	0.6	0
収支の状況に不適切な点はないか。会計処理は適正か。	収支決算の適正な管理	会計担当により適切な処理をなされている	3	2.4	1.5	0.6	0
施設・設備等の法定点検及び保守は、適正に行われているか。	施設修繕等の状況	子ども園側との連携しながら定期的実施している	3	2.4	1.5	0.6	0
書類・備品等の管理は適正に行われているか。	備品購入廃棄の状況	使用状況や劣化の有無などの状況を見ながら精査しているが、今年度内での廃棄については該当なし	3	2.4	1.5	0.6	0
安全対策(事故防止等)は十分だったか。	事故等の発生状況 マニュアル等作成状況	子どもの活動状況に合わせながら環境設定を行うなどして、事故防止に努めている	3	2.4	1.5	0.6	0
法令・協定書等を遵守し、適正管理が行われているか。	基本協定書及び年度協定書の等遵守	配置職員全体で共通理解を図り、順守に努めた。	3	2.4	1.5	0.6	0
5 地域貢献(配点4点)							
雇用・資材調達・再委託等、地域貢献に努めているか。	地元発注状況	可能な限り実施しているが、雇用に関しては町外からの人材採用が主となっているため、町内への定住・町内在住者の雇用について引き続き努力する。	4	3.2	2.0	0.8	0
総合点数(100点満点)			93.6				点

【評価基準】配点×掛け率＝評価点

評価	基準	掛け率
特優	事業計画を上回る取組がされており、極めて優れていると認められる。	1.0
優	事業計画どおり又はそれ以上の取組がされており、優れていると認められる	0.8
普通	概ね事業計画どおりに 行われており、特段問題は見られ ず良好と認められる。	0.5
劣	事業計画において一部未達成があるなど計画内容を下回っており、又は一部不適正な部分があるなど、改善が必要と認められる点がある。	0.2
特劣	事業計画が未実施となっており、また、改善に向けた取組も認められない。	0.0

総合評価

(S)・A・B・C・D

S:90点以上

事業計画書の内容(目標)を上回る取組が実行されるなど、モニタリングの結果においても極めて優れていると認められる。

A:80点以上90点未満

事業計画書の内容 目標 どおり又はそれ以上の取組が実行されており、モニタリングの結果においても優れていると認められる。

B:65点以上80点未満

事業計画書の内容 目標 が概ね実行されており、モニタリングの結果において良好と認められる。

C:50点以上65点未満

事業計画書の内容 目標 に沿って適正に管理運営が行われ、モニタリングの結果においても特に問題がないと認められる。

D:50点未満

事業計画書の内容 目標 に一部未実施(未達成)があるなど、管理運営において計画の内容を下回っており、モニタリングの結果においても一部改善点ありと認められる。

《総評》

指定管理者のノウハウを活かし、利用者のサービス向上等に向けた運営が行われている。コロナウイルスが5類に移行され、規制が緩和された令和5年5月からは徐々に利用者の増加傾向がみられ、午後の放課後児童クラブ及びランドセル来館利用についても、一定以上の需要が確保されている。しかし、利用者増加に伴う活動場所の確保・分散化が課題であり、今後も引き続き検討していく必要がある。
引き続き取り組みを進めている各種プログラムの計画・実施では、子ども達が自分で立案や遊びづくりをすることにより主体性を持たせることで、更に「児童館＝楽しい場所」として子ども達に認知されていくようになり、非常に良い取り組みであると感ずる。
今後も子ども達に主体性を持たせた活動を中心にしながら、地域や学校との連携を行い、最大限の地域資源の活用について引き続き検討してもらいたい。

指定管理者セルフモニタリングの結果



【総合評価結果とセルフモニタリング結果との差異など。セルフモニタリングに対する評価】

総合評価とセルフモニタリング結果とに大きな差異はなく、評価基準のとらえ方について極めて良好であると認められる。

議案第17号

財産の無償貸付けについて

財産を無償貸付けしたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

公私連携幼保連携型認定こども園としてはやきた子ども園を運営する公私連携法人学校法人リズム学園に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第4項の規定により、早来地区児童福祉複合施設等の敷地及び建物の一部を無償貸付けするため、地方自治法第237条第2項の規定に基づく同法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

記

1 無償貸付財産の種類 行政財産（土地・建物）

2 無償貸付財産の所在、面積等
（土地）

所 在	地 目	面 積
安平町早来大町156番地33	宅地	38,469.1㎡のうち、
		園舎・園庭・駐車場 8,687㎡
		職員駐車場 648㎡
		駐車場等雑用地 247.6㎡

（建物）

所 在	名 称	床面積
安平町早来大町156番地33	児童福祉 複合施設	1,715.31㎡のうち、
		幼保連携型認定こども園専用 1,209.594㎡
		児童センター等共有部分 175.488㎡

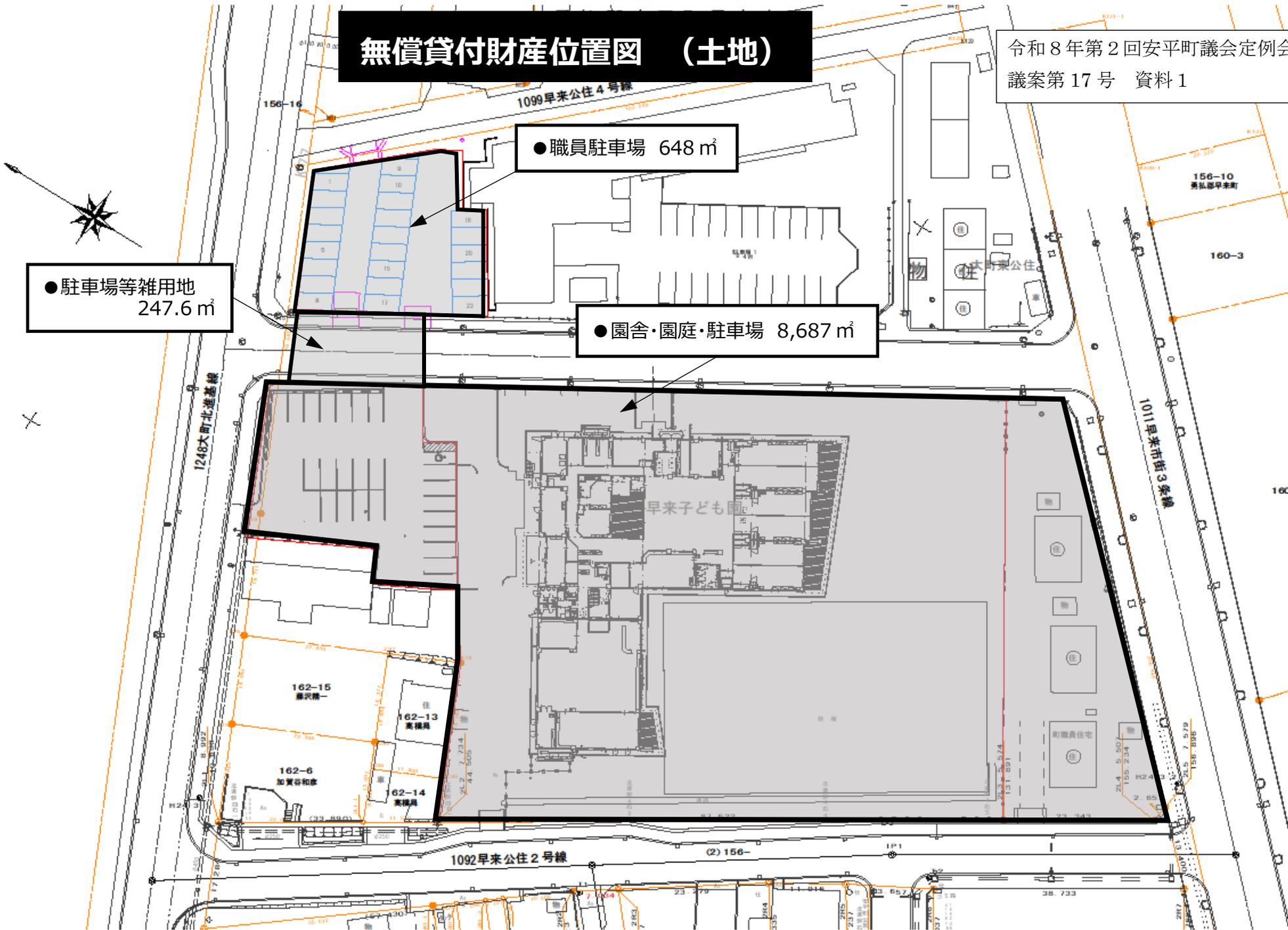
3 無償貸付けの目的 公私連携幼保連携型認定こども園運営のため

4 無償貸付けの相手方 北海道恵庭市大町4丁目1番11号
学校法人 リズム学園
理事長 押見俊哉

5 無償貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

無償貸付財産位置図 (土地)

令和8年第2回安平町議会定例会
議案第17号 資料1



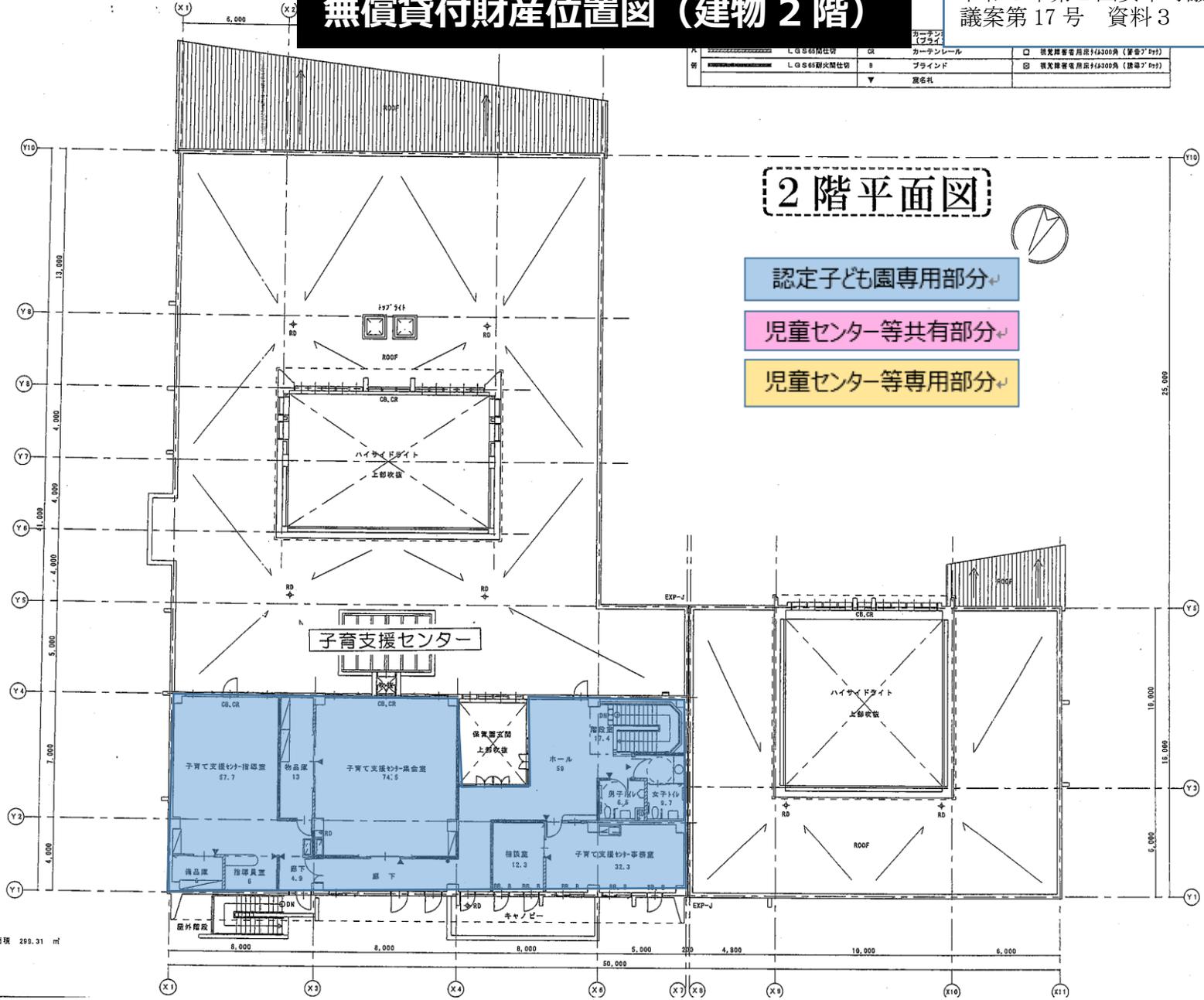
無償貸付財産位置図 (建物 2 階)

令和 8 年第 2 回安平町議会定例会
議案第 17 号 資料 3

□	L Q S 65 居住用	CR	カーテンレール	□	指定用途専用床 (4300 角) (壁面?) 付
■	L Q S 65 耐火居住用	B	ブラインド	⊗	指定用途専用床 (4300 角) (壁面?) 付
▽			窓名札		

2 階平面図

- 認定子ども園専用部分
- 児童センター等共有部分
- 児童センター等専用部分



2 階平面図 2 階床面積 289.31 ㎡

公私連携幼保連携型認定こども園の
設置運営に関する基本協定書（案）

令和 8年 3月 日

安平町・学校法人リズム学園

基 本 協 定 書

安平町（以下「甲」という。）と学校法人リズム学園（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項の規定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園「はやきた子ども園」（以下「子ども園」という。）の設置に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、法第 34 条第 1 項の規定により、甲が乙を公私連携法人として指定するために必要な事項を定める。

（相互協力の原則）

第 2 条 甲及び乙は、互いに協力し、子ども園を適正かつ円滑に設置及び運営するために、本協定を誠実に履行しなければならない。

（定義）

第 3 条 本協定における用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）に定めるところによる。

（名称及び所在地）

第 4 条 法第 34 条第 2 項第 1 号に定める公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 はやきた子ども園
- （2）所在地 北海道勇払郡安平町早来大町 156 番地 33

（運営の基本的事項）

第 5 条 法第 34 条第 2 項第 2 号に定める基本的事項は次のとおりとし、乙は、子ども園の運営にあたりこれを遵守するものとする。

- （1）法及び支援法並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等による幼保連携型認定こども園に関する法律
- （2）北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成 18 年北海道条例第 78 号）等関係条例
- （3）教育計画きょういく（安平町生涯学習計画、安平町こども計画、安平町子ども・

子育て支援事業計画）（令和7年度～令和11年度）、等関係諸計画

- 2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し実施すること。

（必要な設備の貸付等）

第6条 法第34条第2項第3号に定める基本的事項は、次のとおりとする。

- （1）法第34条第4項に基づき、別表1に掲げる財産を本協定の有効期間中に子ども園の教育及び保育その他これらを円滑遂行するために必要なものを行う目的を達成するため、乙に無償で貸付ける。ただし、同一施設内で甲が行う事業（早来児童センター、早来地区放課後児童クラブ、早期療育事業）等の利用者及び関係職員が、貸付けた土地や建物を使用する場合、乙はそれを認めるものとする。

- （2）前号の貸付けは、安平町議会の議決を経て効力を発する。

- （3）貸付けた土地及び建物（これらの従物を含む。以下同じ。）に係る次の経費は、乙の負担とする。

イ 維持管理（日々の使用に耐えうる状態を保つよう努める処置）に関する経費

ロ 乙の責めにより損害が生じた場合の原状復旧に関する経費

ハ 乙の都合により財産を現状から変更させる措置に関する経費

ニ 見積価格が5万円（税抜き）以下の乙の責めに帰さない軽微な原状復旧に関する経費

- （4）乙は、天災地変その他の事故等により、貸付けを受けた甲の財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかに甲に報告しなければならない。また、子ども園の運営にあたり、造作や附属物件の設置及び撤去等、財産の現状を変更するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

- 2 園児の通園又は教育、保育にかかる移動は次のとおり行う。

- （1）通園は、甲の所有するバスで、安平、遠浅、富岡各地区の園児を甲の管理のもとに運行する。運行には、保護者への送送りや園児の安全管理等のため、乙の職員を添乗させる。通園に係る運行及び添乗経費は、甲の負担とする。

- （2）教育、保育に係る移動は、乙が運行を行う。移動に係る運行経費は、乙の負担とする。

- （3）車両の運行時間や運行回数等は、甲乙協議のうえ行う。

（利用者負担額等）

第7条 子ども園の利用者負担額は、安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第30号）第13条第1項の規定により園児の保護者が居住する市町村が定める額とし、同条第3項及び第4項各号の規定により乙が定める費用の額は、甲と協議のうえ定

める。

(給食等)

第8条 子ども園で提供する給食は、3歳未満児については園内給食を、3歳以上児については甲による学校給食を提供すること。

2 おやつは、安平町学校給食センター栄養士と連携し、安全かつ栄養バランスのとれた食材で、可能な限り園内調理室で作ったものを対象園児に提供すること。

3 前々項に規定する給食の提供方法を変更しようとするときは、乙は甲に対しあらかじめ協議すること。

(協定の有効期間)

第9条 法第34条第2項第4号に定める有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。ただし、期間満了の6か月前までに、甲又は乙から申し出がない場合は、本協定と同一条件でさらに5年間延長するものとし、以降同様とする。

(協定違反の場合の措置)

第10条 法第34条第2項第5号に定める措置は、次のとおりとする。

(1) 法第34条第7項の規定により、甲が必要と認める場合は、随時乙に対して必要と認める事項の報告及び立入り検査等を行う。

(2) 甲は、乙が正当な理由なく本協定に従った運営を行っていないと認めるときは、法第34条第10項の規定により勧告する。

(3) 乙が、前項の規定により勧告に従わないときは、法第34条第11号の規定により、甲は、安平町子ども・子育て会議等関係機関に報告のうえ、指定を取消す。

(4) 乙は、前項の規定により指定の取消しの処分を受けたときは、甲の指示に従い、法第34条第13項の規程にある教育及び保育等や連絡調整などの便宜の提供を行わなければならない。

(5) 乙は、指定の取消し処分について法第17条第1項の規定による廃止の認可を北海道知事に申請しなければならない。

(その他の必要な事項)

第11条 法第34条第2項第6号に定める事項は、別に定める。

(原状回復義務)

第12条 乙は、協定の有効期間が満了したとき又は第10条第1項第3号の規定により指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった施設、設備等を原状に復さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、本協定に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、子ども園業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- 4 甲が貸付けた土地及び建物について、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償する。

(重要事項の変更)

- 第14条 乙は、子ども園の設置及び運営に関し必要な事項の変更を行うときは、事前に甲に届出なければならない。

(疑義の決定等)

- 第15条 本協定に関し疑義のあるとき又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議により定める。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月 日

(甲) 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町長 及 川 秀一郎 印

(乙) 北海道恵庭市大町4丁目1番11号
学校法人 リズム学園
理事長 押 見 俊 哉 印

別表1 (第6条第1項関係)

物件	所在地	現況	面積	貸付面積
土地1	安平町早来大町 156 番地 33	宅地	36,033.1 m ²	園舎園庭駐車場 8,687 m ²
土地2	同上	同上	同上	職員駐車場 648 m ²
土地3	同上	同上	同上	駐車場等雑用地 247.6 m ²
建物1	同上	児童福祉複合施設	1,715.31 m ²	子ども園専用 1,209.594 m ²
建物2	同上	同上	同上	児童館等共有部分 175.488 m ²

議案第18号

令和7年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
			減債積立金	未処分利益剰余金
前年度末残高	500,414,690		47,203,127	271,138,383
議会の議決による処分額			59,367,874	△ 59,367,874
減債積立金への積立			59,367,874	△ 59,367,874
条例による処分額				
処分後残高	500,414,690		106,571,001	211,770,509

議案第19号

令和7年度安平町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度安平町下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
			減債積立金	未処分利益剰余金
前年度末残高	972,565,169		0	111,381,604
議会の議決による処分額			95,696,132	△ 95,696,132
減債積立金への積立			95,696,132	△ 95,696,132
条例による処分額				
処分後残高	972,565,169		95,696,132	15,685,472

議案第20号

令和8年度安平町一般会計予算について

令和8年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和 8 年 度

一 般 会 計 予 算 書

安 平 町

目

次

令和8年度 安平町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算	1
歳入	1
歳出	4
第2表 地方債	6

令和8年度 安平町一般会計予算に関する説明書

1. 総括	7
2. 歳入	
1. 町税	10
2. 地方譲与税	15
3. 利子割交付金	16
4. 配当割交付金	17
5. 株式譲渡所得割交付金	18
6. 法人事業税交付金	19
7. 地方消費税交付金	20
8. ゴルフ場利用税交付金	21
9. 環境性能割交付金	22
10. 国有提供施設所在市町村交付金	23
11. 地方特例交付金	24
12. 地方交付税	25
13. 交通安全対策特別交付金	26
14. 分担金及び負担金	27
15. 使用料及び手数料	28
16. 国庫支出金	37
17. 道支出金	45
18. 財産収入	56
19. 寄付金	59
20. 繰入金	60
21. 繰越金	62
22. 諸収入	63
23. 町債	69

3. 歳出	
1. 議会費	71
2. 総務費	74
3. 民生費	127
4. 衛生費	153
5. 労働費	169
6. 農林水産業費	171
7. 商工費	188
8. 土木費	202
9. 消防費	218
10. 教育費	221
11. 公債費	263
12. 給与費	264
13. 予備費	266
4. 給与費明細書	267
5. 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	273
6. 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	275

令和8年度 安平町一般会計予算

令和8年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,048,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 町税		2,031,114
	1. 町民税	1,013,720
	2. 固定資産税	933,904
	3. 軽自動車税	24,055
	4. 町たばこ税	59,329
	5. 入湯税	106
2. 地方譲与税		110,125
	1. 地方揮発油譲与税	20,845
	2. 自動車重量譲与税	74,138
	3. 森林環境譲与税	15,142
3. 利子割交付金		3,266
	1. 利子割交付金	3,266
4. 配当割交付金		6,690
	1. 配当割交付金	6,690
5. 株式譲渡所得割交付金		7,632
	1. 株式譲渡所得割交付金	7,632
6. 法人事業税交付金		18,398
	1. 法人事業税交付金	18,398
7. 地方消費税交付金		210,555
	1. 地方消費税交付金	210,555
8. ゴルフ場利用税交付金		44,861
	1. ゴルフ場利用税交付金	44,861
9. 環境性能割交付金		1
	1. 環境性能割交付金	1
10. 国有提供施設所在市町村交付金		32,378
	1. 国有提供施設所在市町村交付金	32,378
11. 地方特例交付金		20,421

	1. 地方特例交付金	20,421
12. 地方交付税		2,607,040
	1. 地方交付税	2,607,040
13. 交通安全対策特別交付金		830
	1. 交通安全対策特別交付金	830
14. 分担金及び負担金		1,114
	1. 負担金	1,114
15. 使用料及び手数料		202,938
	1. 使用料	199,231
	2. 手数料	3,707
16. 国庫支出金		764,184
	1. 国庫負担金	412,417
	2. 国庫補助金	349,182
	3. 委託金	2,585
17. 道支出金		481,668
	1. 道負担金	231,592
	2. 道補助金	228,030
	3. 委託金	22,046
18. 財産収入		29,243
	1. 財産運用収入	19,110
	2. 財産売払収入	10,133
19. 寄付金		603,369
	1. 寄付金	603,369
20. 繰入金		1,311,434
	1. 基金繰入金	1,309,928
	2. 特別会計繰入金	1,506
21. 繰越金		1
	1. 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
22. 諸収入		116,571
	1. 延滞金、加算金及び過料	4
	2. 貸付金元利収入	40,529
	3. 受託事業収入	12,304
23. 町債	4. 雑入	63,734
		444,300
	1. 町債	444,300
	歳 入 合 計	9,048,133

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		56,793
	1. 議会費	56,793
2. 総務費		1,087,155
	1. 総務管理費	1,031,334
	2. 徴税費	8,093
	3. 戸籍住民基本台帳費	360
	4. 選挙費	31,019
	5. 統計調査費	15,108
	6. 監査委員費	1,241
3. 民生費		1,607,018
	1. 社会福祉費	1,032,321
	2. 児童福祉費	574,697
4. 衛生費		669,325
	1. 保健衛生費	322,195
	2. 清掃費	183,248
	3. 上水道費	163,882
5. 労働費		11,937
	1. 労働諸費	11,937
6. 農林水産業費		362,970
	1. 農業費	332,497
	2. 林業費	30,473
7. 商工費		509,724
	1. 商工費	509,724
8. 土木費		1,083,576
	1. 土木総務費	238
	2. 道路橋りょう費	454,780
	3. 河川費	12,139

(単位：千円)

款	項	金額
	4. 都市計画費	501,613
	5. 住宅費	114,806
9. 消防費		429,395
	1. 消防費	429,395
10. 教育費		1,019,607
	1. 教育総務費	345,311
	2. 小学校費	9,020
	3. 中学校費	4,672
	4. 義務教育学校費	12,109
	5. 社会教育費	76,517
	6. 保健体育費	571,978
11. 公債費		992,915
	1. 公債費	992,915
12. 給与費		1,212,718
	1. 給与費	1,212,718
13. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳 出 合 計		9,048,133

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設改修事業	12,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。)	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。
公用車購入事業	6,400			
公共施設照明LED化事業	49,800			
自治体DX推進事業	1,300			
はやきた子ども園エアコン設置事業	15,400			
地域医療提供体制維持費補助事業	35,000			
合併処理浄化槽設置事業	2,200			
スマートメーター受信機購入事業	12,500			
向陽3号線農道整備事業	11,200			
遠浅酪農2号線改良舗装事業	64,000			
町道舗装打替事業	12,000			
橋りょう長寿命化修繕事業	14,800			
河川浚渫推進事業	3,500			
全国瞬時警報システム更新事業	9,200			
防災行政無線蓄電池更新事業	2,900			
せいこドーム改修事業	111,300			
給食センター改修事業	80,200			
合 計	444,300			

令和 8 年 度

一 般 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 町税	2,031,114	2,144,620	△ 113,506	22.45
2. 地方譲与税	110,125	114,037	△ 3,912	1.22
3. 利子割交付金	3,266	554	2,712	0.04
4. 配当割交付金	6,690	5,005	1,685	0.07
5. 株式譲渡所得割交付金	7,632	5,344	2,288	0.08
6. 法人事業税交付金	18,398	17,832	566	0.20
7. 地方消費税交付金	210,555	205,524	5,031	2.33
8. ゴルフ場利用税交付金	44,861	41,367	3,494	0.50
9. 環境性能割交付金	1	8,696	△ 8,695	0.00
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,378	31,578	800	0.36
11. 地方特例交付金	20,421	4,772	15,649	0.23
12. 地方交付税	2,607,040	2,584,114	22,926	28.81
13. 交通安全対策特別交付金	830	978	△ 148	0.01
14. 分担金及び負担金	1,114	4,871	△ 3,757	0.01
15. 使用料及び手数料	202,938	203,571	△ 633	2.24
16. 国庫支出金	764,184	730,624	33,560	8.45
17. 道支出金	481,668	501,088	△ 19,420	5.32
18. 財産収入	29,243	31,081	△ 1,838	0.32
19. 寄付金	603,369	503,488	99,881	6.67

※ 構成比(%): 小数点第3位四捨五入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
20. 繰入金	1,311,434	892,862	418,572	14.49
21. 繰越金	1	1	0	0.00
22. 諸収入	116,571	118,449	△	1,878 1.29
23. 町債	444,300	379,400	64,900	4.91
歳 入 合 計	9,048,133	8,529,856	518,277	

※ 構成比(%): 小数点第3位四捨五入

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度の財源内訳			一般財源	構成比
				特定財源				
				国道支出金	地方債	その他		
1. 議会費	56,793	53,428	3,365				56,793	0.63
2. 総務費	1,087,155	1,123,445	△ 36,290	36,316	70,100	417,283	563,456	12.02
3. 民生費	1,607,018	1,525,250	81,768	711,580	15,400	61,330	818,708	17.76
4. 衛生費	669,325	552,340	116,985	109,821	49,700	89,035	420,769	7.40
5. 労働費	11,937	11,830	107			10,254	1,683	0.13
6. 農林水産業費	362,970	390,067	△ 27,097	169,665	11,200	105,409	76,696	4.01
7. 商工費	509,724	488,907	20,817	5,415		402,408	101,901	5.63
8. 土木費	1,083,576	1,142,362	△ 58,786	168,480	94,300	99,773	721,023	11.98
9. 消防費	429,395	361,722	67,673		12,100	300	416,995	4.75
10. 教育費	1,019,607	849,492	170,115	32,466	191,500	92,626	703,015	11.27
11. 公債費	992,915	872,921	119,994			69,073	923,842	10.97
12. 給与費	1,212,718	1,153,092	59,626	12,109		40,771	1,159,838	13.40
13. 予備費	5,000	5,000	0				5,000	0.06
歳 出 合 計	9,048,133	8,529,856	518,277	1,245,852	444,300	1,388,262	5,969,719	

※ 構成比(%): 小数点第3位四捨五入

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位:千円)

区	分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	調整手当	寒冷地手当	その他の手当	計				
本 年 度	長 等	3		23,460	9,091			390		32,941	6,782	39,723	
	議 員	12	30,759		11,811					42,570	6,180	48,750	
	その他	273	12,755							12,755		12,755	
	計	288	43,514	23,460	20,902			390		88,266	12,962	101,228	
前 年 度	長 等	3		23,460	8,993			390		32,843	6,773	39,616	
	議 員	11	28,080		10,764					38,844	7,335	46,179	
	その他	305	16,113							16,113		16,113	
	計	319	44,193	23,460	19,757			390		87,800	14,108	101,908	
比 較	長 等				98					98	9	107	
	議 員	1	2,679		1,047					3,726	△ 1,155	2,571	
	その他	△ 32	△ 3,358							△ 3,358		△ 3,358	
	計	△ 31	△ 679		1,145					466	△ 1,146	△ 680	

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(106) 276 人	114,654	665,372	418,025	1,198,051	247,713	1,445,764	
前 年 度	(##) 277 人	121,439	650,284	407,017	1,178,740	240,928	1,419,668	
比 較	(△ 4) △ 1 人	△ 6,785	15,088	11,008	19,311	6,785	26,096	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	18,354	179,341	143,120	14,596	13,278	20,811	19,802	6,282	160	612	1,669
	前年度	17,534	172,375	137,067	15,016	15,060	22,624	18,497	6,477	160	332	1,875
	比較	820	6,966	6,053	△ 420	△ 1,782	△ 1,813	1,305	△ 195	0	280	△ 206

()内は、短時間勤務職員で外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(3) 138 人		568,344	338,979	907,323	193,580	1,100,903	
前 年 度	(8) 138 人		557,867	331,580	889,447	186,536	1,075,983	
比 較	(△ 5) 0 人		10,477	7,399	17,876	7,044	24,920	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	18,354	138,534	108,749	14,596	13,278	20,811	18,747	5,138	160	612	0
	前年度	17,534	133,623	104,467	15,016	15,060	22,624	17,626	5,138	160	332	0
	比較	820	4,911	4,282	△ 420	△ 1,782	△ 1,813	1,121	0	0	280	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(##) 138 人	114,654	97,028	79,046	290,728	54,133	344,861	
前 年 度	(##) 139 人	121,439	92,417	75,437	289,293	54,392	343,685	
比 較	(1) △ 1 人	△ 6,785	4,611	3,609	1,435	△ 259	1,176	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	0	40,807	34,371	0	0	0	1,055	1,144	0	0	1,669
	前年度	0	38,752	32,600	0	0	0	871	1,339	0	0	1,875
	比較	0	2,055	1,771	0	0	0	184	△ 195	0	0	△ 206

()内は、短時間勤務職員で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増減額の増減事由別内訳	説	明	備	考		
給	料	10,477	1. 給与改正に伴う増減分	18,410	前年度当初予算額	557,867 千円 (a)	給与改定率 3.30 % (b) (a) × (b) = 18,409,611 円 ≒ 18,410 千円	給与改定の状況			
								区	分	給料の改定率	給与改定実施時期
								前年度		3.50	令和7年4月
			2. 昇給に伴う増加分	2,824	1) 本年度昇給発令に係る所要額	1,397 千円	平均昇給率 1.03 %	昇給期職員数			
					2) 前年度昇給発令に係る所要額	1,427 千円		1 月	117 人		
								月	人		
			3. その他の増減分	△ 10,757	支給職員数等の変動に係る増減		職員数の異動状況	職員数の異動状況			
					・採用	5,585 千円		区分	現に在職する職員数	その他	計
					・退職	△ 20,514 千円		本年度	138 人	0 人	138 人
					・役職定年	△ 2,636 千円	前年度	138 人	0 人	138 人	
					・会計間異動	4,837 千円	比較	0 人	0 人	0 人	
					・再任用(短期⇒フル)	1,681 千円	令和6年度末の退職者		△ 2 人		
					・その他	290 千円	令和7年度採用者の増減		△ 6 人		
							令和7年度再任用職員(短期⇒フル)		5 人		
							令和7年度会計間異動		1 人		
							令和7年度中の退職者		△ 3 人		
							令和8年度新採用者(予定)		6 人		
職員	手当等	7,399	1. 制度改正に伴う増減分								
			2. その他の増減分	7,399	扶養手当	820 千円					
					期末手当	4,911 千円					
					勤勉手当	4,282 千円					
					寒冷地手当	△ 420 千円					
					住居手当	△ 1,782 千円					
					管理職手当	△ 1,813 千円					
					時間外勤務手当	1,121 千円					
					通勤手当	0 千円					
					地域手当	0 千円					
					特殊勤務手当	0 千円					
					管理職特別手当	280 千円					

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人あたり給与

区 分		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職	摘 要
令和8年4月1日現在	平均給料月額	343,757 円	324,525 円	333,500 円	- 円	- 円	
	平均給与月額	392,454 円	368,891 円	377,943 円	- 円	- 円	
	平均年齢	43.0 歳	38.8 歳	42.8 歳	- 歳	- 歳	
令和7年4月1日現在	平均給料月額	325,373 円	335,275 円	331,363 円	- 円	- 円	
	平均給与月額	374,511 円	379,010 円	374,563 円	- 円	- 円	
	平均年齢	41.3 歳	42.4 歳	44.1 歳	- 歳	- 歳	

イ. 初任給

区 分		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職	摘 要
安 平 町	高校卒	200,300 円	200,300 円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	232,000 円	232,000 円	- 円	- 円	
国 の 基 準	高校卒	200,300 円	200,300 円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	232,000 円	232,000 円	- 円	- 円	

ウ. 級別職員数

区分	一 般 行 政 職		税 務 職		保 健 職		技 能 労 務 職		教 育 職	
	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比
令和8年4月1日現在	7級	() 17 人 () 14.4 %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	
	6級	() 2 () 1.7	() 1 () 12.5	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	5級	() 15 () 12.7	() 1 () 12.5	() 3 () 33.3	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	4級	() 42 () 35.6	() 2 () 25.0	() 2 () 22.2	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	3級	() 18 () 15.3	() 2 () 25.0	() 2 () 22.2	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	2級	() 16 () 13.6	() 1 () 12.5	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	1級	(6) 8 (100) 6.8	() 1 () 12.5	() 2 () 22.3	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	計	(6) 118 (100) 100.1	() 8 () 100.0	() 9 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
令和7年4月1日現在	7級	() 13 人 () 10.7 %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	
	6級	() 5 () 4.1	() 1 () 12.5	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	5級	() 16 () 13.1	() 1 () 12.5	() 3 () 37.5	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	4級	() 37 () 30.3	() 4 () 50.0	() 2 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	3級	() 20 () 16.4	() ()	() 2 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	2級	() 19 () 15.6	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	1級	(8) 12 (100) 9.8	() 2 () 25.0	() 1 () 12.5	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	
	計	(8) 122 (100) 100.0	() 8 () 100.0	() 8 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主事・技師	主査	主幹・主査	課長補佐・管理技師・管理保健師	総合支所長・課長・会計管理者・事務局長・教育次長・参事・保健師長	理事・総合支所長・課長・参事・事務局長・教育次長・教育指導参事・会計管理者

エ.昇給

区 分	合 計	職 種						
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職	職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	135	118	8	9			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	117	101	8	8			
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)						
		3号給 (人)	5	5				
		4号給 (人)	112	96	8	8		
		5号給 (人)						
6号給 (人)								
比 率 (B) / (A) (%)	86.7	85.6	100.0	88.9				
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	138	122	8	8			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	110	95	8	7			
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)						
		3号給 (人)	1	1				
		4号給 (人)	109	94	8	7		
		5号給 (人)						
6号給 (人)								
比 率 (B) / (A) (%)	79.7	77.9	100.0	87.5				

オ.期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 間 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国 の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 額 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	退 職 時 特 別 昇 給	備 考
支 給 率 等	24.59	33.27	47.71	47.71	制限なし	なし	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.59	33.27	47.71	47.71	定年前早期退職特例措置2%~20%加算	なし	

キ.地域手当

支 給 対 象 地 域	札幌市						
支 給 率 (%)	4						
支 給 対 象 職 員 数 (人)	0						
国 の 指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	4						

ク.特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職
給料総額に対する比率 (%)	0.025	0.019	0.006			
支給対象職員の比率 (%) (令和8年4月1日現在)	14.815	8.889	5.926			
代表的な特殊勤務手当の名称		家畜伝染病予防等従事	税の督促			

ケ.その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
農業経営基盤強化資金利子助成金	144	平成20年度から 令和7年度まで	143	令和8年度	1			1	0
農業経営基盤強化資金利子助成金	3,071	平成21年度から 令和7年度まで	2,992	令和8年度から 令和11年度まで	79			39	40
農業経営基盤強化資金利子助成金	7,082	平成22年度から 令和7年度まで	6,713	令和8年度から 令和15年度まで	369			184	185
大家畜特別支援資金利子補給事業交付金	1,063	平成24年度から 令和7年度まで	842	令和8年度から 令和18年度まで	221			147	74
大家畜特別支援資金利子補給事業交付金	3,356	平成25年度から 令和7年度まで	2,546	令和8年度から 令和19年度まで	810			540	270
畜産経営改善緊急支援資金利子補給事業交付金	3,201	平成27年度から 令和7年度まで	2,302	令和8年度から 令和21年度まで	899			599	300
大家畜特別支援資金利子補給事業交付金	2,576	平成28年度から 令和7年度まで	1,791	令和8年度から 令和23年度まで	785			523	262
経営サポート資金利子助成事業交付金	1,775	令和元年度から 令和7年度まで	1,005	令和8年度から 令和22年度まで	770				770
LED照明設備リース料	132,136	令和元年度から 令和7年度まで	94,028	令和8年度から 令和10年度まで	38,108				38,108

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
LED照明設備リース料	50,131	令和3年度から 令和7年度まで	25,740	令和8年度から 令和12年度まで	24,391				24,391
国営土地改良施設整備事業負担金	72,269	令和3年度から 令和7年度まで	19,306	令和8年度から 令和18年度まで	52,963				52,963
印刷機購入年賦金	6,183	令和5年度から 令和7年度まで	4,641	令和8年度	1,542				1,542
道の駅指定管理料	50,872	令和5年度から 令和7年度まで	38,154	令和8年度	12,718				12,718
ときわ球場LED照明設備リース料	38,640	令和5年度から 令和7年度まで	11,889	令和8年度から 令和14年度まで	26,751				26,751
市街地土地評価総合業務委託料				令和8年度	2,497				2,497
スポーツセンター・早来公民館指定管理事業				令和8年度から 令和11年度まで	453,878				453,878

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該 年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 公 共 事 業 等 債	13,340	10,006	0	3,335	6,671
2. 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	45,700	45,700	0	0	45,700
3. 公 営 住 宅 建 設 事 業 債	361,571	304,422	0	57,966	246,456
4. 災 害 復 旧 事 業 債	251,014	206,987	0	44,835	162,152
(1) 単 独 災 害 復 旧 事 業 債	59,886	49,963	0	9,924	40,039
(2) 補 助 災 害 復 旧 事 業 債	191,128	157,024	0	34,911	122,113
5. 全 国 防 災 事 業 債	9,364	4,698	0	4,698	0
6. 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	5,528	40,145	2,000	492	41,653
(1) 学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	5,528	40,145	0	492	39,653
(2) 施 設 整 備 事 業 債 (一 般 財 源 化 分)	0	0	2,000	0	2,000

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
7. 一 般 単 独 事 業 債	1,894,837	1,808,366	98,200	267,447	1,639,119
(1) う ち 防 災 対 策 事 業 債	0	0	2,900	0	2,900
(2) う ち 合 併 特 例 事 業 債	1,788,599	1,635,761	0	255,297	1,380,464
(3) う ち 臨 時 地 方 道 整 備 事 業 債	27,420	19,709	0	5,842	13,867
(4) う ち (新) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	76,818	73,196	21,800	6,308	88,688
(5) う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債	2,000	5,400	3,500	0	8,900
(6) う ち 脱 炭 素 化 推 進 事 業 債	0	51,400	56,200	0	107,600
(7) う ち デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業 債	0	22,900	13,800	0	36,700
8. 過 疎 対 策 事 業 債	2,922,197	2,851,482	384,200	323,834	2,911,848
9. 財 源 対 策 債	1,172	846	0	328	518
10. 減 税 補 て ん 債	12,905	12,102	0	803	11,299
11. 減 収 補 て ん 債	6,435	2,234	0	2,234	0
12. 臨 時 財 政 対 策 債	2,306,113	2,044,508	0	248,571	1,795,937
合 計	7,830,176	7,331,496	484,400	954,543	6,861,353

議案第21号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和 8 年 度

国民健康保険事業特別会計予算書

目

次

令和8年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算	1
歳入	1
歳出	2

令和8年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書

1. 総括	3
2. 歳入	
1. 国民健康保険税	5
2. 道支出金	10
3. 繰入金	11
4. 繰越金	13
5. 諸収入	14
3. 歳出	
1. 総務費	16
2. 保険給付費	20
3. 国民健康保険事業費納付金	24
4. 共同事業拠出金	26
5. 財政安定化基金拠出金	27
6. 保健事業費	28
7. 諸支出金	30
8. 予備費	32

令和8年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ843,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		179,797
	1. 国民健康保険税	179,797
2. 道支出金		588,794
	1. 道負担金	588,793
	2. 財政安定化基金交付金	1
3. 繰入金		75,342
	1. 一般会計繰入金	62,342
	2. 基金繰入金	13,000
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		5
	1. 延滞金・加算金及び過料	2
	2. 雑入	3
歳入合計		843,939

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		6,327
	1. 総務管理費	5,725
	2. 徴税費	456
	3. 運営協議会費	146
2. 保険給付費		575,706
	1. 療養諸費	497,601
	2. 高額療養費	76,244
	3. 移送費	1
	4. 出産育児諸費	1,500
	5. 葬祭諸費	360
3. 国民健康保険事業費納付金		247,774
	1. 医療給付費分	171,365
	2. 後期高齢者支援金等分	52,860
	3. 介護納付金分	23,549
4. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
5. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
6. 保健事業費		11,766
	1. 保健事業費	11,766
7. 諸支出金		1,364
	1. 償還金及び還付加算金	533
	2. 繰出金	831
8. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		843,939

令和 8 年 度

国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険税	179,797	192,750	△12,953
2. 道支出金	588,794	609,453	△20,659
3. 繰入金	75,342	76,837	△1,495
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入	5	5	0
歳入合計	843,939	879,046	△35,107

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	6,327	9,697	△3,370	1,188		146	4,993
2. 保険給付費	575,706	596,905	△21,199	575,706			
3. 国民健康保険事業費納付金	247,774	258,286	△10,512			62,196	185,578
4. 共同事業拠出金	1	1	0				1
5. 財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
6. 保健事業費	11,766	11,736	30	6,463			5,303
7. 諸支出金	1,364	1,420	△56	415			949
8. 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	843,939	879,046	△35,107	583,772		62,342	197,825

議案第22号

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和 8 年 度

後期高齢者医療事業特別会計予算書

目

次

令和8年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入	1
歳出	2

令和8年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算に関する説明書

1. 総括	3
2. 歳入		
1. 後期高齢者医療保険料	5
2. 繰入金	6
3. 諸収入	7
4. 繰越金	8
3. 歳出		
1. 総務費	9
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	10
3. 保健事業費	11
4. 諸支出金	12
5. 予備費	13

令和8年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		166,555
	1. 後期高齢者医療保険料	166,555
2. 繰入金		50,049
	1. 一般会計繰入金	50,049
3. 諸収入		2
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 償還金及び還付加算金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入合計		216,607

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		731
	1. 総務管理費	731
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		215,299
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	215,299
3. 保健事業費		367
	1. 保健事業費	367
4. 諸支出金		110
	1. 償還金及び還付加算金	110
5. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		216,607

令和 8 年 度

後期高齢者医療事業特別会計予算に関する説明書

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 後期高齢者医療保険料	166,555	122,513	44,042
2. 繰入金	50,049	43,216	6,833
3. 諸収入	2	2	0
4. 繰越金	1	1	0
歳入合計	216,607	165,732	50,875

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	731	659	72				731
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	215, 299	164, 496	50, 803			215, 299	
3. 保健事業費	367	367	0				367
4. 諸支出金	110	110	0				110
5. 予備費	100	100	0				100
歳 出 合 計	216, 607	165, 732	50, 875			215, 299	1, 308

議案第23号

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和 8 年度

介護保険事業特別会計予算書

(保険事業勘定)

(介護サービス事業勘定)

目

次

令和8年度 安平町介護保険事業特別会計保険事業勘定予算

第1表 保険事業勘定歳入歳出予算	1
歳入	1
歳出	2
・保険事業勘定に関する説明書	
1. 総括	3
2. 歳入	
1. 保険料	5
2. 分担金及び負担金	8
3. 使用料及び手数料	9
4. 国庫支出金	10
5. 支払基金交付金	12
6. 道支出金	13
7. 繰入金	15
8. 繰越金	17
9. 諸収入	18
3. 歳出	
1. 総務費	20
2. 保険給付費	27
3. 地域支援事業費	31
4. 諸支出金	37
5. 予備費	39
4. 給与費明細書	40
令和8年度 安平町介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定予算	
第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算	45
歳入	45
歳出	46
・介護サービス事業勘定に関する説明書	
1. 総括	47
2. 歳入	
1. サービス収入	49
2. 道支出金	50
3. 繰越金	51
3. 歳出	
1. 総務費	52
2. サービス事業費	53
3. 予備費	54
4. 諸支出金	55

令和8年度 安平町介護保険事業特別会計予算

令和8年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935,683千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,877千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳入)

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		154,005
	1. 介護保険料	154,005
2. 分担金及び負担金		6,908
	1. 負担金	6,908
3. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
4. 国庫支出金		242,993
	1. 国庫負担金	148,996
	2. 国庫補助金	93,997
5. 支払基金交付金		234,743
	1. 支払基金交付金	234,743
6. 道支出金		131,768
	1. 道負担金	121,584
	2. 道補助金	10,184
7. 繰入金		157,506
	1. 一般会計繰入金	153,035
	2. 介護サービス事業勘定繰入金	4,471
8. 繰越金		7,692
	1. 繰越金	7,692
9. 諸収入		67
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 雑入	66
歳入合計		935,683

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		36,449
	1. 総務管理費	24,305
	2. 介護認定審査会費	12,144
2. 保険給付費		832,555
	1. 介護サービス等諸費	749,777
	2. 介護予防サービス等諸費	42,227
	3. その他諸費	577
	4. 高額介護サービス等費	13,617
	5. 高額医療合算介護サービス等費	3,403
	6. 特定入所者介護サービス等費	22,954
3. 地域支援事業費		65,839
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	33,232
	2. 一般介護予防事業費	3,572
	3. 包括的支援事業・任意事業費	28,971
	4. その他諸費	64
4. 諸支出金		740
	1. 償還金及び還付加算金	65
	2. 繰出金	675
5. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		935,683

令和 8 年度

安平町介護保険事業特別会計予算
保険事業勘定に関する説明書

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 保険料	154,005	151,782	2,223
2. 分担金及び負担金	6,908	6,945	△37
3. 使用料及び手数料	1	1	0
4. 国庫支出金	242,993	240,284	2,709
5. 支払基金交付金	234,743	233,103	1,640
6. 道支出金	131,768	130,536	1,232
7. 繰入金	157,506	157,469	37
8. 繰越金	7,692	5,389	2,303
9. 諸収入	67	67	0
歳入合計	935,683	925,576	10,107

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	36,449	35,129	1,320			36,449	
2. 保険給付費	832,555	830,312	2,243	337,184		495,371	
3. 地域支援事業費	65,839	59,445	6,394	36,902		28,937	
4. 諸支出金	740	590	150	675			65
5. 予備費	100	100	0				100
歳 出 合 計	935,683	925,576	10,107	374,761		560,757	165

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	費計			
本年度	(3) 7人	5,391	15,460	10,880	31,731	6,357	38,088	
前年度	(2) 7人	2,731	17,802	10,297	30,830	6,225	37,055	
比較	(1) 0人	2,660	△ 2,342	583	901	132	1,033	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	528	4,633	3,899	260	252	1,128	77	51	3	34	15
	前年度	234	4,454	3,742	203	252	1,128	74	86	3	17	104
	比較	294	179	157	57	0	0	3	△ 35	0	17	△ 89

()内は、短時間勤務職員で外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	費計			
本年度	() 2人		9,940	6,696	16,636	3,511	20,147	
前年度	() 2人		9,606	5,974	15,580	3,324	18,904	
比較	(0) 0人		334	722	1,056	187	1,243	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	528	2,411	2,029	260	252	1,128	0	51	3	34	0
	前年度	234	2,248	1,889	203	252	1,128	0	0	3	17	0
	比較	294	163	140	57	0	0	0	51	0	17	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	費計			
本年度	(3) 5人	5,391	5,520	4,184	15,095	2,846	17,941	
前年度	(2) 5人	2,731	8,196	4,323	15,250	2,901	18,151	
比較	(1) 0人	2,660	△ 2,676	△ 139	△ 155	△ 55	△ 210	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別手当	旅費(費用弁償)
	本年度	0	2,222	1,870	0	0	0	77	0	0	0	15
	前年度	0	2,206	1,853	0	0	0	74	86	0	0	104
	比較	0	16	17	0	0	0	3	△ 86	0	0	△ 89

()内は、短時間勤務職員で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考															
給 料	334	1. 給与改正に伴う増減分	269	前年度当初予算額 9,606 千円(a) 給与改定率 2.80 %(b) (a)×(b)= 268,968 円≒ 269 千円	給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給料の改定率</th> <th>給与改定実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度</td> <td>2.70</td> <td>令和7年4月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料の改定率	給与改定実施時期	前年度	2.70	令和7年4月								
		区 分	給料の改定率	給与改定実施時期															
		前年度	2.70	令和7年4月															
2. 昇給に伴う増加分	6	1) 本年度昇給発令に係る所要額 6 千円 2) 前年度昇給発令に係る所要額 千円	平均昇給率 0.25 % <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇 給 期</th> <th>職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	昇 給 期	職 員 数	1 月	2 人	月	人	月	人								
昇 給 期	職 員 数																		
1 月	2 人																		
月	人																		
月	人																		
3. その他の増減分	59	支給職員数等の変動に係る増減 <ul style="list-style-type: none"> ・採用(再任用含む) 千円 ・退職 千円 ・会計間異動 59 千円 	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 に 在 職 する職員数</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>2 人</td> <td>0 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>2 人</td> <td>0 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> </tbody> </table> 令和7年度中の採用者 0 人 令和7年度中の退職者 0 人 令和8年度新採用者(予定) 0 人 会計間異動 0 人	区 分	現 に 在 職 する職員数	そ の 他	計	本年度	2 人	0 人	2 人	前年度	2 人	0 人	2 人	比較	0 人	0 人	0 人
区 分	現 に 在 職 する職員数	そ の 他	計																
本年度	2 人	0 人	2 人																
前年度	2 人	0 人	2 人																
比較	0 人	0 人	0 人																
職 員 手 当 等	722	1. 制度改正に伴う増減分																	
		2. その他の増減分	722	扶養手当 294 千円 期末手当 163 千円 勤勉手当 140 千円 寒冷地手当 57 千円 住居手当 0 千円 管理職手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 通勤手当 51 千円 地域手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 管理職特別手当 17 千円															

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人あたり給与

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
令和8年4月1日現在	平均給料月額	413,900 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	497,304 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	53.7 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	
令和7年4月1日現在	平均給料月額	399,850 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	468,308 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	52.4 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	

イ. 初任給

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
安 平 町	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	
国 の 基 準	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	

ウ. 級別職員数

区分	一般行政職		税務職		保健職		技能労務職		教育職	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和8年4月1日現在	7級	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %
	6級	() 1 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	5級	() 1 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	4級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	3級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	2級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	1級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	計	() 2 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
令和7年4月1日現在	7級	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %
	6級	() 1 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	5級	() 1 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	4級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	3級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	2級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	1級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	計	() 2 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主事・技師	主査	主幹・主査	課長補佐・管理技師・管理保健師	総合支所長・課長・会計管理者・事務局長・教育次長・参事・保健師長	理事・総合支所長・課長・参事・事務局長・教育次長・教育指導参事・会計管理者

エ.昇給

区 分	合 計	職 種					
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職	職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	2				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2				
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	2	2			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0					
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	2				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2				
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	2	2			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0					

オ.期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 間 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国 の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	退 職 時 特 別 昇 給	備 考
支 給 率 等	24.59	33.27	47.71	47.71	制限なし	なし	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.59	33.27	47.71	47.71	定年前早期退職特例措置2%~20%加算	なし	

キ.地域手当

支 給 対 象 地 域	札幌市						
支 給 率 (%)	4						
支 給 対 象 職 員 数 (人)	0						
国 の 指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	4						

ク.特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職
給料総額に対する比率 (%)	0.009	0.009				
支給対象職員の比率 (%) (令和8年4月1日現在)	50.000	50.000				
代表的な特殊勤務手当の名称		死病人処理手当				

ケ.その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

(介護サービス事業勘定)

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入	1. 介護予防給付費収入	7,376
2. 道支出金	1. 道補助金	1,500
3. 繰越金	1. 繰越金	1
歳入合計		8,877

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		3,831
	1. 総務管理費	3,831
2. サービス事業費		574
	1. 介護予防計画作成事業費	574
3. 予備費		1
	1. 予備費	1
4. 諸支出金		4,471
	1. 繰出金	4,471
歳出合計		8,877

令和 8 年度

安平町介護保険事業特別会計予算
介護サービス事業勘定に関する説明書

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. サービス収入	7,376	7,075	301
2. 道支出金	1,500	0	1,500
3. 繰越金	1	1	0
歳入合計	8,877	7,076	1,801

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	3,831	0	3,831	1,500		2,331	
2. サービス事業費	574	574	0			574	
3. 予備費	1	1	0				1
4. 諸支出金	4,471	6,501	△2,030			4,471	
歳 出 合 計	8,877	7,076	1,801	1,500		7,376	1

議案第24号

令和8年度安平町水道事業会計予算について

令和8年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和 8 年 度

安平町水道事業会計予算書

安 平 町

令和8年度 安平町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給 水 戸 数	3, 5 4 0戸
(2)年 間 総 配 水 量	7 9 5, 7 0 0 m ³
(3)1 日 平 均 配 水 量	2, 1 8 0 m ³
(4)主要な建設改良事業	
基幹送水管路耐震化工事調査設計	1 4, 4 1 0千円
富岡浄水場改修工事実施設計	1 6, 3 0 2千円
富岡浄水場取水井新設工事	2 8, 7 0 1千円
北進浄水場非常用発電機更新工事	3 9, 9 3 0千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3 9 0, 0 8 6千円
第1項 営業収益		1 7 0, 4 7 0千円
第2項 営業外収益		2 1 9, 6 1 6千円

	支	出
第1款 水道事業費用		367,716千円
第1項 営業費用		355,207千円
第2項 営業外費用		12,008千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する80,900千円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,936千円、当年度損益勘定留保資金63,731千円、減債積立金7,233千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		97,181千円
第1項 企業債		65,400千円
第2項 負担金		31,781千円
	支	出
第1款 資本的支出		178,081千円
第1項 建設改良費		112,510千円
第2項 企業債償還金		65,571千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	65,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式の借入に ついてはこの限で ない)	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は、債権者との協定による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、65,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 40,593千円

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は114,440千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,507千円と定める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

令和8年度 安平町水道事業会計予算実施計画
(収益的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 水道事業収益			390,086	384,765	5,321	
	1. 営業収益		170,470	171,872	△ 1,402	
		1. 給水収益	166,500	166,917	△ 417	
		2. その他営業収益	3,970	4,955	△ 985	
	2. 営業外収益		219,616	212,893	6,723	
		1. 受取利息及び配当金	100	1	99	
		2. 補助金	17,661	6,805	10,856	
		3. 消費税及び地方消費税還付金	7,258	2,177	5,081	
		4. 雑収益	125,404	131,490	△ 6,086	
		5. 長期前受金戻入	69,193	72,420	△ 3,227	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 水道事業費用			367,716	383,883	△ 16,167	
	1. 営業費用		355,207	370,871	△ 15,664	
		1. 原水及び浄水費	101,831	121,333	△ 19,502	
		2. 配水及び給水費	77,844	57,992	19,852	
		3. 総係費	42,606	60,031	△ 17,425	
		4. 減価償却費	132,924	131,513	1,411	
		5. 資産減耗費	1	1	0	
		6. その他営業費用	1	1	0	
	2. 営業外費用		12,008	12,511	△ 503	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	12,007	12,511	△ 504	
		2. 雑支出	1	0	1	
	3. 特別損失		1	1	0	
		1. 過年度損益修正損	1	1	0	
	4. 予備費		500	500	0	
		1. 予備費	500	500	0	

(資本的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 資本的収入			97,181	47,880	49,301	
	1. 企業債		65,400	8,800	56,600	
		1. 企業債	65,400	8,800	56,600	
	2. 負担金		31,781	39,080	△ 7,299	
		1. 他会計負担金	31,781	39,080	△ 7,299	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 資本的支出			178,081	128,304	49,777	
	1. 建設改良費		112,510	58,107	54,403	
		1. 配水設備改良費	109,271	53,696	55,575	
		2. 営業設備費	3,239	4,411	△ 1,172	
	2. 企業債償還金		65,571	70,197	△ 4,626	
		1. 企業債償還金	65,571	70,197	△ 4,626	

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考				
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計							
本年度	(0) 5人	0	20,837	12,775	33,612	6,981	40,593					
前年度	(0) 5人	0	19,973	12,310	32,283	6,605	38,888					
比較	(0) 0人	0	864	465	1,329	376	1,705					
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別当	旅 費 (費用弁償)
	本年度	900	4,911	4,133	535	228	1,571	303	125	18	51	0
	前年度	846	4,655	3,910	512	318	1,571	283	171	18	26	0
	比較	54	256	223	23	△ 90	0	20	△ 46	0	25	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考				
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計							
本年度	() 5人		20,837	12,775	33,612	6,981	40,593					
前年度	() 5人		19,973	12,310	32,283	6,605	38,888					
比較	(0) 0人		864	465	1,329	376	1,705					
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別当	旅 費 (費用弁償)
	本年度	900	4,911	4,133	535	228	1,571	303	125	18	51	0
	前年度	846	4,655	3,910	512	318	1,571	283	171	18	26	0
	比較	54	256	223	23	△ 90	0	20	△ 46	0	25	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考				
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計							
本年度	() 人				0		0					
前年度	() 人				0		0					
比較	(0) 0人	0	0	0	0	0	0					
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	通勤手当	特務手当	殊管理職特別当	旅 費 (費用弁償)
	本年度											
	前年度											
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考															
給 料	864	1. 給与改正に伴う増減分	680 前年度当初予算額 19,973 千円 (a) 給与改定率 3.40 % (b) (a) × (b) = 679,082 円 ≒ 680 千円	給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給料の改定率</th> <th>給与改定実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度</td> <td>4.22</td> <td>令和7年4月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料の改定率	給与改定実施時期	前年度	4.22	令和7年4月									
		区 分	給料の改定率	給与改定実施時期															
		前年度	4.22	令和7年4月															
2. 昇給に伴う増加分	28	1) 本年度昇給発令に係る所要額 28 千円 2) 前年度昇給発令に係る所要額 千円	平均昇給率 0.89 % <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇 給 期</th> <th>職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	昇 給 期	職 員 数	1 月	5 人	月	人	月	人								
昇 給 期	職 員 数																		
1 月	5 人																		
月	人																		
月	人																		
3. その他の増減分	156	支給職員数等の変動に係る増減 <ul style="list-style-type: none"> ・採用(再任用含む) 2,636 千円 ・退職 △ 2,480 千円 ・会計間異動 0 千円 ・その他 0 千円 	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現に在職する職員数</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> </tbody> </table> 令和6年度末の退職者 △ 1 人 令和7年度中の採用者 1 人 令和7年度中の退職者 0 人 令和8年度新採用者(予定) 0 人 会計間異動 0 人	区 分	現に在職する職員数	そ の 他	計	本年度	5 人	0 人	5 人	前年度	5 人	0 人	5 人	比較	0 人	0 人	0 人
区 分	現に在職する職員数	そ の 他	計																
本年度	5 人	0 人	5 人																
前年度	5 人	0 人	5 人																
比較	0 人	0 人	0 人																
職 員 手 当 等	465	1. 制度改正に伴う増減分																	
		2. その他の増減分	465	<ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 54 千円 期末手当 256 千円 勤勉手当 223 千円 寒冷地手当 23 千円 住居手当 △ 90 千円 管理職手当 0 千円 時間外勤務手当 20 千円 通勤手当 △ 46 千円 地域手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 管理職特別手当 25 千円 															

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人あたり給与

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
令和8年4月1日現在	平均給料月額	346,500 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	400,529 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	41.7 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	
令和7年4月1日現在	平均給料月額	331,800 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	386,732 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	40.7 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	

イ. 初任給

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
安平町	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	
国の基準	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	

ウ. 級別職員数

区分	一般行政職			税務職		保健職		技能労務職		教育職	
	職員数	構成比		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和8年4月1日現在	7級	() 1 人	() 20.0 %	() 人	() %	() 人	() %	() 人	() %	() 人	() %
	6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	5級	() 2	() 40.0	()	()	()	()	()	()	()	()
	4級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	3級	() 1	() 20.0	()	()	()	()	()	()	()	()
	2級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	1級	() 1	() 20.0	()	()	()	()	()	()	()	()
計	() 5	() 100.0	()	()	()	()	()	()	()	()	
令和7年4月1日現在	7級	() 1 人	() 20.0 %	() 人	() %	() 人	() %	() 人	() %	() 人	() %
	6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	5級	() 2	() 40.0	()	()	()	()	()	()	()	()
	4級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	3級	() 1	() 20.0	()	()	()	()	()	()	()	()
	2級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	1級	() 1	() 20.0	()	()	()	()	()	()	()	()
計	() 5	() 100.0	()	()	()	()	()	()	()	()	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主事・技師	主査	主幹・主査	課長補佐・管理技師・管理保健師	総合支所長・課長・会計管理者・事務局長・教育次長・参事・保健師長	理事・総合支所長・課長・参事・事務局長・教育次長・教育指導参事・会計管理者

エ.昇給

区 分	合 計	職 種						
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職	職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	5					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5	5					
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	5	5				
		5号給 (人)						
	6号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0						
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	5					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5	5					
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	5	5				
		5号給 (人)						
	6号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0						

オ.期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 間 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国 の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	退 職 時 特 別 昇 給	備 考
支 給 率 等	24.59	33.27	47.71	47.71	制限なし	なし	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.59	33.27	47.71	47.71	定年前早期退職特例措置2%~20%加算	なし	

キ.地域手当

支 給 対 象 地 域	札幌市						
支 給 率 (%)	4						
支 給 対 象 職 員 数 (人)	0						
国 の 指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	4						

ク.特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職
給料総額に対する比率 (%)	0.054	0.054				
支給対象職員の比率 (%) (令和8年4月1日現在)	20.000	20.000				
代表的な特殊勤務手当の名称		使用料の受益者分 (負)担金徴収				

ケ.その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

令和 8年度 安平町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

令和 8年4月1日から令和 9年3月31日まで

(単位:円) 2頁

1	業務活動によるキャッシュフロー	
	当年度純利益	15,099,000
	減価償却費	132,924,000
	貸倒引当金	300,000
	賞与引当金の増減	465,000
	長期前受金戻入額	69,193,000
	資産の増減	14,773,000
	受取利息及び配当金	100,000
	支払利息等	12,007,000
	小計	76,729,000
	受取利息及び配当金受取額	100,000
	支払利息等支払額	12,007,000
	業務活動によるキャッシュフロー	64,822,000
2	投資活動によるキャッシュフロー	
	固定資産取得による支出	102,574,000
	国庫補助金等による収入	31,781,000
	投資活動によるキャッシュフロー	70,793,000
3	財務活動によるキャッシュフロー	
	企業債の発行	65,400,000
	企業債の償還	65,571,000
	財務活動によるキャッシュフロー	171,000
	資金減少額	6,142,000
	資金期首残高	113,976,265
	資金期末残高	107,834,265

令和 8年度 安平町水道事業予定損益計算書

令和 8年4月1日 ~ 令和 9年3月31日

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	151,365,000		
(2) その他営業収益	<u>3,970,000</u>	155,335,000	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	92,649,000		
(2) 配水及び給水費	70,306,000		
(3) 総係費	40,761,000		
(4) 減価償却費	132,924,000		
(5) 資産減耗費	1,000		
(6) その他営業費用	<u>1,000</u>	<u>336,642,000</u>	
営業損失			181,307,000
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	100,000		
(2) 補助金	5,161,000		
(3) 雑収益	136,909,000		
(4) 長期前受金戻入	<u>69,193,000</u>	211,363,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	12,007,000		
(2) 雑支出	<u>2,949,000</u>	<u>14,956,000</u>	<u>196,407,000</u>
經常利益			15,100,000
5. 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
当年度純利益			15,099,000
前年度繰越利益剰余金			<u>264,232,383</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>279,331,383</u></u>

令和 8年度 安平町水道事業予定貸借対照表

令和 9年3月31日

資 産 の 部

円

円

円

円

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 建物

347,651,960

建物減価償却累計額

106,898,361

240,753,599

ロ 構築物

4,172,756,660

構築物減価償却累計額

1,754,367,559

2,418,389,101

ハ 機械及び装置

494,927,864

機械及装置減価償却累計額

344,633,347

150,294,517

ニ 車両運搬具

3,682,515

車両運搬具減価償却累計額

3,389,709

292,806

ホ 工具器具及び備品

7,322,706

工具器具備品減価償却累計額

4,948,023

2,374,683

ヘ 建設仮勘定

167,618,000

有形固定資産合計

2,979,722,706

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権

1,368,000

無形固定資産合計

1,368,000

固定資産合計

2,981,090,706

2. 流動資産

(1) 現金預金

107,834,265

(2) 未収金

29,532,697

(3) 貯蔵品

5,761,254

貸倒引当金

616,365

5,144,889

流動資産合計

142,511,851

資産合計

3,123,602,557

	負 債 の 部		
	円	円	円
3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,253,147,673		
企業債合計		<u>1,253,147,673</u>	
固定負債合計			1,253,147,673
4. 流動負債			
(1) 未払金			
イ 営業未払金	16,931,695		
ロ その他未払金	33,022,000		
未払金合計		49,953,695	
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	64,952,879		
企業債合計		64,952,879	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	3,014,156		
引当金合計		<u>3,014,156</u>	
流動負債合計			117,920,730
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,777,001,508	
(2) 長期前受金収益化累計額		851,416,554	
繰延収益合計		<u>2,628,418,062</u>	925,584,954
負債合計			<u>2,296,653,357</u>

資 本 の 部
円 円 円

6. 資本金			
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金	500,414,690		
自己資本金合計	<u>500,414,690</u>	<u>500,414,690</u>	
資本金合計			500,414,690
7. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	47,203,127		
ロ 当年度未処分利益剰余金	279,331,383		
利益剰余金合計	<u>326,534,510</u>	<u>326,534,510</u>	
剰余金合計			<u>326,534,510</u>
資本合計			<u>826,949,200</u>
負債資本合計			<u>3,123,602,557</u>

令和8年度予算説明書に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却は定額法により計上している。なお、主な耐用年数は次のとおりとする。

建物 15～50年 構築物 10～60年 機械及び装置 5～20年 車両運搬具 5年
工具器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産の減価償却は定額法により計上している。なお、主な耐用年数は次のとおりとする。

電気通信施設利用権 20年

(2) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

職員の退職手当は、水道事業が每期支出する北海道市町村職員退職手当組合に対する一定の負担金を除き、一般会計がその全部を負担することとしているため、退職給付引当金を計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額を計上している。

③ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収の可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

2. 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,754千円とする。

令和 7年度 安平町水道事業予定損益計算書

令和 7年4月1日 ~ 令和 8年3月31日

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	151,743,000		
(2) その他営業収益	<u>4,955,000</u>	156,698,000	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	114,544,000		
(2) 配水及び給水費	52,551,000		
(3) 総係費	56,995,000		
(4) 減価償却費	131,513,000		
(5) 資産減耗費	1,000		
(6) その他営業費用	<u>1,000</u>	<u>355,605,000</u>	
営業損失			198,907,000
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1,000		
(2) 補助金	6,805,000		
(3) 雑収益	130,735,000		
(4) 長期前受金戻入	<u>72,420,000</u>	209,961,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	12,574,000		
(2) 雑支出	<u>5,385,000</u>	<u>17,959,000</u>	<u>192,002,000</u>
經常損失			6,905,000
5. 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
当年度純損失			6,906,000
前年度繰越利益剰余金			<u>271,138,383</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>264,232,383</u>

令和 7年度 安平町水道事業予定貸借対照表

令和 8年3月31日

資 産 の 部

円

円

円

円

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 建物	347,651,960			
建物減価償却累計額	98,405,361	249,246,599		
ロ 構築物	4,172,756,660			
構築物減価償却累計額	1,642,490,559	2,530,266,101		
ハ 機械及び装置	491,688,864			
機械及装置減価償却累計額	332,413,347	159,275,517		
ニ 車両運搬具	3,682,515			
車両運搬具減価償却累計額	3,389,709	292,806		
ホ 工具器具及び備品	7,322,706			
工具器具備品減価償却累計額	4,614,023	2,708,683		
ヘ 建設仮勘定		68,283,000		
有形固定資産合計		<u>3,010,072,706</u>		
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		1,368,000		
無形固定資産合計		<u>1,368,000</u>		
固定資産合計			<u>3,011,440,706</u>	
2. 流動資産				
(1) 現金預金			113,976,265	
(2) 未収金			15,615,697	
(3) 貯蔵品		4,905,254		
貸倒引当金		316,365		
流動資産合計		<u>4,588,889</u>		
資産合計				<u>3,145,621,557</u>

	負 債 の 部		
	円	円	円
3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,252,700,790		
企業債合計		<u>1,252,700,790</u>	
固定負債合計			1,252,700,790
4. 流動負債			
(1) 未払金			
イ 営業未払金	16,931,695		
ロ その他未払金	33,022,000		
未払金合計		<u>49,953,695</u>	
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	65,570,762		
企業債合計		<u>65,570,762</u>	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	2,549,156		
引当金合計		<u>2,549,156</u>	
流動負債合計			118,073,613
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,745,220,508	
(2) 長期前受金収益化累計額		782,223,554	
繰延収益合計		<u>2,527,444,062</u>	
負債合計			<u>2,333,771,357</u>

資 本 の 部
円 円 円

6. 資本金			
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金	500,414,690		
自己資本金合計	500,414,690	500,414,690	
資本金合計			500,414,690
7. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	47,203,127		
ロ 当年度未処分利益剰余金	264,232,383		
利益剰余金合計	311,435,510	311,435,510	
剰余金合計			311,435,510
資本合計			811,850,200
負債資本合計			3,145,621,557

議案第25号

令和8年度安平町下水道事業会計予算について

令和8年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和8年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和8年度

安平町下水道事業会計予算書

安平町

令和 8 年 度 安 平 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
(1) 処 理 面 積	182.0 ha	143.9 ha
(2) 処 理 人 口	3,197 人	2,372 人
(3) 年 間 総 処 理 水 量	329,343 m ³	244,431 m ³
(4) 建 設 改 良 費	113,300 千円	25,200 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	574,770千円
第1項 営業収益	112,136千円
第2項 営業外収益	462,634千円

支 出

第1款 下水道事業費用	585,600千円
第1項 営業費用	543,355千円
第2項 営業外費用	41,741千円
第3項 特別損失	4千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する24,580千円については当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,596千円及び当年度分損益勘定留保資金11,984千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	462,596千円
第1項 企業債	198,100千円
第2項 補助金	56,600千円
第3項 負担金及び分担金	1,196千円
第4項 他会計負担金	206,700千円
支 出	
第1款 資本的支出	487,176千円
第1項 建設改良費	138,500千円
第2項 企業債償還金	348,676千円
収入支出差引不足額	24,580千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安平町早来浄化センター外建設工事委託に関する協定 (公共)	令和9年度	227,600千円
安平町早来浄化センター外建設工事委託に関する協定 (特環)	令和9年度	179,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	198,100 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。)	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、158,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 38,699千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は147,655千円である。

令和8年3月5日提出

安平町長 及川 秀一郎

令和8年度 安平町下水道事業会計予算実施計画
(収益的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 下水道事業収益			574,770	652,499	△ 77,729	
	1. 営業収益		112,136	111,800	336	
		1. 下水道使用料	88,621	88,332	289	
		2. 他会計負担金	23,251	23,253	△ 2	
		3. その他営業収益	264	215	49	
	2. 営業外収益		462,634	540,699	△ 78,065	
		1. 国庫補助金	0	11,300	△ 11,300	
		2. 他会計負担金	39,146	41,594	△ 2,448	
		3. 他会計補助金	143,755	135,671	8,084	
		4. 雑収益	2	2	0	
		5. 企業債	0	9,600	△ 9,600	
		6. 長期前受金戻入	279,731	342,532	△ 62,801	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 下水道事業費用			585,600	657,411	△ 71,811	
	1. 営業費用		543,355	617,432	△ 74,077	
		1. 管渠費	54,818	69,712	△ 14,894	
		2. 下水道処理場費	160,174	152,896	7,278	
		3. 総係費	18,880	19,969	△ 1,089	
		4. 減価償却費	309,483	374,855	△ 65,372	
	2. 営業外費用		41,741	39,475	2,266	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	41,736	39,470	2,266	
		2. 消費税及び地方消費税	1	1	0	
		3. 雑支出	4	4	0	
	3. 特別損失		4	4	0	
		1. 過年度損益修正損	2	2	0	
		2. その他特別損失	2	2	0	
	4. 予備費		500	500	0	
		1. 予備費	500	500	0	

(資本的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 資本的収入			462,596	468,224	△ 5,628	
	1. 企業債		198,100	228,000	△ 29,900	
		1. 企業債	79,200	96,600	△ 17,400	
		2. 資本費平準化債	118,900	131,400	△ 12,500	
	2. 補助金		56,600	42,100	14,500	
		1. 国庫補助金	52,700	37,400	15,300	
		2. 他会計補助金	3,900	4,700	△ 800	
	3. 負担金及び分担金		1,196	795	401	
		1. 受益者負担金	501	530	△ 29	
		2. 受益者分担金	695	265	430	
	4. 他会計負担金		206,700	197,329	9,371	
		1. 他会計負担金	206,700	197,329	9,371	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	予定額	前年度	前年度比	備考
1. 資本的支出			487,176	488,654	△ 1,478	
	1. 建設改良費		138,500	135,800	2,700	
		1. 管渠建設費	62,100	121,800	△ 59,700	
		2. 処理場建設費	76,400	14,000	62,400	
	2. 企業債償還金		348,676	352,854	△ 4,178	
		1. 企業債償還金	348,676	352,854	△ 4,178	

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(0) 4 人	0	19,236	12,593	31,829	6,870	38,699	
前 年 度	(0) 4 人	0	18,597	11,409	30,006	6,408	36,414	
比 較	(0) 0 人	0	639	1,184	1,823	462	2,285	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外 勤務手当	通勤手当	特 勤 手 当	殊 手 当	管理職特別 手 当	旅 費 (費用弁償)
	本年度	1,080	4,676	3,936	520	240	1,510	225	325	30	51	0	
	前年度	1,026	4,141	3,459	520	240	1,510	215	241	30	27	0	
	比較	54	535	477	0	0	0	10	84	0	24	0	

()内は、短時間勤務職員で外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(0) 4 人		19,236	12,593	31,829	6,870	38,699	
前 年 度	(0) 4 人		18,597	11,409	30,006	6,408	36,414	
比 較	(0) 0 人		639	1,184	1,823	462	2,285	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外 勤務手当	通勤手当	特 勤 手 当	殊 手 当	管理職特別 手 当	旅 費 (費用弁償)
	本年度	1,080	4,676	3,936	520	240	1,510	225	325	30	51	0	
	前年度	1,026	4,141	3,459	520	240	1,510	215	241	30	27	0	
	比較	54	535	477	0	0	0	10	84	0	24	0	

()内は、短時間勤務職員で外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	() 人				0		0	
前 年 度	() 人				0		0	
比 較	(0) 0 人	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	管理職手当	時間外 勤務手当	通勤手当	特 勤 手 当	殊 手 当	管理職特別 手 当	旅 費 (費用弁償)
	本年度												
	前年度												
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は、短時間勤務職員で外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考															
給 料	639	1. 給与改正に伴う増減分	521 前年度当初予算額 18,597 千円(a) 給与改定率 2.80 %(b) (a) × (b) = 520,716 円 ≒ 521 千円	給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給料の改定率</th> <th>給与改定実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度</td> <td>2.17</td> <td>令和7年4月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料の改定率	給与改定実施時期	前年度	2.17	令和7年4月									
		区 分	給料の改定率	給与改定実施時期															
		前年度	2.17	令和7年4月															
2. 昇給に伴う増加分	20	1) 本年度昇給発令に係る所要額 20 千円 2) 前年度昇給発令に係る所要額 千円	平均昇給率 0.49 % <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇 給 期</th> <th>職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	昇 給 期	職 員 数	1 月	4 人	月	人	月	人								
昇 給 期	職 員 数																		
1 月	4 人																		
月	人																		
月	人																		
3. その他の増減分	98	支給職員数等の変動に係る増減 <ul style="list-style-type: none"> ・採用(再任用含む) 千円 ・退職 千円 ・会計間異動 98 千円 ・その他 千円 	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 に 在 職 する職員数</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>4 人</td> <td>0 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>4 人</td> <td>0 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> </tbody> </table> 令和6年度末の退職者 人 令和7年度中の採用者 人 令和7年度中の退職者 人 令和7年度新採用者(予定) 人 会計間異動 人	区 分	現 に 在 職 する職員数	そ の 他	計	本年度	4 人	0 人	4 人	前年度	4 人	0 人	4 人	比較	0 人	0 人	0 人
区 分	現 に 在 職 する職員数	そ の 他	計																
本年度	4 人	0 人	4 人																
前年度	4 人	0 人	4 人																
比較	0 人	0 人	0 人																
職 員 手 当 等	1,184	1. 制度改正に伴う増減分																	
		2. その他の増減分	1,184	扶養手当 54 千円 期末手当 535 千円 勤勉手当 477 千円 寒冷地手当 0 千円 住居手当 0 千円 管理職手当 0 千円 時間外勤務手当 10 千円 通勤手当 84 千円 地域手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 管理職特別手当 24 千円															

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人あたり給与

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
令和8年4月1日現在	平均給料月額	400,250 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	456,925 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	51.2 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	
令和7年4月1日現在	平均給料月額	387,438 円	円	円	- 円	- 円	
	平均給与月額	456,482 円	円	円	- 円	- 円	
	平均年齢	49.8 歳	歳	歳	- 歳	- 歳	

イ. 初任給

区	分	一般行政職	税務職	保健職	技能労務職	教育職	摘要
安 平 町	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	
国 の 基 準	高校卒	200,300 円	円	- 円	- 円	- 円	
	大学卒	232,000 円	円	円	- 円	- 円	

ウ. 級別職員数

区分	一般行政職		税務職		保健職		技能労務職		教育職	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和8年4月1日現在	7級	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %
	6級	() 1 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	5級	() 2 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	4級	() 1 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	3級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	2級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	1級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	計	() 4 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
令和7年4月1日現在	7級	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %	() 人 () %
	6級	() 1 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	5級	() 2 () 50.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	4級	() 1 () 25.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	3級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	2級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	1級	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	計	() 4 () 100.0	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主事・技師	主査	主幹・主査	課長補佐・管理技師・管理保健師	総合支所長・課長・会計管理者・事務局長・教育次長・参事・保健師長	理事・総合支所長・課長・参事・事務局長・教育次長・教育指導参事・会計管理者

エ.昇給

区	分	合 計	職 種				
			一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	4	4				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4				
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	4	4			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0					
前 年 度	職 員 数 (人)	4	4				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4				
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	4	4			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0					

オ.期末手当・勤勉手当

区	分	支 給 期 間 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階職務の 級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
本	年	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前	年	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国	の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員で外書き

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	退 職 時 特 別 昇 給	備 考
支 給 率 等	24.59	33.27	47.71	47.71	制限なし	なし	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.59	33.27	47.71	47.71	定年前早期退職特 例措置2%~20%加算	なし	

キ.地域手当

支 給 対 象 地 域	札幌市						
支 給 率 (%)	4						
支 給 対 象 職 員 数 (人)	0						
国 の 指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	4						

ク.特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一 般 行 政 職	税 務 職	保 健 職	技 能 労 務 職	教 育 職
給料総額に対する比率 (%)	0.094	0.094				
支給対象職員の比率 (%) (令和8年4月1日現在)	25.000	25.000				
代表的な特殊勤務手当の名称		使用料の受益者分 (負)担金徴収				

ケ.その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

令和 8年度 安平町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8年4月1日から令和 9年3月31日まで)

(単位:円) 2頁

1	業務活動によるキャッシュフロー	
	当年度純損失	20,205,203
	減価償却費	309,483,000
	賞与引当金増減額	135,203
	長期前受金戻入	279,731,000
	支払利息等	41,736,000
	小計	51,418,000
	支払利息等支払額	41,736,000
	業務活動によるキャッシュフロー	9,682,000
2	投資活動によるキャッシュフロー	
	固定資産取得による支出	125,904,000
	国庫補助金等による収入	264,496,000
	投資活動によるキャッシュフロー	138,592,000
3	財務活動によるキャッシュフロー	
	企業債の発行	198,100,000
	企業債の償還	348,676,000
	財務活動によるキャッシュフロー	150,576,000
	資金減少額	2,302,000
	資金期首残高	169,726,526
	資金期末残高	167,424,526

令和 8年度 安平町下水道事業予定損益計算書

(令和 8年4月1日から令和 9年3月31日まで)

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	80,566,000		
(2) 他会計負担金	23,251,000		
(3) その他営業収益	241,000	104,058,000	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	50,561,562		
(2) 下水道処理場費	145,606,000		
(3) 総係費	18,011,641		
(4) 減価償却費	309,483,000	523,662,203	
営業損失			419,604,203
3. 営業外収益			
(1) 他会計負担金	39,146,000		
(2) 他会計補助金	143,755,000		
(3) 雑収益	2,000		
(4) 長期前受金戻入	279,731,000	462,634,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	41,736,000		
(2) 雑支出	21,497,000	63,233,000	399,401,000
經常損失			20,203,203
5. 特別損失			
(1) その他特別損失	2,000	2,000	2,000
当年度純損失			20,205,203
前年度繰越利益剰余金年度末残高			147,016,401
当年度未処分利益剰余金			126,811,198

令和 8年度 安平町下水道事業予定貸借対照表

(令和 9年3月31日現在)

資 産 の 部

円

円

円

円

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		159,518,076		
ロ 建物	744,664,998			
建物減価償却累計額	136,295,297	608,369,701		
ハ 構築物	8,406,006,307			
構築物減価償却累計額	705,589,322	7,700,416,985		
ニ 機械及び装置	513,115,774			
機械及び装置減価償却累計額	213,149,770	299,966,004		
ホ 車両運搬具	1,824,995			
車両運搬具減価償却累計額	1,733,249	91,746		
ヘ 工具器具及び備品	1,459,510			
工具・器具及び備品減価償却累計額	751,550	707,960		
ト 建設仮勘定		252,414,546		
有形固定資産合計			9,021,485,018	
固定資産合計				9,021,485,018
2. 流動資産				
(1) 現金預金			167,424,526	
(2) 未収金			8,162,318	
流動資産合計				175,586,844
資産合計				9,197,071,862

資 本 の 部
円 円 円

6. 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	972,565,169		
資本金合計	<u>972,565,169</u>	972,565,169	
資本金合計			972,565,169
7. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	126,811,198		
利益剰余金合計	<u>126,811,198</u>	126,811,198	
剰余金合計			126,811,198
資本合計			<u>1,099,376,367</u>
負債資本合計			<u>9,197,071,862</u>

令和8年度予算説明書に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却は定額法により計上している。なお、主な耐用年数は次のとおりとする。

建物 15～50年 構築物 10～60年 機械及び装置 5～20年 車両運搬具 5年
工具器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産の減価償却は定額法により計上している。なお、主な耐用年数は次のとおりとする。

電気通信施設利用権 20年

(2) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

職員の退職手当は、下水道事業が每期支出する北海道市町村職員退職手当組合に対する一定の負担金を除き、一般会計がその全部を負担することとしているため、退職給付引当金を計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における次年度6月支給見込額のうち当年度の負担に属する額を計上している。

③ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収の可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

2. 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は244,163千円とする。

3. セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

安平町下水道事業は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

(2) 報告セグメントごとの営業収益等

令和8年度予算（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

（単位：千円）

事業区分	公共下水道	特定環境保全公共下水道	合 計
営業収益	69,161	34,897	104,058
営業費用	301,616	222,046	523,662
営業損益	△ 232,455	△ 187,149	△ 419,604
経常損益	4,757	△ 24,962	△ 20,205
セグメント資産	5,633,256	3,563,816	9,197,072
セグメント負債	5,011,266	3,086,429	8,097,695
その他項目			
他会計繰入金	289,184	127,568	416,752
減価償却費	188,920	120,563	309,483
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	-

令和 7年度 安平町下水道事業予定損益計算書

(令和 7年4月1日から令和 8年3月31日まで)

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	80,303,000		
(2) 他会計負担金	24,125,000		
(3) その他営業収益	196,000	104,624,000	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	66,042,562		
(2) 下水道処理場費	138,990,000		
(3) 総係費	19,670,641		
(4) 減価償却費	374,855,000	599,558,203	
営業損失			494,934,203
3. 営業外収益			
(1) 国庫補助金	11,300,000		
(2) 他会計負担金	41,594,000		
(3) 他会計補助金	137,003,000		
(4) 雑収益	2,000		
(5) 企業債	9,600,000		
(6) 長期前受金戻入	393,782,000	593,281,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	40,406,000		
(2) 雑支出	22,306,000	62,712,000	530,569,000
經常利益			35,634,797
当年度純利益			35,634,797
前年度繰越利益剰余金年度末残高			111,381,604
当年度未処分利益剰余金			147,016,401

令和 7年度 安平町下水道事業予定貸借対照表

(令和 8年3月31日現在)

資 産 の 部

円

円

円

円

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		159,518,076		
ロ 建物	744,664,998			
建物減価償却累計額	104,886,297	639,778,701		
ハ 構築物	8,406,006,307			
構築物減価償却累計額	469,174,322	7,936,831,985		
ニ 機械及び装置	513,115,774			
機械及び装置減価償却累計額	171,761,770	341,354,004		
ホ 車両運搬具	1,824,995			
車両運搬具減価償却累計額	1,642,249	182,746		
ヘ 工具器具及び備品	1,459,510			
工具・器具及び備品減価償却累計額	571,550	887,960		
ト 建設仮勘定		126,510,546		
有形固定資産合計			9,205,064,018	
固定資産合計				9,205,064,018
2. 流動資産				
(1) 現金預金			169,726,526	
(2) 未収金			8,162,318	
流動資産合計				177,888,844
資産合計				9,382,952,862

資 本 の 部
円 円 円

6. 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	972,565,169		
資本金合計	<u>972,565,169</u>	972,565,169	
資本金合計			972,565,169
7. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	147,016,401		
利益剰余金合計	<u>147,016,401</u>	147,016,401	
剰余金合計			147,016,401
資本合計			<u>1,119,581,570</u>
負債資本合計			<u>9,382,952,862</u>